

外交・安全保障調査研究事業費補助金（調査研究事業）

補助事業実績報告書

1. 基本情報			
事業分野	※募集要領にある分野 A～D のいずれかを記入 B 安全保障		
事業の名称	平和安全法制に基づく我が国の国際平和協力の在り方（方向性）の研究		
	※下記の期間から 1つを選択し「○」を記入 ( ) 1年間（平成 年度） (○) 2年間（平成 29年度～平成 30年度）（うち 1年目） ( ) 3年間（平成 30年度～平成 31年度）（うち 2年目）		
責任機関	組織名	一般社団法人日本戦略研究フォーラム(JFSS)	
	代表者氏名 (法人の長など)	屋山太郎	役職名 代表理事
	本部所在地	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7階	
	法人番号	1011105005948	
	①事業代表者	フリガナ	ニシオサム
氏名		西 修	
所属部署			役職名 顧問
所在地		〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7階	
②事務連絡 担当者	フリガナ	ナガノレイコ	
	氏名	長野禮子	
	所属部署	事務局	役職名 理事兼事務局長
	所在地	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3-28 新日本市ヶ谷ビル 7階	

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
事業総括・研究担当	西 修	駒澤大学名誉教授 (JFSS 顧問)	事業の総括・平和安全法制と憲法の関係の研究
グループリーダー・研究担当	高井 晋	防衛法学会理事長 (JFSS 常務理事)	国連平和維持活動に関連する研究のまとめ
グループリーダー・研究担当	佐藤庫八	千葉科学大学教授 (JFSS 政策提言委員)	国際平和共同対処事態関連の研究のまとめ
研究担当	西田一平太	笹川平和財団研究員 (JFSS 研究員)	国連平和維持活動と国際平和共同対処事態
研究担当	山本慎一	香川大学法学部准教授	同上
研究担当	井上実佳	東洋学園大学准教授	同上
研究担当	田中（坂部）有佳子	青山学院大学助教	同上
研究担当	川口智恵	JICA 研究所研究員	同上
研究担当	佐藤克枝	ノースアジア大学講師	同上
研究担当	本多倫彬	キャノングローバル戦略研究所研究員	同上
研究担当	佐藤裕視	JFSS 研究員	同上
研究担当	中村長史	東京大学大学院総合教育研究センター特任研究員	同上
渉外担当	里永尚裕	JFSS 主任研究員	渉外等の責任
事業補佐	長野栄美	JFSS 事務局員	渉外等の補佐
事業補佐	植村友里	JFSS 事務局員	総務・経理
※（別添 1「研究員の経験・能力等」）			

## 2. 事業の背景・目的・意義

### (1) 事業の背景

本事業の調査研究は、2016（平成 28）年 3 月に施行した「平和安全法制」と我が国の外交・安全保障政策を結びつけるものである。我が国は、従来、国際平和活動に必ずしも主体的に取り組んでおらず、ともすれば場当たりの対応せざるを得ない状態であったと言っても過言ではない。「平和安全法制」は、新たな任務として国際連携平和安全活動の実施、国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施など、いわゆる「在外邦人の保護・救援」活動、国連 PKO 現場における「駆け付け警護」活動、有志連合国への貢献等、従来行われなかった活動も任務としており、これに有効に対処するためには総合的な外交・安全保障政策の緊密化が緊急課題である。

### (2) 事業の目的

平和安全法制の成立により、我が国は国連平和維持活動の業務内容の拡充のほか、国際連携平和安全活動の実施、国際平和共同対処事態における協力支援活動の実施など、より幅広く国際の平和と安全に資する活動の枠組みを構築した。

本事業により、現場における外国軍隊の存在と行動について調査しておくことで、平和安全法制が整備されたばかりである我が国の外交・安全保障政策を実施・遂行する上で強力な貢献となることを目的とする。

また、関係者による我が国の法制の評価、関係諸国の実施の枠組みを現場調査することで、今後我が国が国際の平和と安全により積極的に関与していくための方途を提案し、法制整備に反映させるべく改善提案を行って参りたい。

### (3) 事業の意義

同法制の細部規定を検証すると、行動に関し制約事項が多く、国際の平和と安全のために活動している関係諸国と足並みを揃えて活動ができるとは言えない。これは我が国が実施する国際の平和と安全に資する活動が、国際社会で認識されている「武力の行使」に当たらない活動であることが、我が国では理解が得られていない、あるいは理解の促進が図られていないことに主要な原因があると思われる。本事業により、現場の調査を踏まえることで、同法制上実施できる業務、及び実施できない業務に区分分析し、政策の実行可能性を検証することとし、また各国が行っている国際平和活動について調査・発信することで、我が国の平和協力活動に対する理解が深まることに貢献できると考える。

また、現在行なわれている我が国の国際の平和と安全に資する活動は、主体性はあるが主導性はない

とされている。例えば、国連平和維持活動においては、国連安保理決議に示された活動内容を常に精査し、国際平和協力法に定める国際平和協力業務の一つに合致したものである必要がある。但し、その業務は安保理決議に示された「その他の業務」に位置付けられたものが多く、その業務内容を決定するのは日本政府であることから、主体性はあるものの安保理が求める主要業務ではないと言わざるを得ない。従って将来、我が国が積極的平和主義に基づく外交・安全保障政策を実施し、民主主義、人権、法の支配等基本的価値観を共有する国家、地域との安全保障協力を拡大するためにも、このような懸念を脱し、より積極的に貢献できるよう主要国との法制上の比較を踏まえ、実効性ある改善施策を提言することとする。

### 3. 事業の実施状況

本事業は、2017（平成 29）年、2018（平成 30）年の 2 年間をかけて実施するものである。

平成 29 年度は主として国際連合平和維持活動に係る調査研究を、平成 30 年度は主として国際連携平和安全活動、国際平和共同対処事態における協力支援活動に係る調査研究を行ってきた。調査研究の概要は、研究会 16 回、聞き取り調査 14 回、自衛隊の部隊等の訪問調査 6 回、海外の機関等への訪問調査 6 回及びセミナーの開催（共催）1 回であった。

また、当日本戦略研究フォーラム（以下、JFSS）のホームページ、『季報』及び『JFSS レポート』に調査研究の概要、実施内容を掲載するとともに、JFSS の定例シンポジウム（年 2 回）においても映像を用い、約 300 名の関係者に広報した。

（1）研究会の開催（研究委員による小規模研究会等。研究会毎に以下の項目を要記載）

第 1 回：2017 年 5 月 16 日 於：JFSS 会議室

本研究会の意義及び研究の目的等の問題意識について改めて確認し、調査事項、自衛隊関係者等の聞き取り予定者、有識者、現地調査、アンケートの実施等、研究会の全体計画について意見交換を行った。爾後、次回研究会に招聘する自衛隊 OB の紹介が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（非公開）

第 2 回：2017 年 6 月 27 日 於：JFSS 会議室

国連カンボジア暫定機構（UNTAC）派遣で元第 2 次施設大隊長の石下義夫氏を自衛官 OB 有識者として招聘し、UNTAC の現場でのいわゆる巡回及び任務遂行型の武器使用を中心に報告頂き、その後、研究員との間で意見交換が行われた。また、西研究員が「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」委員の時に取りまとめた報告書概要について説明があった。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 3 回：2017 年 7 月 25 日 於：JFSS 会議室

我が国が国連の平和維持活動（PKO）へ初めて自衛隊員を派遣した当時の陸上幕僚長だった西元徹也氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、自衛官を外国へ派遣する際の諸状況を中心に報告頂き、その後、研究員との間で意見交換が行われた。爾後、次回研究会及び外国出張の打ち合わせが行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 4 回：2017 年 8 月 29 日 於：JFSS 会議室

モンゴルと米国が主導する国連 PKO の多国間共同訓練に参加した自衛官を有識者として招聘し、「カーン・クエスト」の概要、カーン・クエストへの参加意義、訓練項目等について報告頂き、その後、研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、外国出張先（国連本部及びジブチ・ケニア）に

おける質問事項及びヒアリング対象について意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

**第5回：2017年9月27日 於：JFSS会議室**

イラク人道復興支援群長としてイラクの人道復興支援活動を指揮した番匠幸一郎氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、「自衛隊と国際任務…イラク派遣をふり返りながら…」のテーマのもとに、国際平和協力活動の歴史、イラク復興支援業務の概要を中心に報告頂き、その後、研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、現地調査先（国連本部及びジブチ・ケニア）におけるヒアリング対象者の紹介が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー、外務省国際平和協力室、内閣府国際平和協力本部（公開）

**第6回：2017年11月8日 於：JFSS会議室**

南スーダン、イラクへの陸自部隊の派遣、及び能力構築支援を担当した元陸上幕僚長の岩田清文氏を自衛隊 OB 有識者として招聘し、「国際平和協力活動の今後の在り方」について包括的な報告を頂き、その後研究員との質疑応答及び意見交換が行われた。爾後、海外出張先（国連本部及びジブチ・ケニア）におけるヒアリングの実施概要の報告とそれに続く意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー、外務省国際平和協力室、内閣官房企画官（公開）

**第7回：2017年12月26日 於：JFSS会議室**

自由民主党政務調査会審議役の田村重信氏を有識者として招聘し、「冷戦後の国際平和支援法制～歴史・現状・課題～」と題して、戦後から冷戦時代、冷戦時代、及び冷戦後（湾岸戦争から平和協力法制定まで、ルワンダ危機以降）に分けて、それぞれの時代に自由民主党及び国会内外で行われた議論について講話を頂いた。その後、平和安全法制の課題及び憲法改正の問題について研究員と意見交換が行われた。爾後、中間報告の作成にあたっての注意事項について、研究員との間で意見交換が行われた。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

**第8回：2018年1月30日 於：JFSS会議室**

長年、防衛問題を担当してきたジャーナリストを有識者として招聘し、ジャーナリストの立場から、これまで自衛隊員が派遣された国連 PKO に関わる数多くの取材経験で得られた様々な事実関係と問題点を整理するとともに、自衛隊に関わる活動についての発信のあり方と広報することの重要性についてお話頂いた。続いて研究員との質疑応答後、自衛隊員の国連 PKO への派遣のあり方のみならず、平和安全法制のあり方に関して意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

**第9回：2018年3月30日 於：JFSS会議室**

初年度最後となる第 9 回は、約 1 年弱の研究活動成果を再検討して、研究事業全体としての現状取りまとめと調査研究で明らかになった課題や、今後必要な調査の方向性の確認・共有を行った。以上を踏まえて、中間報告の実施に向けた報告書原案の確認及び、次年度前半の調査研究計画について検討した。同時に、次年度に見込まれる海外調査等のスケジュール及び調整状況等について、整理・共有を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（非公開）

第 10 回：2018 年 4 月 28 日 於：JFSS 会議室

今年度の方針、研究会の全体計画について意見交換を行った。NATO の実施する民軍協力関係に対する調査、NATO の文民協力（CIMIC）、EU の平和活動を中心とする国際機関の活動の事例分析・調査を行う。その中でも、EU、NATO、国連 PKO、という多様な参加オプションを持ち、決して多くない資源、日本との緊密な関係から、オランダに焦点を充てることを確認し、聞き取り予定者等についても検討を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 11 回：2018 年 6 月 25 日 於：JFSS 会議室

国連 PKO とアフリカ連合（AU）の統合アプローチ、IGAD 等の実施組織、組織連携、東アフリカ地域での基金の平和活動の展望、能力構築支援を含めた自衛官の個人派遣による国際平和協力の課題、日本の関与の方向性・可能性、国際平和協力に向けた教訓事項等のアフリカ出張の報告が行われた。その後、モンゴルの「カーン・クエスト 2018」を研修した概要報告も行われ、意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 12 回：2018 年 7 月 12 日 於：JFSS 会議室

落合直之氏（独立行政法人 国際協力機構）を招聘し、IMT（International Monitoring Team）の設立背景、任務、出口戦略、組織構造、活動経費、要員の法的地位と安全確保、効果、運用、課題等について、「ミンダナオ和平支援活動—非国連統括型への国際平和協力について—」というテーマで解説頂き、意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）

第 13 回：2018 年 8 月 9 日 於：JFSS 会議室

T 氏を招聘し、「平和安全法制の概要—我が国の及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備」に関して解説を頂いた後、「平和安全法制の成立と今後の我が国の国際平和協力—政策実務に係わった研究者としての考察—」というテーマで、ヒアリング及び意見交換を行う。その後、メンバーで今後の活動方針等、最終報告に向けた行程表の確認を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（非公開）

第 14 回 : 2018 年 10 月 15 日 於 : JFSS 会議室

中村進氏（元海将補）を招聘し、「海上自衛隊の国際平和協力活動の実態を踏まえ、今後の我が国の国際平和協力の在り方、法制上の課題について」というテーマで解説を頂いた。その後、運用に係わる法制度、海の特異性、国際平和協力活動、国際緊急援助活動、海賊対処行動、後方地域捜索救助活動・被災民救援活動、捜索救難活動、武器使用権限、協力支援活動時の隊員の地位、船舶検査活動等に関して意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー、外務省総合外交政策局安全保障政策課、外務省儀典賓客室、内閣府国際平和協力本部事務局（公開）

第 15 回 : 2018 年 11 月 21 日 於 : JFSS 会議室

吉田正紀氏（元海将・双日米国副社長）を招聘し、「海上自衛隊にとっての国際平和活動ー過去、現在、未来ー」というテーマで解説を頂いた。その後、クレピネピッチの議論と国際平和協力、戦略の不在、練度維持の効率性、海賊対処行動と日米同盟、リソース配分、編成の課題、安全保障と国土保全、国際平和協力における省人化、これからの自衛隊の活動、戦略的コミュニケーション、等に関して意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー、内閣総理大臣官邸国際広報室、外務省総合外交政策局政策企画室、外務省国際協力局国別開発協力第三課、外務省国際法局海洋法室（公開）

第 16 回 : 2019 年 1 月 25 日 於 : JFSS 会議室

元マレーシア軍将校（ミンダナオ国際監視団〔IMT〕元団長）である Major General (Retired) Dato' Abdul Rahim Bin Mohd Yusuff (Teaching Fellow, National Defence University of Malaysia) を招聘し、「IMT (International Monitoring Team) における活動について」というテーマで解説を頂いた。その後、「多国籍の平和ミッションに（自衛隊が）参加する上での課題や意義について」ヒアリング及び検討を行った。なお、IMT については落合氏（JICA）に続き 2 回目のヒアリングであり、今回は軍の視点から IMT ミッションについて意見交換を行った。

参加者：当事業研究者メンバー（公開）



## (2) 調査出張 (国内／海外への調査出張)

### <国内>

#### ①陸上自衛隊駒門駐屯地

- 2018年2月15日／静岡県(御殿場市) 出張者：佐藤(庫)、山本、西田、本多、森木
- 調査内容：陸上自衛隊国際活動教育隊の研修
- 研修内容は、第1にジブチ派遣海賊対処行動支援隊の活動の紹介、第2に国際活動教育隊における教育訓練の現況の説明であった。その後、ジブチ派遣海賊対処行動支援隊の活動内容と課題について研究員との意見交換、さらに国際活動教育隊の教育訓練内容を踏まえ、人材育成や能力構築支援のあり方についての意見交換を行った。

#### ②林田和彦氏(国連モザンビーク活動(ONUMOZ)派遣 元第三次輸送調整中隊長)

- 2018年2月23日／福岡県(福岡市) 出張者：佐藤(庫)、山本
- 調査内容：モザンビーク PKO 派遣時の教訓
- モザンビーク PKO 第三次隊中隊長として参加した林田氏から、PKO 派遣時の教訓について聴取した。初のアフリカへの自衛隊部隊派遣における苦労や、日本隊の強み、諸外国からの評価などを聴取し、日本の PKO 政策にとって貴重な示唆を得た。

#### ③石破 茂氏(元防衛大臣)

- 2018年3月2日／東京都(千代田区) 出張者：佐藤(庫)、高井、山本、本多、田中(坂部)
- 概要：防衛庁長官等を務めた石破茂代議士からヒアリングを行った。同氏が長官在任中に行われたのが、イラク人道復興支援活動等であり、同氏が答弁に当たったイラク特別措置法は現在の国際平和支援法へと発展している。同法制定時の経験談、またイラク等への部隊派遣時の長官としての苦悩などを聴取し、これからの国際平和協力のあり方等について、研究員と意見交換を行った。

#### ④陸上自衛隊青森駐屯地

- 2018年3月8～9日／青森県(青森市) 出張者：佐藤(庫)、高井、本多
- 調査内容：駆け付け警護任務を始め、平和安全法制成立後の新任務を付与された唯一の経験を持つ部隊であることを踏まえ、法制後の具体的な対応について紹介を受けた後、特に新任務対応経験を踏まえた状況についてヒアリングを行った。

#### ⑤堀場明子氏(笹川平和財団主任研究員)、中山万帆氏(笹川平和財団グループ長兼主任研究員)

- 2018年6月13日／東京都(港区) 出張者：田中(坂部)
- 調査内容：アチェ・モニタリング・ミッション(AMM)の概要
- アチェ・モニタリング・ミッションに関して、AMM 編成までの経緯、2005年までの日本の関与、AMM 派遣後と日本の対応について説明を受けるとともに、AMM を熟知しているヒアリング対象候補者について助言を受けた。

⑥ 在日米陸軍司令部法務部

- 2018年9月10日／神奈川県（座間市） 出張者：佐藤（庫）、山本、井上、里永
- 調査内容：米陸軍のROE（交戦規定）
- 在日米陸軍司令部法務部作戦法担当法務官（陸軍大尉）から米軍のROEの概要、特にROE（交戦規定）とは何か、標準交戦規定（SROE、国防長官が承認、統合参謀本部長が公布）の概要、ROE作成に係る考慮事項（政治的、軍事的、法律的）、武力紛争法とROEとの関係、固有の自衛権及び集団的自衛権、敵対的行為・敵性行為の差異、武力行使の段階的拡大（EOF）と自己防衛などについて説明を受け、その後意見交換した。

<海外>

① 米国／ニューヨーク 2017年10月9～13日 出張者：高井、佐藤（裕）

- 訪問先  
国際連合事務局（UN Secretariat）  
国連平和維持局（UNDPKO）  
国連フィールド支援局（UNDFS）  
国連政治局（UNDPA）  
国連公文書記録管理室（UN Archives and Records Management Section）  
国連日本国政府代表部
- 主な調査・情報収集対象
  1. 国連事務局  
Director of the Strategic Planning and Monitoring Unit、  
Executive Office of the Secretary-General (EOSG)
  2. 国連平和維持局：  
Chief、Integrated Training Service、Division of Policy and Training (DPET)、  
DPKO/DFS  
Project Manager、Triangular Partnership Project、DFS  
Planning Officer、DFS  
Coordination Officer、Civil Affairs Policy and Best Practices Service (PBS)、  
DPKO/DFS 他
  3. 国連政治局  
Political Affairs Officer、Policy and Mediation Division、UNDPA
  4. 国連日本国政府代表部  
公使、防衛駐在官、参事官（政務部）、一等書記官（財務部）
- 主な協議相手とテーマ

対国連では以下の点に留意してヒアリングを実施した。

- ・日本の国連平和維持活動参加に当たって加盟国より期待されている役割（ニーズ）
- ・安保法制通過後の日本の国際平和協力に関する認識・知識の共有
- ・最新の国連平和維持活動に関する改革、変化

● 内容／成果の概要（添付資料参照）

日本が国連平和維持局と協力してケニアで実施する能力構築支援である ARDEC について、国連内部での高い評価を頻繁に耳にした。

日本が派遣条件の多い加盟国であることは、他の加盟国から広く認知された事実であった。

安保法制通過後の日本の国際協力への参加については、概ねどの担当者も積極的に評価しており、今後さらなるコミットメントへの期待を肌で感じる結果となった。

②ジブチ共和国 2017年11月2～4日 出張者：佐藤（庫）、本多

● 訪問先

- ・在ジブチ日本国大使館
- ・ジブチ JICA 支所
- ・在ジブチ米国大使館
- ・派遣海賊対処行動航空隊
- ・派遣海賊対処行動支援隊

● 主な調査・情報収集対象

- ・在ジブチ日本国大使
- ・ジブチ JICA 支所長
- ・在ジブチ米国大使館員
- ・派遣海賊対処行動航空隊及び派遣海賊対処行動支援隊の司令及び幕僚等、並びに警備部隊中隊長、小隊長等
- ・陸上自衛隊能力構築支援隊長

● 主な協議相手とテーマ

上掲担当者に対し、ジブチにおける現地政府及び諸外国（軍）の動向、ジブチにおける自衛隊の活動概要と、国際平和協力活動（海賊対処）の現状と課題、拠点運営（警備含む）に係わる課題、今後の派遣海賊対処活動・国際平和協力の展望等について幅広くヒアリングを行った。

● 内容／成果の概要（添付資料参照）

日本隊の実施する派遣海賊対処行動が、ジブチを拠点に各国が行う海賊対処の中で大きなプレゼンスを発揮している現実を把握した。他方、海賊対処という単一目的での数年に亘る派遣枠組みであ

ることに起因して、海賊の減少や中国軍の進出など、状況変化への対応が困難であるという法的枠組み上の限界に起因する課題も散見された。一方で、特に海賊の数が減少し、各国が他のオペレーションに資源を再配置する中、継続的に、また信頼度の高い任務を遂行してきたことは、結果として各国（軍）から実務上の信頼を勝ち得ていることが窺えた。

③オランダ／ハーグ、ベルギー／ブリュッセル 2018年3月18～23日 出張者：田中（坂部）、西田

● 訪問先

政府機関・多国間機関：NATO CIMIC COE、オランダ国防大学、オランダ外務省・国防省

シンクタンク：ECDPM、Hague Centre for Strategic Studies

研究者：ライデン大学、ユトレヒト大学

● 主な調査・情報収集対象

1. オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態
2. NATO が実施する民軍協力関係（CIMIC）構築のための訓練の特徴
3. EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

● 主な協議相手とテーマ

- ・ NATO CIMIC COE 「NATO における CIMIC 関連の調査・訓練」
- ・ オランダ国防大学 「オランダ国防軍の平和活動/インテリジェンス、他国軍との協力」
- ・ The Hague Centre for Strategic Studies 「MINUSMA へのオランダの参加」
- ・ オランダ外務省・アジア課 「平和活動等における日蘭関係」
- ・ オランダ外務省（Security Policy division、UNSC Taskforce）
- ・ 国防省ワーキングセッション 「オランダの平和活動政策の特徴と実態」
- ・ ライデン大学 「オランダにおける部隊派遣の決定過程と国連 PKO への参加」
- ・ ユトレヒト大学 「平和活動実施における国際法と国内法の関係」
- ・ ECDPM 「EU の平和活動/危機管理における包括的アプローチ」
- ・ ECDPM/GIZ 共催セミナー 「The State of Peace and Security in Africa」

● 内容／成果の概要

オランダは、国連平和維持活動のほか、北大西洋条約機構（NATO）主体の多国籍軍、欧州連合（EU）主体の CSDP（Common Security and Defense Policy）ミッション、欧州安全保障機構（OSCE）によるミッションを派遣しており、その活動のための体制、派遣決定過程の概要を知ることができた。NATO は、中東アフリカ方面からの非伝統的脅威への対応とともに、ウクライナ危機とクリミアのロシア編入を契機として東部方面への備えを強化してきている。日本とは、2014 年の「日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」があり、人的交流の活発化が見込まれる。NATO CIMIC-COE は、紛争などの作戦現場における民軍連携についての概念形成、教育訓

練、教訓抽出等を行う機関であり、日本関係者との連携を基本的に歓迎する旨言明があった。EU は、2016 年の EU グローバル戦略において、ヨーロッパ域内外の危機に対し、EU 各組織と加盟国が統合アプローチを採用すること、危機管理の中でも、危機が拡大する以前の危機予防、安定化に注力することを要求している。特にアフリカへの関与は、CSDP ミッションの派遣、人道・復興・開発支援があり、EU とアフリカ連合 (African Union: AU) のパートナーシップ強化を重視している。

#### ④エチオピア、ウガンダ出張

- 2018 年 5 月 13～19 日／エチオピア (アディスアベバ)、ウガンダ (カンパラ)  
出張者：井上、川口
- 訪問先：在エチオピア日本大使館、アフリカ連合 (AU) 日本政府代表部、在 AU 国連事務所、アフリカ連合 (AU)、政府間開発機構 (IGAD)、アディスアベバ大学平和・安全保障研究所 (IPSS)、安全保障研究所 (ISS) アディスアベバ支部、在ウガンダ日本大使館、国連通信学校／国連地域サービスセンター、War Child Canada、Refugee Law Project
- 主な調査、協議対象  
国際機関、学術機関に加え、日本政府関係機関、国際機関の日本人職員との面会により、アフリカにおける平和・安全保障の現状と日本の国際平和協力 (平和安全法制) との関連性を把握する。
- 内容／成果の概要 (添付資料参照)
  - ・国連 PKO とアフリカ連合 (AU) の統合アプローチの必要性・重要性について認識した。国連は、個々のオペレーションの実動をアフリカ自身にゆだねつつも、活動の質については国連基準の確保を求めている。このため、国連と AU の統合アプローチを追及している。
  - ・アフリカにおいては AU よりも IGAD が実質的な活動を行っている。
  - ・非国連統括型の活動事例 (AU ソマリアミッション：AMISOM) を把握することができた。
  - ・国連の承認を受けた PKO と併存する多国籍軍 (G5 サヘル：ブルキナファソ、マリ、モーリタニア、ニジェール、チャド) の活動を把握することができた。

#### ⑤「カーン・クエスト 2018」研修出張

- 2018 年 6 月 15～18 日／モンゴル国  
出張者：佐藤 (庫)、山本、佐藤 (裕)、岩田氏 (元陸上幕僚長) 植村
- 訪問先：モンゴル陸軍ファイブ・ヒルズ演習場
- 主な調査・情報収集対象
  - ・モンゴル軍の演習の計画・実施の主務者
  - ・陸上自衛隊中央即応連隊同中隊の 1 個小隊等
  - ・カーン・クエスト演習参加中の各国軍隊：モンゴル軍、米陸軍、米海兵隊、中国軍等
- 主な協議相手とテーマ
  - ・モンゴル軍の主務者に対し、演習の目的、訓練の概要、評価等について確認すること。

- ・陸上自衛隊の部隊指揮官（中隊長）に対し、訓練の概要、成果、今後の訓練への反映事項等について確認すること。
- ・現地を訪問、指導中の陸上幕僚副長ほか視察者 3 名と国際平和協力活動に参加する上での課題と今後の方策について実務者レベルでの意見交換をすること。
- ・演習参加中の 6 カ国軍隊の演習状況を研修し、訓練練度を確認すること。

● 内容／成果の概要（添付資料参照）

- ・モンゴル軍が米陸軍と共同で企画運営しているカーン・クエスト演習の目的、訓練内容等を把握することができた。
- ・モンゴルが PKO に積極的に取り組むこととなった背景を確認することができた。  
なお、本演習の開会式にはモンゴル国大統領が参加し訓示を述べている。
- ・本演習は、PKO に派遣される警備部隊が不測事態発生時における対処すべき行動を演練していた。その訓練課目は 7 課目が準備されており、最近の PKO の現場で発生した事例を元に訓練内容が示されていた。
- ・本演習に参加した部隊（小隊レベル）は、各訓練課目をローテーションで行うことにより PKO に派遣された際は自信をもって対応できると述べていた。また、彼らは、帰国後他の部隊に訓練内容を紹介し、自国部隊の能力を向上させる任務も負っていた。

⑥国際連合本部出張

- 2018 年 11 月 14～18 日／米国（ニューヨーク） 出張者：佐藤（裕）
- 訪問先：PKO 局部隊形成課、政治局
- 主な調査・情報収集対象  
国連 PKO 局部隊形成課：同課課長（陸軍軍人）、同課長補佐（文民）  
国連政治局：1 名匿名希望
- 主な協議相手とテーマ
  - ・昨年度加盟国上記担当者に対し、日本の国連平和維持活動参加に当たって加盟国から期待されている役割
  - ・平和安全法制成立後の日本の国際平和協力に関する認識・知識の共有
  - ・国連平和維持活動に関する改革、変化
- 内容／成果の概要（添付資料参照）
  - ・2017－2018 年の国連 PKO の改革、「平和のための行動（Action for Peace:A4P）」の概要について把握することができた。
  - ・A4P はサントス・クルズ（ブラジル退役中將）がグテーレス事務総長の求めに応じて提出した『クルズレポート』が元になっている。同レポートでの重視事項は、PKO 要員の安全確保、文民保護、国連と諸地域機関とのパートナーシップの 3 点である。
  - ・部隊形成課の任務・役割を把握するとともに、今後日本に期待する 4 項目（「スマート・ブリッジ」の活用、共同部隊の提案、物理的貢献（要員の派遣）の勧め、自衛隊による三角協力に関する

る助言)を聴取できた。

- ・国連政治局においては、国連の機構改革、組織改革の概要を把握できた。

#### ⑦大韓民国出張

- 2019年1月6～9日／大韓民国（ソウル特別市） 出張者：高井
- 訪問先：韓国国防大学等
- 調査内容：韓国のPKO政策、韓国の外交・安全保障政策
- 内容／成果の概要（添付資料参照）
  - ・国連PKO待機制度への登録と国連PKO参加法に基づく待機制度の概要、及び国連PKO、非国連型PKO（多国籍軍）への派遣実績を把握した。
  - ・韓国は1991年国連待機制度へ登録する際に、国連の活動に協力することの意義について論議し、次の4点を整理した。国連加盟国としての義務であり当然の権利であること、朝鮮半島有事において国連加盟国に支援してもらう必要があること、韓国の国際的地位を向上させるため、国連PKO受入国との友好協力関係を増進させることである。
  - ・その後、派遣の法的根拠を明確にするため2009年12月国連PKO参加法を制定した。

#### ⑧ガーナ出張

- 2019年1月30～2月1日／ガーナ（アクラ） 出張者：井上、田中（坂部）
- 訪問先：在ガーナ日本大使館、コフィ・アナン国際PKO訓練センター（KAIPTC）、JICAガーナ事務所
- 調査内容：西アフリカの平和維持に関する訓練の現状と日本の関与の可能性の把握
- 内容／成果の概要（添付資料参照）
  - ・日本大使館にとってKAIPTCは西アフリカの安全保障、国際平和活動に関する重要な情報源となっていることを確認した。
  - ・KAIPTCの概要を把握することができた。また、西アフリカにおける3つのPKOセンターとの関係についても整理することができた。
  - ・KAIPTCへの日本人講師の派遣は、訓練参加者の専門性・経験値が高いため、相応の能力をもった人材の派遣が必要である。
  - ・日本はKAIPTCの主要支援国の一つである。日本はUNDP経由の無償支援で、これまでに小型武器管理、国境管理、PKO要員に対するテロ対策訓練の推進に協力してきた。  
なお、現時点における直接的な支援要請はない。
  - ・JICA事務所はガーナのほかりベリア、シエラレオネを管轄している。3カ国の現状とそれぞれの課題について把握することができた。

⑨オーストラリア出張

- 2019年2月2～6日／オーストラリア（キャンベラ） 出張者：佐藤（庫）、本多
- 訪問先：豪国防省、豪陸軍司令部、豪軍統合作戦コマンド司令部、豪軍平和活動訓練センター（POTC）、豪民軍センター
- 調査内容：豪のPKO政策の概要、豪軍の「国際関与」政策の状況と平和活動、豪統合司令部における国際平和活動計画の策定（手順）、豪民軍センターの活動の概要
- 内容／成果の概要（添付資料参照）
  - ・豪PKO政策の方針、施策の概要を把握することができた。豪のPKO等派遣の規模は決して大きくはない。小規模ではあるが最大限の効果を上げるための施策を戦略的に行っている。
  - ・施策の重視事項は、司令部要員の継続的な派遣、ロジスティック部門への積極的な関与、豪軍の強みを生かした派遣（医療、施設分野）、高位ポストの獲得（このための継続的な人材の育成、タイムリーな派遣）、国連PKO局等との密接な連携、情報収集努力の継続などである。
  - ・全政府機関が一体となって国際平和協力活動への取り組みを行っており、常に国益・メリットを意識して計画し、実施している。
  - ・PKO等派遣に関するリスクを含めた徹底的な議論を行い、国民に説明し、国民的コンセンサスを得ていることを確認できた。
  - ・豪陸軍の国際平和活動に関する明確な目標・方針の明示、陸軍の編成・装備・能力を踏まえた活動内容及び他国軍隊との共同連携要領について把握した。
  - ・統合軍化コマンド司令部における外務貿易省、警察、NGO等を交えた活動計画の策定手順について把握できた。
  - ・POTCの充実した訓練、教訓業務の実施状況を把握できた。「小さくとも特別な能力」をもった組織を目指し、実践されていることを確認できた。
  - ・民軍センターを設置し、豪国の国際平和政策を側面から適切に支援していること確認できた。



### (3) その他

以下、研究員の本事業にかかる講義・講習など列挙する。

#### ①高井 晋研究員

- 自衛隊幹部学校学生に対する講義

平成 29 年 4 月 4 日、陸上自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 80 名）に対し、「国連と集団安全保障体制」のテーマで、国連の組織、国連 PKO 並びに国連政治平和構築活動（国連 PBO）、有志連合軍の活動等の実態について講義を行った。

平成 29 年 4 月 6 日、統合幕僚学校の幹部高級課程学生（約 60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで、国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議が関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等について講義を行った。

平成 29 年 4 月 12 日、航空自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 50 名）に対し、「国際機構論」の講義を行い、国連を始めとする国際機構、国際司法裁判所、国際仲裁裁判所、ルワンダ特別国際裁判所、ユーゴ特別裁判所、国連 PKO 等について講義を行った。

平成 29 年 4 月 25 日、陸上自衛隊幹部学校技術高級課程学生（約 20 名）に対し、「国連と集団安全保障」のテーマで、国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍等による安全保障の活動について講義を行い、爾後、意見交換を行った。

平成29年6月28日、航空自衛隊幹部学校幹部高級課程学生（約20名）に対し、「国際平和協力論（高井ゼミ）」を実施し、第1課題「国際平和協力活動（駆け付け警護等を含む）を分析し、我が国がこれを積極的に推進するべきか現在程度に止めるべきかを判断するにあたり、国家（戦略）レベルと自衛隊（戦術）レベルにおけるメリットとデメリットを検討せよ」、及び第2課題「自衛隊が国際平和協力活動（駆け付け警護等を含む）を実施する場合、推進要因と阻害要因を分析し、阻害要因についてはその克服策等を具体的に検討せよ」について学生に発表させ、意見交換を行った。

平成 29 年 9 月 1 日、統合幕僚学校の幹部高級課程学生（60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで、国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議が関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等について講義を行った。

- 小・中学校の教員及び指導主事等に対する講義

平成 29 年 10 月 16～18 日にかけて行われた内閣官房領土室、文部科学省共催の「小・中学校教員等セミナー」の受講者（約 100 名）に対して、我が国が抱える島嶼領土問題との関連で主権、領土権、領域主権、領域の移転、国際紛争の平和的解決、国連 PKO による平和的解決等について、国際法の観点から 2 回の講義を行い、爾後、質疑応答を行った。

- 自衛隊統合幕僚学校幹部高級課程の学生に対する講義

平成 30 年 4 月 10 日に自衛隊統合幕僚学校の幹部高級課程学生（約 60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで、集団安全保障機構の国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議に関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等について講義を行い、爾後、質疑応答を行った。

- 航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程の学生に対する講義

平成 30 年 4 月 12 日に航空自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 50 名）に対し、「国際機構論」の講義を行った。ここでは、国連を始めとして安全保障に関わる国際機構、紛争の平和的解決機関として国際司法裁判所、国際仲裁裁判所、ルワンダ特別国際裁判所、ユーゴ特別裁判所、及び、国連の PKO 活動の歴史、実態、将来構想との講義を行い、爾後、質疑応答を行った。

- 陸上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程の学生に対する講義

平成 30 年 4 月 20 日に陸上自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程学生（約 80 名）に対し、「国連と集団安全保障」のテーマで講義を行った。ここでは、集団安全保障の考え方、集団安全保障機構及び国連の機能、及び国連の PKO の実態とあり方について講義を行い、爾後、質疑応答を実施した。

- 航空自衛隊幹部学校高級課程の学生に対するセミナー

平成 30 年 6 月 27 日に航空自衛隊幹部学校幹部高級課程の学生（約 20 名）に対し、「国際平和協力論」のセミナーを実施した。セミナーでは、課題を設定し、学生による発表を行い、爾後、意見交換を行った。

- 自衛隊統合幕僚学校幹部高級課程の学生に対する講義

平成 30 年 9 月 13 日に統合幕僚学校の幹部高級課程の学生（約 60 名）に対し、「国連と国際安全保障」のテーマで講義を行った。講義の内容は、集団安全保障機構の国際連盟と国連の比較、国連安保理の決議に関わる国連 PKO、国連 PBO、有志連合軍の活動等であり、講義後に質疑応答を行った。

- 航空自衛隊幹部学校高級課程の学生に対するセミナー

平成 30 年 11 月 15 日に航空自衛隊幹部学校幹部高級課程の学生（約 20 名）に対し、「国際平和協力論」のセミナーを実施した。セミナーでは、課題を設定し、学生による発表を行い、爾後、意見交換を行った。

## ②西田一平太研究員

- 法政大学 Global Interdisciplinary Studies（グローバル教育学部）“International Development Policies”の授業における解説

平成30年4月から7月にかけて開講された標記授業（英語）において、平和と開発の関係を解説するために、国連を通じた集団安全保障及び「持続可能な開発（SDG）」目標16で掲げられている平和

について論じる際に、国際の平和と安全に係る我が国の取り組み、とりわけ国際平和協力の意義と課題について解説をした。

- 青山学院大学地球社会共生学部「国際機構論」の授業における解説

平成30年9月から11月にかけて開講された標記授業（四半期制）において、「国際機構と平和」についての講義の際、変化する国連PKOの現状に対して日本がどのように対応しようとしているのか、これまでの国際平和協力への取組や平和安全法制に触れて解説をした。

### ③山本慎一研究員

- 平成29年度教員免許状更新講習（選択領域）における解説

平成29年8月と平成30年2月に実施した標記講習において、「国際社会における法制度と日本」というテーマで教員免許の更新対象者（幼・小・中・高の教員免許保持者合計28名）に対し、講習を実施した。その際、本事業に関わる平和安全法制の概要や日本の国際平和協力法制と国際的な平和活動の現状についても解説と意見交換を行った。

- 放送大学2017年度第2学期面接授業における解説

平成29年11月に実施した標記授業において、「国際的な紛争処理と日本」というテーマで放送大学の面接授業受講者（9名）に対して講義を行い、演習形式で意見交換を実施した。国際的な紛争処理方法の説明において、司法的解決以外の武力紛争の処理についても言及し、その際に国連PKOを始めとする国際平和活動の現状と、日本の平和安全法制によって整備された国際平和協力法制の意義と課題を解説した。

- 香川大学法学部「武力紛争と法」の授業における解説

平成29年10月から平成30年2月にかけて開講された標記授業において、「国際平和活動の歴史と現状」及び「自衛権の歴史と現状」というテーマの講義の際、平和安全法制及び国際平和協力法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- 香川大学法学部「国際法Ⅲ」（旧科目名：「武力紛争と法」）の授業における解説

平成30年4月から7月にかけて開講された標記授業において、「国際平和活動の歴史と現状」及び「自衛権の歴史と現状」というテーマの講義の際、平和安全法制及び国際平和協力法制の内容と意義・課題等についての解説を行った。特に平成30年6月に本事業を通じて調査を行った「カーン・クエスト2018」で得られた知見が、国連PKOの現場の訓練実態の内容を解説することに役立った。

- 出前講義における解説

平成29年7月に英明高等学校において（聴衆26名）、平成29年11月に兵庫県立姫路飾西高等学

校において（同 30 名）、「法学部での学びと国際法・国際連合の世界」と題する出前講義を実施し、日本の国際貢献の話の中で平和安全法制の整備と国連 PKO への協力について解説をした。

平成 30 年 6 月に高松市立高松第一高等学校において（聴衆 48 名）、「法学部での学びと国際法」、平成 30 年 12 月に愛媛県立松山北高等学校において（聴衆 30 名）、「法学部での学びと国際法・国際連合の世界」と題する出前講義を実施し、日本の国際貢献の話の中で平和安全法制の整備と国連 PKO への協力についての解説を行った。

- 日本国際政治学会 2017 年度研究大会安全保障分科会 II における研究報告

平成 29 年 10 月に開催された日本国際政治学会の分科会において、「南スーダンの複合的危機における法制度的枠組みの考察—国際レベルと日本の比較を通じて—」のテーマで研究報告を実施した。その際、日本の対南スーダン支援に関連した「法制度的枠組み」の考察において、平和安全法制制定前後の国際平和協力法の内容と対南スーダン支援に与えた影響について報告をした。聴衆の正確な人数は不明だが、50 部用意したレジュメは全て消費された。

- 防衛省陸上幕僚監部法務官等連絡調整会議における研究報告の実施

平成 30 年 7 月 10 日に防衛省陸上幕僚監部法務官等連絡調整会議において、「MONUSCO 介入旅団における法的問題—UNMISS 地域保護軍と国際平和協力に与える示唆」と題する研究報告を実施した。同報告は、MONUSCO 介入旅団に関わる法的問題を指摘した上で、それが UNMISS 地域保護軍や我が国の国際平和協力に与える示唆を考察したものである。

- 研究報告の実施

平成 31 年 3 月 10 日に琉球大学島嶼地域科学研究所平成 30 年度個人型共同利用のプロジェクトにおいて、「在日米軍との間の防災協力法制に関する研究：災害協定に関する実態調査と災害時地位協定の検討」の研究課題に関わる研究報告を実施した。本研究課題は災害対応の側面から地位協定のあり方を検討するものであるが、自衛隊と在日米軍との間の協力関係や駐留外国軍隊の活動を法的に統制する手段として地位協定を考察する際、米陸軍の ROE についての考え方や、ジブチ政府と間の交換公文の締結による同国内での自衛隊の法的地位など、本事業の調査で得られた知見を活用した。

#### ④田中（坂部）有佳子研究員

- 日本国際政治学会 2017 年度研究大会安全保障分科会 II における研究報告

平成 29 年 10 月に開催された日本国際政治学会の分科会において、「2005 年包括和平合意以降の対南スーダン支援における包括的アプローチの実現：英国と EU を事例として」のテーマにて、研究報告を行った。

- 青山学院大学国際政治経済学部「Global Studies I」の授業（英語講義）における解説

平成 29 年 4 月から 7 月、平成 30 年 4 月から 7 月にかけて開講された標記授業において、国連 PKO、NATO 主体による多国籍軍等の活動根拠と活動実態について解説をした。

- CSCAP/PKO 部会への参加

2017 年 11 月 19-21 日、シェムリアップ（カンボジア）に於いて開催された、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP: COUNCIL FOR SECURITY COOPERATION IN THE ASIA PACI-FIC）の「UN PKO」SG 第 3 回会合に出席した。各国からの出席者の報告を通じて、国連 PKO に対する各国の関与の現状を知ることができた。

⑤佐藤克枝研究員

- ノースアジア大学法学部「安全保障論」ゼミナールの授業における解説

平成30年4月から平成31年1月にかけて開講された標記授業において、「地域的安全保障体制」及び「国際平和協力活動」というテーマで講義の際、平和安全法制及び国際平和協力法制の内容と意義・課題等についての解説をし、意見交換を行った。

- 出前講義における解説

平成30年6月28日及び7月6日に明桜高校において（聴衆23名）、「日本の安全を考える」と題する出前講義の際、平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

平成30年11月8日にコンソーシアム秋田における平成30年度後期高大連携授業において、「弱き者を助ける～ニュースを法から考える～」と題する出前講義の際、平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

平成30年8月6日から8日の間、ノースアジア大学における（聴衆79名）、高校生向け講座「国際関係」の出前講義の際、国際平和協力の現状及び平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

平成30年9月3日から7日の間、ノースアジア大学における（聴衆26名）、大学生向け講座「国際関係」の出前講義の際、国際平和協力の現状及び平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

平成30年3月13日及び15日、明桜高校スプリングアカデメイアにおいて（聴衆8名）「安全保障学入門」と題する出前講義の際、国際平和協力の現状及び平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

⑥本多倫彬研究員

- 東京都市大学共通教育部「国際関係論Ⅱ」の授業における解説

平成 30 年 9 月から翌年 1 月にかけて開講された標記授業において、「紛争と国連の平和活動」というテーマの講義の際、平和安全法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- コモン国際情勢研究会「外交安全保障サマーセミナー」における解説

平成 30 年 9 月に開講された標記セミナーにおいて、平和安全法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- メディア取材対応における解説

平成 30 年 9 月に朝日新聞社で組まれた特集「PKO 問題をたどって」シリーズにおいて、企画段階から解説を行い、特集内にもコメント等を寄せた。

#### ⑦中村長史研究員

- 大東文化大学法学部「国際関係論 A」の授業における解説

平成 30 年 4 月から 7 月にかけて開講された標記授業において、「集団安全保障の意義・限界・代替策」というテーマの講義の際、平和安全法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- 文教大学文学部「国際学」の授業における解説

平成 30 年 9 月から平成 31 年 1 月にかけて開講された標記授業において、「集団安全保障の意義・限界・代替策」というテーマの講義の際、平和安全法制の内容と意義・課題等についての解説をした。

- 出前講義における解説

平成 30 年 10 月 19 日に一橋大学国際・公共政策大学院において（聴衆 16 名）、「日本の平和オペレーション論議」と題する出前講義を実施し、平和安全法制の内容と意義・課題等について解説をした。

#### 4. 事業の成果（公開部分、ページ制限なし）

平成 29 年度は、主として過去実施されてきた国際連合平和維持活動等に係る実態調査を行った。調査活動を通じて活動当時の課題、平和安全法制によって改善された事項及び今後の我が国の国際平和協力の在り方・方向性について聴取し分析した。平成 30 年度は、主として海外の機関を訪問し、今後我が国の国際平和協力活動に参考となるべき事項を聴取した。2 年間に亘り、調査研究活動を行った。これらの貴重な収集資料をもとに提言事項を整理することができた。

調査研究活動の内容としては、聞き取り調査 14 件、自衛隊の部隊等の訪問 6 件、国外の機関への現地調査 7 件、セミナーの開催 1 件及び文献等の収集分析である。

##### (1) 聞き取り調査の概要

本項では、各聞き取り調査者の発言の要点を記述する。これらの要点は、提言に反映できる観点から整理したものである。

##### ①石下義夫氏（国連カンボジア暫定機構（UNTAC）派遣 元第二次施設大隊長）

（細部：『資料編』別添 2－1 参照、29 頁）

- ・ 任務を終え帰国後、国内で約半年間講演依頼が続いたが、それ以降パタリとなくなった。国民の関心は長くて半年、現時点でも同じだと思う。

##### ○ 派遣施設大隊の状況

- ・ 指揮官交代当日、国連ボランティアの故中田厚仁氏の棺がヘリコプターで移送されてきた。指揮初日であり、非常な緊迫感をもった。
- ・ 平成 5 年 4 月 16 日、上級司令部の指示で大隊の集積場から秘密裏に撤収した。この処置は、後に UNTAC 本部から批判を受けた。

##### ○ 活動経験からの所見教訓

- ・ 派遣準備は 3 ヶ月、寄せ集め部隊のため実質 1 月の準備期間であった。この間の訓練は現地での施設作業関連が中心で、安全確保訓練は実施していなかった。このため、現地で急遽警備訓練、施設の防護強化を行った。
- ・ 派遣前に現地の情勢、PKO の特異性（全体の組織、指揮系統、装備品管理等）についての教育はなかった。全て現地で確認し、実行した。
- ・ 選挙監視要員の派遣などの情報提供はなかった。突然同要員の安全確保についての指示がきた。投票所の巡回警備を行うこととなった。
- ・ 医官、看護師及びレンジャー要員からなる医療救援チームを編成し待機させた。いわゆる駆け付

警護の先例となるチーム。遺書を書いた隊員もいた。

- ・ ターゲットになりやすい日本の体質を改善することが必要である。日本・日本人を攻撃すると大騒ぎするので、敵にとっての宣伝効果が高い。
- ・ 他国の PKO 部隊との連携は慎重に、綿密な調整が必要である。もともと参加姿勢が違うこと、銃の使用基準が日本施設大隊とは異なること、言語が違うこと一に留意する必要がある。
- ・ 二重指揮については、国連本部、現地司令部、参加 PKO 部隊等に対して日本の制度、行動の限界を事前に説明し、理解を得ることが重要である。
- ・ PKO に継続して参加することは有意義である。但し、私の時代より大きく変質しており、参加形態をよく検討することが必要である。
- ・ PKO25 年の歩みを検証することが必要である。派遣態勢が整備され、平和安全法制が制定されたことは評価できる。また、教育訓練が充実し、派遣経験が蓄積され、経験者が増えていることは喜ばしい。
- ・ 今後継続して見直すべきこととして、やはり武器使用のハードルが高いこと、犠牲者が発生した場合における国民世論の動向、危険を伴う任務遂行に関する参加隊員の意識の把握一がある。

②西元徹也氏（元陸上幕僚長・元統合幕僚会議議長） （細部：『資料編』別添 2－2 参照、36 頁）

○ 自衛隊の PKO 活動の実績と成果の概要

- ・ PKO 法が成立してから 25 年、カンボジアから南スーダンまで 14 の活動を実施してきた。延べ 12,219 名＋UNMISS 司令部要員 33 名の隊員が参加してきた。
- ・ 私は、カンボジア、モザンビーク、ルワンダ、ゴランの各活動に関わり、ハイチ安定化ミッションには防衛大臣補佐官として関与した。

○ 国連 PKO 参加のための膨大な準備と教訓

- ・ 平成 4 年 6 月の国際平和協力法の制定後、カンボジアへの派遣は 9 月半ば以降と想定し、ライニングは覚悟の上で参加のための部隊の編成、要員の選定指名、訓練や膨大な装備品等の輸送等の準備に着手した。
- ・ この処置により長官の派遣準備指示から派遣命令までの 1 ヶ月の間に、装備品の輸送準備、UN マークの塗装、管理換の処置等を完了した。
- ・ この当時 PKO 派遣「別組織論」があったが、この大物量輸送作戦を完遂できるのは、自衛隊の総力を結集した組織力によってのみ可能であると確信した。

○ 国連 PKO 活動における文民保護

- ・ カンボジア派遣当時、選挙監視員を防護するための法的枠組みはなかった。自衛隊員には武器を



携行させ、自らの身を晒す人間の盾になるべく行動するよう指導した。

- ・ このことは、今でも心の痛む思いである。後年、自ら選挙監視に赴いたり、地雷処理を支援する会に関わったのは罪滅ぼしのためである。
- ・ 自ら起案した「選挙監視員に対する一般的支援」を現地指揮官に示して実行させたが、現在でも当時としてでき得る最大の止むを得ぬ施策であったと認識している。
- ・ 一人の犠牲者も出さず無事に最初の総選挙を成功裏に終了できたのは、陸幕と現地が一体となったことや、現地住民を味方にできたのもその要因である。在日本大使館、文民警察、州政府と連携したのも良かった。
- ・ UNTAC 司令部は当初日本隊に不信感を持っていた。しかし、自衛隊が行動している枠組みを理解した後は、日本隊に対する司令部の信頼を勝ち得て、爾後の活動の円滑化に寄与した。

#### ○ 実施計画の硬直性

- ・ 施設大隊、停戦監視要員も実施計画・業務の硬直性に悩まされていた。同計画等の範囲外のことは全て本国政府の了解を必要としていた。これでは緊急時の対応が生じた場合、軍事行動の最重要要素である適時性を欠くことになるかと危惧した。
- ・ 「こういうことだけは、やってはいけない」とネガティブリストで規定してあげれば良いが、全てポジティブリストであった。

#### ○ 今後の活動の方向性

- ・ 国家安全保障戦略では、国際平和協力業務を積極かつ多層的に推進していくとされた。今後自衛隊の協力の態様についてより深い検討が必要である。
- ・ このため、自衛隊の蓄積した経験と施設分野における高度な能力を活用した活動を積極的に実施するとともに、現地司令部の責任ある職域、例えば、幕僚長、作戦部長を始めとする主要部長等、できれば司令官への自衛官の派遣の拡大が必要である。
- ・ 平和安全法制により PKO の第 5 原則は変更されたが、第 1～4 原則は全く変わっていない。変わっていないどころか厳格に守るとされた。見直しが必要である。
- ・ 「現に戦闘行為が行われている現場」以外での後方支援は認められた。これが「武力行使との一体化」を前提としたことには懸念が残る。
- ・ 今回「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、駆け付け警護及び任務遂行のための武器使用を認めた。安保法制懇での提言とは未だ乖離している。
- ・ PKF 参加凍結は解除された。しかし、国連編制表の歩兵大隊の目的と任務を達成するには、未だ活動が限定されており、国連は断ってくるだろう。
- ・ 自衛隊の成果は、安全な地域での活動と、列国軍隊とは異なる規律厳正、誠実謙虚を旨とする自

衛隊を現地の人が受け入れ、現地司令部の信用を勝ち得たことの微妙なバランスの上で達成されたものである。果たしてこのままで良いのだろうか。

- ・ 自衛隊の部隊・隊員の武器使用に係るリスクを軽減するため、「自衛隊が万が一やむを得ない場合は武器を使用すること」を容認する覚悟を持って欲しい。
- ・ 「国際平和協力に関する一般法（恒久法）」の制定を検討して欲しい。

③ 番匠幸一郎氏（元イラク人道復興支援群初代群長・元陸上自衛隊西部方面総監）

（細部：『資料編』別添 2－3 参照、48 頁）

○ はじめに

自衛隊生活約 40 年、今思えば、自衛隊の任務の 3 つの柱である「我が国の防衛任務、公共の秩序の維持、国際平和協力業務」の全てに関わってきた。イラクの現場で感じた国際貢献について述べる。

- ・ 自衛隊の国際平和協力活動は、概ね 3 期に区分される。

揺籃期は平成 4 年の PKO 法に基づき実質的に海外派遣が始まったカンボジア派遣からである。

この時以来、自衛隊の役割を巡る議論が行われ、国際任務が自衛隊の任務に位置付けられた。

第 2 期は、9.11（2001 年）以降の特措法による国際平和協力活動である。米国から PKO ではない新たな国際貢献活動が求められた。この活動は PKO 法では読めない。散々議論されたあげく特措法で対処してきた。

第 3 期は、平和安全法制が制定されて以降である。法整備が格段に進み、イラクで直面した課題もかなり改善された。

- ・ ニューヨークに出張した際、国連による自衛隊の活動の評価が高いと認識した。頼りになる国であるとの意識が浸透してきたとの感触を得た。

○ イラク派遣の実態

“現場に行った人間として、国際貢献をどのように認識してきたのか”について話したい。

- ・ 2003 年夏頃から「2000 boots on the ground」の要請があり、編成人員は最終的に 600 名規模となった。そのうち、衛生・施設・給水の復興業務従事者は 150 名、残り 450 名は本部と警備要員であった。
- ・ 東千歳の演習場にイラクと同じ模擬宿営地を展開し、訓練し、イラクと同じ生活をして、派遣に備えた。
- ・ 自衛隊が射撃訓練するのは当たり前と思っていると思うが、これは自衛隊にとって、いわば「文化大革命」であった。今までの射的訓練ではなく、至近距離射撃、格闘しつつの射撃、銃口管理

など実戦的訓練が必要との認識をもって臨んだ。約 2 ヶ月の間に通常の 10 年分位の射撃をやった。硝煙の臭いが身体に染みつき、武器と身体が一体となるように訓練した。

- ・ 大物量作戦を行った。イラクには何もない、全て持って行くのだとの前提で準備した。世界最大の輸送機アントノフをチャーターし、海自艦艇、民間船舶を利用しクウェートまでの約 8,000km そして、そこからサマーワまでの約 500km を陸路で輸送した。
- ・ 私が重視したのは隊員の心の準備だった。イラクの治安の悪化に伴い、隊員達にそのような心づもり、覚悟をさせるのが課題だった。

国連の PKO とは様相が違う。相当な覚悟を持って臨まないといけない。隊員達も同じ思いだったと思う。まさに戦場なのだということである。無事に帰ってこられない可能性も考慮しなければならぬというのが実感だった。

名寄に帰還後、司法書士さんから、隊員から財産整理を頼まれていたという話も聞いた。

- ・ 任務遂行に必要な武器は携行した。かつて機関銃 1 丁、2 丁という議論もあったが今回は違った。もちろん戦車は持って行っていない。
- ・ 戦闘服は、現在の緑色にした。砂漠迷彩を検討したこともあったが、我々は戦闘に行くのではない。人道復興支援に行くのであるから緑色で行くと決めた。イラクでは緑色は、未来、繁栄、平和のメッセージを伝える色である。

また、戦闘服につける国旗も、名刺の 2 倍くらいの大きさの日の丸を付けた。他国の軍人たちから目立つぞと注意されたが、目立つように付けていると答えたら、呆れた顔をされた。

- ・ 宿营地予定地域は、土漠であった。また、湾岸戦争当時は陣地があったところで、宿营地建設に不発弾を処理しながら行った。防護のための防護壁も構築した。
- ・ 気象は、行った当初は寒く、雹も降った。夏は 44℃までになる。イラク人から「夏は太陽に殺される」と聞いた。炎天下で仕事をするのはおかしいのだ。暑いというより痛いのだ。砂嵐も激しい。土漠だから雨を吸収せず冠水する。
- ・ 11 名の医官を連れて行った。隊員達が安心して勤務できる環境を整えた。

○ イラク人道復興支援活動の概要と実績～何が求められていたのか？

- ・ 医療指導 277 件、給水支援 54,000 トン、公共施設の整備 133 件を行った。
- ・ ODA 建設のサマーワ病院はメンテナンスがされておらず、ぼろぼろの状態であった。現地の医療関係者の意識改革を含めて、復興支援の在り方を模索しながら基本的事項を徹底的に行った。帰国後、新生児の死亡率が 3 分の 1 に減ったと聞いて、本当に嬉しく思った。
- ・ サマーワ周辺の水は、塩分を含み飲料水に適さない。住民の要請に基づき早速、災害派遣で使用する逆浸透型の浄水装置で浄水し、給水活動を開始した。

また、外務省と調整し ODA でコンパクトユニットを調達し浄水した。現地の人から非常に感謝された。

- ・ 公共施設の復旧整備は、現地のニーズを踏まえ道路、橋、学校などを行ってきた。また、この地域は歴史的遺跡の宝庫であるが、長く続いた戦争で荒れ果てていた。これら遺跡の保存整備も行った。
- ・ 現地のイラク人の雇用についても積極的に行なった。スキルは高く、最盛期は 1,000 名/日雇った。彼らは自衛隊で働いたことを誇りに思ってくれていた。
- ・ イラク派遣前と現地に着いて活動をしてからの認識が変わった。前は「現地人は全員テロリストと思え」と指導していたが、その後は逆に一般にフレンドリーで「ヤバーニー」と呼びかけられるなど友好的であった。

○ 日本式の支援活動—人道復興支援の本質

- ・ 地元の住民の方々との交流施策として、「ヤバーニー」の呼びかけに手を振って答えるスーパー嬢作戦、ご近所プロジェクトによる音楽演奏、そして、子供の健やかな成長を願って鯉のぼりプロジェクトを行った。
- ・ 鯉のぼりプロジェクトの翌日デモがあった。一瞬昨日の鯉のぼりは失敗だったと思った。しかし、それは反対デモではなく、自衛隊支持のデモだった。その後、列国の指揮官からどうやってあんなデモをやらせたのかと質問があったが、私が仕掛けたのではなく、彼らの自発的な行動だったと答えた。
- ・ 自衛隊の活動に対し海外メディアから「なぜ日本は成功したか」などの積極的な評価が行われた。

○ ロバか、ライオンか—現地における部隊統率と危機管理の考え方

- ・ 規律については厳しく徹底した。規律は、軍隊において万国共通、部隊の精強度は規律に現れる。規律正しいことは周囲の信頼を勝ち取り、ひいては我が身を守る。車輛の整頓はどこから見ても直線直角にした。自衛隊はどこから見ても隙がないことを示したかった。
- ・ 英・伊・蘭など各国との交流も盛んに行なった。先日、当時の伊の指揮官と会ってきた。女性隊員もいたので、女性兵士との交流も行ってきた。人間関係は重要である。
- ・ よく我々はオランダ軍に守られていたのではないかと問われた。答えは「Yes, But」である。オランダ軍は地域の治安任務を受け持つが、我々の宿営地を直接守ることはない。宿営地も活動も自ら守らなければならない。このことが誤解されている。
- ・ 我々はイラクに人道復興支援にきており、牙をむいて戦闘行為をしに来たのではない。ライオンがニコニコしながら、復興支援というロバの仕事をやっている。何かあれば、いつでもライオン

に戻れる。ロバにはライオンの仕事はできない。

○ シルクハット・ポリシー

- ・ 私のポリシーはシルクハット・ポリシー。シルクハットの山の部分が軍事組織としての強さであり、つばの部分が民生・復興業務であり、友好信頼の幅を広げていく。つばを広げていくことが重要と考えている。

○ まとめ—これからの国際任務を考える

- ・ 常に私の心にある判断基準は、法律、国益、歴史である。第 1 に、法治国家の部隊として法を逸脱してはならないこと、第 2 は、いわゆる国益に合致しているかということ、第 3 に、100 年後の歴史の評価に耐えられるか—ということである。
- ・ 平和安全法制については、充実してきたと認識している。当時、人質救出の任務はなかった。また、在外邦人の陸上輸送任務もなかった。それが今回の法制によってできるようになり、現場で悩むことがなくなった。
- ・ 今後の我が国の国際平和協力活動は、「和風」で行くべきと思う。

具体的には次の 6 点である。

- ① 先進国部隊としての能力を発揮すること
- ② 能力構築支援を促進すること
- ③ 自衛隊の派遣体制・態勢を強化すること
- ④ 任務権限の拡大と法的基盤の距離をつめること
- ⑤ PKO 等と ODA の連携、軍官民の協力を図ること
- ⑥ 国際平和協力に関する国家戦略を構築すること

④岩田清文氏（元陸上幕僚長）

（細部：『資料編』別添 2－4 参照、63 頁）

○ はじめに

私は、現場で隊員を派遣した立場での気持ちを述べたい。内容としては変遷、現状、課題そして今後の方向性について一案を述べたい。

○ 変遷

- ・ PKO の変革を見せたのはソマリアミッションである。平和執行型への変化である。
- ・ 米陸軍大学留学中の 1993 年、ソマリアにおける米軍兵士に対する残虐な行為に対し、学生達は国連 PKO に失望し、また当時の米軍教官は常に「PKO とは何ぞや」という問いかけをしていた。私は、「PKO は軍がやる仕事ではない。しかし軍にしかできない仕事である」と答えた。また、PKO は軍にしかできない仕事ではあるが、「武力行使に長けた軍でなければできない仕事で

もある」と認識した。

- ・カンボジア派遣第 2 次大隊長であった石下隊長は現地において国内法の制約と現場の状況の狭間に立たされていた。しかし、不測の事態の時は、隊員と日本人の生命を守るために指揮官としてやるべきことをやるし、やらなければならないという緊張感と恐怖感があったと思う。

何かあった場合には法廷闘争も辞さない覚悟であったと思う。

- ・ルワンダ派遣当時、ゴマ近くで邦人が乗った車が拉致されそうになった。今でいう駆け付け警護の先例であるが、何もできなかった。
- ・ゴラン高原、この時の課題は宿営地の共同防護の問題である。同じ宿営地で任務を遂行するカナダ隊等と共に警備に関する図上検討を行っていた際、カナダ隊が狙われ危険な状況において、陸自を狙っていない敵に対し、積極的に陸自が撃てないということを言及すると、カナダ隊より激しい突き上げがあったそうだ。現在は、この点は平和安全法制で改善をみた課題である。
- ・シリア情勢の変化で安全といわれたゴラン PKO も変化した。ゴラン高原のシリア側では安全確保が厳しい状況に直面していた頃、私はジュバでの現地確認終了後、ゴラン高原に移動し、ゴラン PKO 司令官に面談した。シリア側にも物資を輸送している日本の輸送隊が危険にさらされる可能性が予測されたため、この任務をシリアの民間業者に委託するよう、当時の司令官であるフィリピン人少将に掛け合った。日本の PKO に対する考え方、法制の枠組み等、日本の国内事情を説明し、理解してもらえた。その結果、シリア国内での輸送は、国連が契約した民間業者による物資の輸送を担うこととなった。その頃、ダマスカス空港へ移動中のオーストリア隊が攻撃を受け死傷者を出すなど、シリア側では緊張状態が続いたが、日本隊は司令官の配慮により難を逃れた。その後、フィリピンの司令官が交代しインドの中将が司令官に着任した。この司令官は、日本だけが優遇されていることを良しとせず、また日本の国内事情も受け入れてもらえなかった。

このような状況では、日本として意義ある活動ができないと判断し、森本大臣の命により撤収した。

- ・「PKO 学校」と呼ばれたゴラン高原でさえ、急激に不安定になり、上記のような状況になる。このような状況急変時において、どのように PKO に取り組んでいくのかという国家の姿勢は、常に国際世論から見られている。
- ・東ティモールの PKO では、邦人が経営するレストランから賊に囲まれたとの救助願いがあった。当時の日本隊の指揮官である施設群長は、たまたま休暇で外出中であつた隊員を呼び戻すという名目で現場に赴き、邦人を保護した。

法制が整備されていない中、指揮官はその場その場で自己の責任による判断で法制の隙間を切り

抜けてきたのが実情である。

- ・ ジュバでは 2016 年の秋、大統領派と副大統領派との間に紛争があつた。これは PKO 参加 5 原則に示された「戦闘状態」ではないが、教範（陸上自衛隊の教育訓練用に書かれた教科書）的には一般的にいう「戦闘」であつた。この部分はなかなか一般の方には理解してもらえないが・・・。
- ・ 当時のジュバの状況を鑑みても、今回の南スーダンからの撤退の判断は英断だったと思う。一方で撤収ということに関しては、自衛隊の関係者のほとんどの者が聞かされていなかったと聞いている。どのようなプロセスが踏まれたのかは分からないが、ほとんどの現場指揮官が知らされていない状態における撤収は、統率上の観点から今後検討の余地があるだろう。

#### ○ 現状

- ・ 国連の悩みは、PKO 部隊派遣の必要性が発生しても、時期的ニーズに答えられないことにある。このため、平素からアフリカ諸国の兵士たちを教育しておき、必要時に早期に派遣するとのアイデア（アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC））が日本政府と国連で議論され実行に移された。
- ・ プロジェクトの実績としては、試行訓練として 2015 年 9～10 月、東アフリカ 4 カ国の施設要員 10 名に対し、翌 2016 年には第 1 回目の訓練として 6 月と 10 月にケニア国軍施設要員約 60 名に対し、今年 5 月と 7 月にタンザニア国軍の施設要員約 30 名に訓練を実施した。
- ・ このプロジェクトの狙いは、近年の国連 PKO においては、装備品（重機）やそれを操作可能な要員が不足していることが深刻な問題となっており、この解決施策として打ち出したものである。
- ・ 少しでも早く PKO 部隊を展開させるための施策の一つとして我が国が提案したこのプロジェクトは国連から高い評価を得ている。
- ・ 能力構築支援、この事業は我が国が有する能力を活用し、他国の能力を向上させることにより、国際安全保障環境の安定化・改善を図り、ひいては我が国の安全の確保を図ることにある。東南アジア 12 カ国を中心に実施しているが、支援事業内容は、道路構築、衛生、人道支援、車両整備、飛行安全、潜水医学等である。
- ・ この事業は 3 カ年計画で実施しているが、モンゴル、ベトナム、カンボジアからはもっと期間を延ばしてくれとの要望があり、継続して実施している。特にベトナムは工兵大隊としての能力はあるものの、PKO 派遣のノウハウがないということで、ニューヨークでの国連との調整や、ジュバにおいて日本隊の活動の見取り稽古なども含め支援してきた。
- ・ 東南アジアからの PKO 貢献国を増やすことは、国連からも非常に評価されている。

- PKO に関する国内の教育訓練は、専門部隊である国際活動教育隊により、平素からの要員教育や、派遣前の部隊等の訓練を駒門駐屯地において実施している。陸自全体としての派遣態勢は、政府からの指示があれば、数ヵ月で 1 個隊の派遣ができる態勢にある。従来、派遣の決定があつて初めて派遣準備を行い、派遣するという形態をとっていた。しかし、これでは時期に間に合わないということで、派遣までの準備期間の短縮を狙いとして、準備対象部隊を指定し平素からの準備を促進させている。
- もう一つ重要な点は、井の中の蛙になってはいけないということである。その一つとして多国間訓練「カーン・クエスト」に参加させている。この訓練では隊員たちの教育や最先端のノウハウを学ぶことができる上、参加国との相互理解や信頼関係の強化も図ることができる。「カーン・クエスト」は、米軍とモンゴル軍が主催し、モンゴルにおいて実施する活動で、年々参加国が増えており、2017 年は 25 ヶ国、約 1,000 名が参加している。

#### ○ 総括

- 日本として約 25 年間、国際社会の平和と安定に一定の貢献と成果を収めてきたものと思う。国連による工兵マニュアルの見直しがあり、日本に対しマニュアル作成をリードするよう依頼された。一部の機能においては PKO 先進国に成長した証でもある。また PKO 先進国として、ARDEC 及び能力構築支援など他国を教育支援できる能力を有するまでになった。
- 国連からの派遣要請に積極的に応えるため、一定の即応態勢を維持しつつ、要員の育成を継続して実施してきた。
- 国連のニーズ及び安全確保と国内法の制限との整合化に腐心してきたのも事実である。カンボジア、東ティモール、南スーダンなど、苦悩の中での 25 年であったとも言える。
- このような中で平和安保法制の改正があつたが、これは現場の指揮官、隊員の状況をよく汲んでくれたように思う。一つ前進したと思つている。
- 駆け付け警護については、二重、三重の縛りがかかっている。まず、本来は現地警察、次いで PKO 治安維持部隊が行うべきことだが、現場にそれら部隊等が所在しておらず、日本隊しか対応できる組織が存在しない場合であり、また、対象が現地政府に敵対している国、あるいは国に準ずる組織ではないという制限がかかっている。
- 宿営地の共同防護に関しては、新たな任務というよりも、武器使用権限が認められたということである。日本隊が国連スタンダード並みに、他国隊とともに宿営地に対する攻撃に対処できるようになった。

#### ○ 課題

- 積極的平和主義を更に推進しようとするれば限界がある。ブラヒミ・レポートが求める強制的な



PKO へ派遣しようとするばなかなか実行できない。また、現地情勢が緊迫すると、撤収について検討、調整を実施する必要があるような現行の法令の枠組みでは国連のニーズには対応できない。PKO 5 原則の適用という観点でみれば、安全の継続性が確保されなければ部隊を派遣することはできない。

- ・ 国際貢献は自衛隊だけの役割ではないし、また自衛隊だけでできるものでもない。だからこそ南スーダンでは ODA などオールジャパンとしての支援でスタートしたが、限界が生じた。ODA との連携の好例としてナイル川の架橋があったが、情勢緊迫時には中止となり、JICA も撤退した。情勢が安定していないとオールジャパンも難しい。
- ・ 非英語圏国からの高位ポスト及び要員派遣増加には一定の制約がある。

PKO 司令部幕僚への派遣が司令官ポストも含め可能となったが、我々日本人は英語圏国でないための制約がある。国連は派遣された要員の勤務評定を実施し、その評価を蓄積している。上級ポストへの配置においては、過去の勤務評定も確認し、また人選においては様々な視点から評価している。上級ポストは各国の争奪戦でもある。司令官派遣には過去の PKO 参加の経験や実績、また一般幕僚派遣には英語圏出身者が優先される。

#### ○ 今後の方向性

- ・ 更なる積極的な貢献のための法令の改正

こういった課題を解決するためには、最後は PKO 5 原則の見直しがなければ部隊派遣としての更なる積極的な貢献の実現は難しいと思う。国連の指揮下で行われる活動における武器の使用は、憲法で禁じられた国権の発動たる武力の行使には当たらない、という解釈が確立されなければ PKO 5 原則の見直しも難しいと思う。そのためには、冷静かつ成熟した国民的議論が重要である。我々はそのような議論ができる材料を提供しなくてはならない。

- ・ 向かうべき方向性として、今できることは以下の 3 点である。

#### ① 先進国型 PKO

幕僚（司令部要員）を多く派遣することが大事である。例えば、オーストラリアは部隊派遣はゼロであるにもかかわらず、司令部要員 28 名をジュバに派遣している。欧州の先進国は 1 個隊程度を出しながら、幕僚を多く派遣している。日本としては、今後、若い世代から指名して派遣回数を増やし、経験を積ませて行くことが重要である。司令官ポストを取るには、かなりの年数が必要と感ずる。

#### ② 技術貢献型

歩兵部隊はバングラ、インド、アフリカ諸国などが積極的な派遣を実施しており、法的にも日本が参加する状況にはない。今後、国連が期待する活動として、技術貢献型のヘリ、施設、情

報・通信、衛生のニーズがある。自衛隊には施設、衛生、通信、さらに UAV（固定翼）を宿  
営地内部から飛ばすような貢献が可能だろう。

### ③ 教育型 PKO

早期展開支援、能力構築支援を継続的に積極的に実施していくべきであろう。

#### ○ 今後の方向性（具体策）

長期的なビジョンについて、日本政府は具体的に示すべきだろう。

一案は PKO 大綱として日本政府のビジョンを示すべきである。その内容として、1 番目は目的、  
2 番目は自衛隊として質的貢献の拡充策を、3 番目はオールジャパンとして、さらに、文民の参  
加を検討すべきである。NGO にはハイチやジュバで逞しい日本人職員、特に女性職員がいた。  
人生におけるキャリアとして、国際協力に携わる民間人が伸びて行くためのシステムを構築すべ  
きである。4 番目の継続的検討事項は、更なる積極的貢献のためには、憲法解釈の分野まで及ぶ  
国民的な議論が必要である。

#### ○ PKO 大綱の策定（骨子の一案）

1. 政府としての積極的平和主義具現のための方向性を明示するための策定

2. 自衛隊による質的貢献の拡充

(1) 司令部幕僚の積極的派遣

(2) 施設、情報部隊の派遣を重視して派遣

(3) 早期展開プロジェクト、能力構築支援を積極的に実施

3. オールジャパンとしての取り組み促進

(1) 文民の参加促進

(2) ODA との連携促進

4. 継続検討事項

憲法論議に併せた PKO 5 原則の継続検討

### ⑤ 林田和彦氏（国連モザンビーク活動(ONUMOZ)派遣 元第三次輸送調整中隊長）

（細部：『資料編』別添 2－5 参照、73 頁）

#### ○ はじめに

・ 第三次隊派遣期の特性は 3 点あった。

①内戦後初の総選挙を控えていたこと

②国連にとっては選挙を成功させて PKO を終結させること

③自衛隊にとっても PKO を撤収させること

- ・ 編成は、中隊 48 名と司令部要員 5 名であった。また、現地支援チームが 5 名いた。中隊は 3 個小隊で構成され 2 個はモザンビーク南部（首都マプト近傍のマトラキャンプ）、1 個小隊は中央部のベイラ（第 2 の都市、約 800Km 離隔）に 12 名を分派していた。
- ・ 他国軍との関係としては、マトラにポルトガル通信大隊 300 名が、ベイラにイタリア野戦病院部隊が自衛隊の部隊と宿営していた。

○ 部隊到着後の状況

- ・ 第 2 次部隊との部隊交代時の対応としては、宿営地の警備にまず留意したが、いわゆる共同警備の問題があった。

当時の PKO 法は指揮官命令による武器使用ができない状態であった。また、武器等防護の権限もなかった。このため、ポルトガル軍との調整は難しいものになった。その結果、全体はポルトガル軍が警備し、日本隊が入っているエリアは日本自身で警備を担当することにした（ポルトガル軍からの支援は受けるが、日本側からの支援はしないという歪な関係）。

- ・ 装備は小銃 5 丁（中隊本部）と拳銃のみであった。ポルトガル軍は機関銃を装備していた。ベイラの小隊が同宿していたイタリア軍は野戦病院部隊とはいえ、警備隊があり、装甲車を含めた重装備を持っていた。
- ・ 宿営地の警備においても武器使用に関しては指揮官として命令できないため、「1 発目は中隊長（中隊長不在時は副長等次級者）が発砲するので、それを基準にして判断せよ」と指示した。
- ・ 隊員が拳銃携行で市街地に出て行くとき（拳銃携行を命じたのは総選挙の前後 2 週間程度のみ）は、現在のような部隊行動基準（ROE）等はなかったが、弾薬装填と引き金を引くタイミングを示さざるを得なかった。単独行動を禁止した上で「その場にいる上級者が危険な雰囲気を感じた場合は他の者も弾薬を装填してよい」「身の危険を感じた場合は上級者が 1 発目を発砲するので、他の者はそれを基準に判断せよ」等といった具体的な手順や、その後の離脱要領や報告要領等を指示した。

○ 総選挙間近の状況

- ・ PKO 組織全体が緊急事態に備えて計画の見直しを実施することになった。PKO の文民を最初に脱出させる計画において、各国軍で護衛するため地域を割り振られた。当初、日本隊も警備地域が割り当てられたが、日本隊はできないと説明した。PKO 司令官は初めて聞いた様子で、何しに來たんだという反応であった。

地位協定で日本隊の特殊性は反映されているが、NY のレベルで相互理解が得られていても現場の司令官レベルには伝えられていなかった。

PKO 司令官から地域司令部に日本の事情が伝達されて調整がついた。

憲法上の問題で困難という説明は繰り返したが、他国軍からは白い目で見られることも多かった。

○ 総選挙当時の状況

- ・ 総選挙の当時、隊員に拳銃携行を初めて命じた（11月頃）。但し、弾薬装填はグループ長が命じるよう指示した。そして、自前の ROE カードを携行させた。
- ・ 警戒レベルを上げた段階で、臨時代理大使から緊急時における現地邦人のキャンプへの収容を依頼された。自発的に彼ら（現地邦人）がキャンプ地までたどり着いたことによりポルトガル軍が宿営地に入れ、たまたまその中に逃げ込んできたという扱いにし、その後は日本隊が収容するという計画であった。

外務省（臨時代理大使）は、いざという時は自衛隊が守ってくれるという認識でいた。

- ・ 次に、選挙監視で入ってきた日本人要員の護衛について依頼があった。彼らは自衛隊が護衛してくれるものという認識だったので、できないことを説明して理解してもらった。カンボジアと同様に情報共有がなされていないという印象を受けた。
- ・ 在外邦人等の保護について、当時は武器等防護の規定も使えない状態であった。なだれ込まれたから仕方がないという対応で押し通すしかなかった。私は、追い返して褒められるよりは、受け入れて処罰される方が良いという気持ちでいた。

○ 2派閥が戦っている緊張時期の状況

- ・ 旧政府軍側は、処遇に不満を持っていた。彼らが戦車に燃料を入れたいために、戦車砲でガソリンスタンドを恫喝する事件が起きた。夜間だったので、戦車の軌動輪の音は戦車がキャンプに向かって来るように感じた。ポルトガルの大隊長と相談して、戦車がこちらに向かってくるのであれば、一緒に離脱することになっていた。その後、情報収集の隊員から、キャタピラ音がキャンプから離れて行くという報告があった。大隊長と静観しようということになった。

こういう事態になっても、法律に縛られていてポルトガル軍と共同警備はできないし、一緒に逃げる際にも相互支援ができないというのが実態であった。

○ 質疑応答

- ・ 司令部の中に自衛官を入れ込むことの効果は大きい。日本人の特性を活かし、業務の改善をドンドン進めていく。最初は嫌われるが、改善された業務内容が評価され、最後は支持してくれる。
- ・ 警備は単調で誰でもできる仕事である。警備部隊に自衛隊が就くべきではない。これまで施設や輸送調整に焦点を絞ってやってきた方向性は間違っていない。無理をして歩兵大隊の仕事をもたらすことは、日本の利益になるのかという疑問がある。防衛省や外務省が今見ている方向は間違っていない。最終的にはキャパビルに繋がる。

- ・ キャパビルは子どもの教育（学校建設）にいかに関わるか、欧州諸国は重視する傾向にある。ポルトガルやイタリアは、教育に重きを置いている。つまり、教育支援を行うことで、何十年後かには国益に繋がるという認識がある。学校自体はボロ小屋だが、軍人や文民が先生になって教えている。
- ・ 自衛隊のキャンプの中にこういう施設を作って、自衛官や文民が教える機会を設けるのも良いのではないか。
- ・ 司令部要員だけでなく、現場の部隊派遣も必要である。国益として PKO をどう捉えるかである。
- ・ 歩兵だけでなく輸送調整や施設部隊の業務でも国連側では評価される。そこでの評価が司令部要員のポスト獲得に繋がる。
- ・ オールジャパンでの取り組みは思想が異なっている、現地に行けば手を取り合ってやらざるを得ない状況がある。しかし現地での情報共有や、緊急時のプランニングがなされているかどうかは疑問が残る。
- ・ 邦人在住地域に PKO 展開がなされるのであれば、情報共有の仕組み（組織）が必要である。実際は必要に迫られて現地で協議するが、正式な形で組織化すべきである。この点で、外務省は邦人保護の観点から主体となるべきである。

⑥田村重信氏（元自由民主党政務調査会審議役）

○ はじめに

- ・ 私が自民党の国防部会を担当したのは 1991 年 5 月からのことである。それ以前には、自衛隊に関連する基本的な法律は防衛庁設置法と自衛隊法の 2 つしかなかった。
- ・ 冷戦の時代は、ほとんどまともな安全保障の議論がなかった。それが進むようになったのは冷戦が終わって湾岸戦争が始まり、自衛隊の海外協力の話が出るようになってからだ。私が国防部会を担当するようになったのは、ペルシャ湾に掃海艇を派遣した直後からで、冷戦後の自衛隊の国際展開と一致する。

○ 今後の国際平和協力活動

- ・ 日本の場合は、もう PKO 貢献は限界に来ている。日本がやるとしたら、キャパビルとか外国人たちの能力を押し上げることや、災害派遣などが中心となる。
- また、憲法が変わらないので、自衛隊は海外での武力行使ができない。自衛隊は憲法では軍隊ではないとされつつも、外国では国際法上軍隊として扱われる。しかし、国際法上は軍隊であるといっても憲法 9 条があるために、外国の軍隊と同じ活動はできない。また武力行使と一体化した

活動はできない。この制限を取り払うには憲法 9 条を改正するしかない。

- ・ 元国連事務次長の明石康氏に聞いた言葉が印象に残っている。「日本人は国連に理想的なイメージ持っているが、実際はそうでもない。国連の職員というのもいろいろあるんだよ」、「国連に言われたから PKO でどんどん出ていくのはどうかと思う」と言ったことである。

これはアフリカの問題についてであった。アフリカでの PKO は今後もあるだろうが、国連に言われたから日本が出て行くというのはどうかという話だ。

- ・ かつては「アジア太平洋」と言われていたが、最近は「インド太平洋」がよく聞かれるようになってきた。

皆さんが提言を出す際には、アフリカまで行くようなことはやめて、アジアからインド洋に限って日本の活動を述べた方がいい。自衛隊員がアフリカに行くのは、結構酷だ。行くこと自体が大変である。従って、アジアの国に対して日本はできる限り協力する方が良い。憲法改正ができていないので、当面、アジア、太平洋、インド洋を目標としてやるのが喜ばれるのではないか。これが結論である。

#### ○ 戦後から冷戦時代

- ・ 日本は、戦争に負けて軍隊を持たない憲法で出発した。ではどうやって国を守るかというと、朝鮮戦争を契機に警察予備隊（後の自衛隊）を作った。一方、（西）ドイツは西側を守るために再軍備をした。日本はまだ憲法改正をしていない。だから色々な問題がある。
- ・ 平和安全法制でもややこしい議論があった。例えば、憲法 9 条があるため「現に戦闘の行われている場所では活動しない」ことになっている。このようなことを言って法律を作るのは日本しかない。

#### ○ 冷戦後

[湾岸戦争から国際平和協力法]

- ・ 湾岸戦争が起こってからは国際平和活動に協力しなければいけない、お金はたくさん出したけれど評価されなかったので、何かしなくてはいけないということになった。国際貢献、人的貢献といった言葉が流行った。各国は軍隊が出る。それなら、日本の場合は自衛隊が出なくてはならないだろうという話になり、それで自衛隊を派遣することになった。
- ・ 湾岸戦争後に海上自衛隊の掃海部隊が出た。戦争が終わってから、根拠規定は自衛隊法の「機雷等の除去」として行った。

当時、イラクとクウェートの間 UNIKOM という一番新しい PKO があり、これも見に行った。激励に行って、その後大使公邸で商社の方たちと話をした際、印象に残ったのは、日本の自衛隊が来てくれてよかったと言われたことだ。

- ・ 戦争終結後、ワシントン・ポストにクウェート政府が感謝広告を出していたが、日本の国名はなかった。クウェートへ行ったときに、「何で日本の国名がないのか、一生懸命やっていたじゃないか」と言ったら、皇太子は「軍が来てくれたところを載せているんだ、今は日本は来てくれているから心から感謝している」と言われた。そういうことだ。

海外での国際貢献・人的貢献というのは、基本的には軍人が行うこと。その辺りの事情が日本人には全然わかっていない。

- ・ 平成 4 年に PKO 法ができた。武力行使と一体化しないように参加 5 原則が法律に含まれている。この頃、憲法改正論議が少しずつ活発になってきた。

#### ○ ルワンダ危機以降

- ・ その後、ソ連邦が崩壊したりして、思い出に残っているのはルワンダの難民救援である。
- ・ ルワンダは紛争地域だから現地で支援活動はできない。そこでどういう規定にしたかという、隣国のザイールのゴマにある難民キャンプを支援することにした。外務省は 6 ヶ月くらいを想定したが、私は現場は大変だろうからと考え 3 ヶ月くらいとレポートに書いた。結局 3 ヶ月で戻ってきたが、それだけアフリカの派遣には大変な現実があったということだ。
- ・ 有事法制は、小泉首相訪朝により拉致問題が明らかになって制定することになった。危機管理に関する法律が何もない時には大変だった。何もできない。自衛隊は訓練をやって、どこで何をやるかということが決まっていなくて動けない。
- ・ イラク特措法制定の頃、自民党で「新しい防衛政策」という提言を作った。防衛庁を省にしろ、国際活動を本来の任務にしろ等の内容であった。

#### ○ 平和安全法制

- ・ 平和安全法制の制定以前において、国家安全保障局の設置、国家安全保障戦略の制定、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画と順番に策定して、平和安全法制の制定に至った。憲法改正をしないでぎりぎりのところまで総ざらいして平和安全法制に入れ込んだ。この法制に反対する人は戦争法だと批判したが、平和安全法制はよくできた。
- ・ PKO 法 15 年改正は、任務遂行のための武器使用を可能にした。ただ完全な武器使用までは可能となっていない。かなりの武器使用ができるようになったが憲法があるので「武力行使との一体化」や「海外での武力行使」はできない。
- ・ 平和安全法制は限定的な集団的自衛権、即ち「他国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められない」とのことなので、自衛隊がアメリカまで行くことはできない。日米の同盟関係や訓練はそれなりに進んだと言われている。

#### ○ 最後に

- ・ 結論としては、日本の国際平和協力は他国と比べると限界がある。できるだけ喜ばれる得意なところ、エリアはインド洋から太平洋とアジア中心でやっていくのがいい。中身も PKO だけではなく、訓練を手助けたり、キャパビルなどをしていくのがいいのではないかと思う。自分でやることをやる。何でもかんでも言われたからといって自衛隊が出ていくというのはむしろやめた方がいい。

#### ⑦ジャーナリスト

##### ○ はじめに

- ・ 34～35年の記者歴のうち、30年以上安全保障一筋でやってきた。

##### ○ 掃海艇派遣をめぐる話

- ・ 湾岸戦争後、自衛隊初の海外活動であったが、メディアは大挙して反対していた。その当時は安全保障＝戦争という思考であり、抑止力という認識は乏しかった。
- ・ 掃海部隊は、「装備は二流、腕前は一流」と呼ばれていた。機雷の敷設や除去は戦争行為にあたるため、掃海艇の派遣に際しては戦争前夜のような報道が多数見られた。
- ・ 派遣前に総理府のアンケート調査が行われた。アンケート項目に、「国際社会の平和のため」、「海洋国家の日本のため」、「アデン湾の経済活動支援」、「海運の円滑化」などの趣旨を入れたところ、総理府のアンケート調査で賛成が初めて過半数を超えた。
- ・ 各種メディアの世論調査は実に巧みであり、設問の内容は非常に重要である。

##### ○ 報道協定のあり方

- ・ 記者というのは情報を欲するものであり、情報を出さないと隠していると言われる。
- ・ 一方、自衛隊側は全てを出さないように注意して一部の情報を提供する。例えば防衛出動においては、原則として国会の事前承認が必要となっている。しかし国土防衛の動きに対する報道姿勢のあり方として、報道協定は必要である。その背景に「吉展（よしのぶ）ちゃん事件」の経験がある。
- ・ 国会には秘密会がないのが問題である。安全保障関係の国会内の委員会で審議する必要がある。私権の制限については、安全保障の観点と民主主義の回復の両面から検討する必要がある。

##### ○ 報道協定の必要性と報道のあり方

- ・ 自衛官の命を守るためには報道協定が必要である。それでは、どういう報道協定が必要なのか。
- ・ 記者は情報が少ないことが一番困る。その理由は、原稿が書けないこと、デスクに怒られることである。

官庁側は、正確な情報を把握しようとする間に時間が経ってしまう傾向にあるため、未確認の断



りをしてとにかく情報開示をすることが重要である。

例として、上空からの写真提供。ポンチ絵に基づく説明、前任者を連れてきて船などの構造を説明することである。

- ・ 情報量が多いことが大事だ。官庁側の初動が重要なのである。

○ 広報戦略について

- ・ 官庁として知るべき点は、報道締切時間と視聴率の高い時間を理解しておくこと。「ダメージコントロール」は企業・官庁側の権利であり、広報戦略として重要な視点である。
- ・ メディアの種類の広がりによる提供サービスの多様性に留意することである。動画と写真（静止画）の違いを認識する必要がある。ネットやライン、フェースブックなども「報道機関」である。
- ・ 提供サービスの内容にも留意すること。例えば陸自の『修親』は防衛省にとって良い宣伝媒体であり、一般国民にも是非読んでもらいたい。
- ・ 逆に田母神事件の時のような、空幕長の会見台の近くに田母神論文を置くような悪意を持った記者の行為に対しては、きちんと注意することである。

○ 結論

- ・ 自衛隊や軍の広報は、総務系ではなく小平系（旧陸軍中野学校）が必要である。
- ・ 欧米テレビによる特殊作戦部隊との連携について

欧米テレビの報道を通じて、米国民は米軍の姿に心躍らせる。しかし、欧米テレビが同行している部隊は、実は陽動作戦であり、本隊は別部隊。こうした計略を用いないと軍人の命を危うくする。場合によっては偽情報も必要であり、敵を混乱させることも必要—広報も戦力—である。

- ・ まだまだ自衛隊は広報が上手とは言えない。

PKO、昔は平和維持のための活動。今は強制力が強化・公認されている。メディアには駆け付け警護など PKO の背景（変化）を説明しないと、勉強不足のため誤解が生じたまま報道される恐れがある。日本だけの価値観で広報するのではなく、国際的な潮流を踏まえた情報提供が必要なのである。

⑧石破 茂氏（元防衛大臣）

○ 国際平和協力活動の記憶について

- ・ UNTAC 派遣では、警察ならよいという暗黙の前提があった。しかし、「文民警察官」と言った時に、海外での警察権の行使とは何か、どういうものなのか、違和感があった。また、当時は当選 2 回だったが、高田警視事件の際の政府与党の狼狽ぶりは、強く記憶に残っている。

- ・ UNTAC 派遣後に、退官したある幹部から「当時、選挙監視員を防護するための武器使用規定はなかった。そのため、要員を防護するための態勢づくりを検討した。」という話を聞いたことがある。危害射撃は正当防衛・緊急避難のみという状況で、それが国家の代表として派遣している自衛官に対して正しいのか、国家がやることなのかと思ったことを覚えている。
  - ・ ゴラン高原では、与えられた権限や財源のなかでよく活躍してくれた。
  - ・ 防衛庁長官時代、UNMISSET 派遣中、シャナナ・グスマン東ティモール大統領が防衛庁を訪れた。国家元首の防衛庁訪問は恐らく史上初、受け入れのノウハウもなかったので苦労した。そのときにグスマン大統領から「長年、逃亡・潜伏生活をして軍隊を見てきたが、自衛隊のように規律正しく、かつ上から目線にならない軍隊は初めて見た」との話があった。また、PKO 部隊を撤収しないで欲しいと強く要望された。
  - ・ イラク派遣に際しては、番匠幸一郎 1 佐に、「あなたが、派遣準備態勢が整ったと自信をもって報告するまで派遣しない。」と伝えた。
- 国際平和協力のあり方について
- ・ イラク派遣の際に、「自衛隊帰らないでデモ」が発生した。小泉総理が当時、「日本の素晴らしさを世界に広める」と話されていたが、こういうことかと得心した。
  - ・ イラクでは現場の自衛官が与えられた装備と権限で精一杯やったが、これから先は本当にそれにとどまっていたよいか？そのことを考えなければならない。
  - ・ 例えば、「非戦闘地域」の場合。非戦闘地域であるから捕虜になることはできない（権利がない）。自衛隊員がそのことを理解した上で、派遣が実現している。それでよいか？
  - ・ イラク派遣の際は、小泉総理の旭川での派遣要員に対するスピーチ草案では「諸君は自ら望んでイラクに赴く」となっていた。この件で小泉総理に事前に相談されたので、当該箇所を「国家の命により」に変更してもらった。「イラクの人々が待ち望んでいる。国連決議もある。停戦後でもある。しかし、なお、危険が存在する。だからそこに応え得る日本の唯一の組織である自衛隊を派遣する」、こういうロジックである。
  - ・ 日本という国が「国家として何をなすべきか」、国連の重要な構成国である日本としてできることは何なのかということ考えた時、世界第 8 位の軍事力、3 位の経済力を持つ日本が、PKO のような任務に参加することは当然のことではないか。
  - ・ イラク派遣に対する検証、批判についてはあってよい。しかし、イラク派遣は「人道復興支援」であり、イラク戦争への参加ではない。従って、結果として大量破壊兵器がなかったことや戦争が間違っていたことと、自衛隊の派遣は別個のものであり、イラク戦争が誤っていたから自衛隊の人道復興支援も間違っていた、ということにはならない。

- ・ イラクの場合には、万一の際の遺族への対応をどのようにするかを考えた。言い方は難しいが、情報隠しではなく、どのようにして遺族の方の平穏を守ればよいかを真剣に考えた。
  - ・ イラク派遣前のオランダの国防大臣との会談では、同大臣から様々な問題に対する丁寧なアドバイスを頂いた。特に強調されたのが、ヘリコプターを持ち込むことの必要性だったが、陸幕からの反対により実現しなかった。
- 法整備のあり方と平和安全法制について
- ・ 自衛隊の海外派遣は恒久法であるべきだというのは一貫したスタンスだった。実際、私自身が特措法で死ぬ思いをした。他方、できた新法（国際平和支援法）はかなり抑制的である。もう少しチャレンジしてもよかったのではないかと考えている。
  - ・ 国際活動補給支援（テロ特措法）でも、補給量の取り違えがあった際には、補給艦船の航行データまで取り寄せて、膨大な労力をかけて転用されていないことを示さなければならなかった。
  - ・ 安保法制懇の示した答申に全面的に賛成している。しかし安倍総理は現実的判断をした。恐らく公明党対応などで妥協したのだろう。それは理解できるが、しかし現行憲法の範囲内での集団的自衛権はここまでという線引きは、絶対に反対だった。そこだけは譲れないラインだった。
  - ・ 憲法 9 条は侵略としての武力の行使を禁じているのであって、集団安全保障や PKO は憲法上は問題ない。集団的自衛権は自国との密接性を基準とし、同盟関係に限定されない。
  - ・ 「我が国と密接に関係する国」とは、同盟国+ $\alpha$ 。 $\alpha$  の部分は、見なし同盟国ということである。見なしは、あくまでも見なしであって等価値ではない。
  - ・ 安全保障の論議は、法的な話だけでなく、現実的な日本のあり方を考えなければならない。例えば「(自衛官の) リスクを高める」という議論があったが、個人的には自衛隊を理解していない話だと思った。一般人には難しいことでも、それを超えられるものが自衛隊にはある。
  - ・ また、危険回避については、長官室で「ここまでやるか」というくらい徹底的に議論した。もとより完璧とは言わないが、考えられる限りの全ての議論を尽くしたと思う。例えば殉職者の発生に備えることとして、国葬と国民葬の相違、葬儀のための会場として武道館の空いている日程の事前調査の指示などを行った。マスコミ対応としては、遺族のメンタルケアや静謐な環境の維持に努める必要性についてなどであった。
  - ・ 自衛官の安全確保は憲法の議論とは別のカテゴリーで議論すべきである。安全確保の方策は別途検討することが必要である。
  - ・ 自衛隊の危険回避と、自衛隊による国益確保。自衛隊が直面するこの 2 つを、パラレルで議論することが必要だろう。
  - ・ イラク派遣の際に、同地域に展開するオランダ軍、イギリス軍に駆け付け警護ができるのか？法

律に書けば行くことはできた。それは救援の問題であって、集団的自衛権とは関係のないものだった。単に、特措法に任務として書くかどうかの話であった。

○ 国際平和協力の今後について

- ・ 能力構築支援は良いものだが、他の支援国がどう見るか、教えるだけでなく自ら行うことの大切さという 2 点を考えなければならない。現行憲法の解釈の範囲内で、本当にこれだけしかできないのか？他国と一緒にオペレーションをする際、抑制された権限のまま派遣するのは、他国との関係で良いとは言えない。
- ・ 一般に「弱い味方は敵より怖い」と言われる。こういう点を考えても、任務を遂行する高い能力を持つ自衛隊が、(国際平和協力に)行ける形であることが必要である。それは憲法改正の議論と繋がってくる。「国際紛争解決の手段としては～」という文言は、21 世紀に全く合っていない。そもそも国際紛争解決の手段としての軍事力の行使は、現代は認められていない。侵略の手段としての武力の行使または武力による威嚇はすべきではない、という書きぶりをする必要がある。従って、国及び国に準じる者の議論は無意味である。
- ・ 憲法と能力(装備・権限)の範囲内でやれるのであれば、あとはどうするかは、時々政治判断ということになる。
- ・ 交戦権を否定する専守防衛、すなわち専守防衛側が交戦権を制限するというのは、どれほどリスクが高いか、被害が大きくなるのか、沖縄戦や東京大空襲を経験しているのに理解されていない。現実離れた空想的な話がまかり通ってしまっている。
- ・ 最近左翼だけでなく、右翼も空想的な話が多い。そのことが気にかかる。
- ・ 議員の世代交代が進んでいる。イラク派遣時の経験を持つ議員はほとんどいなくなった。
- ・ 今の国会での PKO の議論は、国際紛争の議論ばかりで平和支援や人道支援の議論は乏しい。経験のない議員が多いこともあり、次の大綱の見直し時にはこうした点に焦点を当てたい。
- ・ 今後の国際平和協力を考える上での問題点として、制約された権限が挙げられる。捕虜になれない状態は立法府で議論すべき事柄である。さらに自衛官は国家の命として派遣すべきである。

⑨堀場明子氏(笹川平和財団主任研究員)

(細部:『資料編』別添 2-6 参照、80 頁)

中山万帆氏(笹川平和財団グループ長兼主任研究員)

○ AMM (Aceh Monitoring Mission) 編成までの経緯

- ・ 2000 年にスイスに本部を置く NGO (HDC) の仲介によりインドネシア政府と GAM (自由アチェ運動) 間で人道的停戦に合意したが、破綻した。
- ・ 2002 年 12 月に、日本・アメリカ・EU・世界銀行共同議長による「アチェにおける平和・復興

に関する準備会合」が東京で実施された。その後ジュネーブで「敵対行為停止の枠組み」の合意がなされ、「合同治安委員会 (Joint Security Committee: JSC)」と呼ばれる国際停戦監視団が設置され活動を開始した。しかし、停戦は再度破綻し、JSC は引きあげることになった。

- ・ 2003 年、再度東京で GAM と政府の対話が行われたが、交渉は決裂した。メガワティ大統領はアチェ州に軍事戒厳令を宣言、6,000 名規模の治安部隊によって GAM に対する「統合作戦」を展開した。
- ・ 2004 年 12 月 26 日スマトラ沖地震・津波を契機として、GAM はアチェの復興のため、国際社会に対し、インドネシア政府との対話再開への仲介を求めた。
- ・ 2005 年 1 月、アハティサーリ前フィンランド大統領が代表である CMI (Crisis Management Initiative) の仲介により、同年 8 月にヘルシンキ和平合意が締結、AMM の派遣が明記された。
- 2005 年までの日本の関与
  - ・ 日本の初期の関わりは、アチェへの復興支援への無償援助の実施 (2003 年、620 万ドルを表明) や和平協議の実施支援などであった。カンボジアで和平に外交官が尽力したことと対比的で人的関わりが少なかった。
- AMM 派遣後と日本
  - ・ 日本のスマトラ沖地震後の支援は被災地支援が優先され、和平プロセスへの支援は後回しにされた。武装解除支援への日本の参加は検討さえされず、監視団への資金支援や人的参加は見送られた (カトゥリ・メリカリオ著、脇阪紀行訳『フィンランド前大統領アハティサーリとアチェ和平交渉』(明石書店、2007 年) 305 頁)。
  - ・ 脇阪氏は、無線等の装備、車両の援助、退役自衛官や NGO による武装解除の支援があり得たし、アフガンでの軍閥の武装解除の経験も生かせたと推測している。
  - ・ 当時の EU 関係者は、日本が AMM に参加しないことに驚いていた (同書、305 頁)。日本が自衛隊員を非武装で派遣することは技術的にできたのではないか。自衛隊員の規律の良さを踏まえれば、GAM 元兵士たちへも温厚な態度で接することができただろうし、言語の問題は通訳さえつけば可能だと思う。
  - ・ 社会統合への支援については、IOM への資金提供 (紛争予防・平和構築無償) を通じ、個人向けの長期的支援プログラム、受け入れコミュニティへの支援に対して 10 億円を出資した。別途大使館が草の根無償で北部ピディ県の村落への農業再建資金を提供した。
  - ・ 財政的支援としては、和平合意にあるアチェの地方官僚が管理する再統合基金の設置をインドネシア政府に義務付けていたため、その履行に係る財政支援を行った。
  - ・ 伊勢崎賢治氏 (日本紛争予防センター所長 (当時)) が政府に平和定着支援策を幾つか提示した。

GAM 指導者の政党転換のための第 3 国研修、BRA への邦人専門家派遣、アチェ真実和解委員会の発足支援であったが、実現しなかった。つまり、ヘルシンキ和平合意後の和平プロセスにおいては、提案があったにもかかわらず日本人による人的貢献はなかった。

○ 提言に盛り込むべき事項

- ・ アチェに関する日本の初期の対策は復興対策の無償援助のみであり、人的貢献はなし。
- ・ AMM 派遣後の日本の支援は検討もされなかった。EU 関係者からは日本が関与しないことに一応の驚きを示された。
- ・ それぞれの紛争状態の継続的な把握のための体制を構築すべきである。
- ・ 非武装の文民ミッションへの自衛隊員の派遣を検討すべきである。
- ・ 国際平和協力活動の実施に資する実態調査を積極的に行うべきである。

⑩ 落合直之氏 (IMT 派遣要員・JICA 安全管理部参事役)

(細部：『資料編』別添 2-7 参照、84 頁)

○ ミンダナオ和平と IMT の位置付け・任務

- ・ ミンダナオ和平のプロセスは、「Peace Making」「Peace Keeping」「Peace Building」の三位一体的アプローチだった。
- ・ IMT は、2004 年国連が関与しない地域主導の機関として設立された。当初、リビアがコミットし、その後、日本、インドネシア、EU 諸国などが参加した。
- ・ IMT の任務は、停戦監視委員会 (フィリピン政府と MILF) にモニタリングの照会、その報告書を双方に提出 (peace panel への monthly report) することである。

IMT はマンデートにないことはやらないが、団長の判断によっては、MILF との関係に影響が出そうであれば関与するケースがある。例えば、部族 (リド) 抗争の話し合い・観察を行ったこともある。

- ・ レポート提出後の対応についても、IMT は原則関与しない (団長の判断次第)。
- ・ IMT の出口戦略は、バンサモロ自治政府の設立にある。但し、基本法の制定を巡り利害対立 (権限争い) があるため、法律制定が遅れている。2018 年時点での活動終了は 2022 年の見通しである。
- ・ フィリピン政府は IMT にいて欲しくない。他方、MILF は後ろ盾として残って欲しい。IMT 設立については OIC (Organization of the Islamic Conference) の関与から始まっており、MILF は IMT を利用してきたからである。

○ IMT の組織、活動

- ・ IMT は、治安、人権・人道、社会経済開発、市民保護の四部門からなり、相互に連携して活動している。
  - ・ 日本は、2006 年以降社会経済開発に参画している。社会経済開発ニーズの把握と示唆、包括的社会経済開発計画策定への助言と早期実施の促進、バンサモロ開発庁（BDA）に対する社会経済開発活動の総合調整について行っている。
  - ・ IMT の活動経費のうち、家賃、車、水道光熱費等はフィリピン政府が負担している。要員の人件費は派遣元国負担である。
  - ・ IMT 要員の法的地位については、IMT とフィリピン政府との地位協定のような包括的なものは締結されていない。主として、要員の出身国と、同政府との二国間関係に基づいて（派遣要請の段階で各国別に対応）対応している。日本の要員は外交官旅券で対応している。文民要員は契約を基本としており、インドネシアは半年、ブルネイ・マレーシアは 1 年任期である。
- IMT の効果
- ・ 停戦合意違反は、活動開始当初十数件あったが、2012 年以降は 0 件である。
  - ・ 武器を帯同しないという抑制的な姿勢が功を奏した可能性が高い。現地での権威も高い。
  - ・ 停戦監視の必要性が低下したことにより、軍人の割合は低下している。治安部門を担当していたノルウェーは 2018 年時点で事実上撤退した。
- IMT の運用について
- ・ 組織を運営するに当たっては、部門横断のモーニング・ブリーフィング（daily）で情報共有した。
  - ・ その上で 4 部門が各自で連携していた。例えば、社会経済開発部門が活動する際には、治安部門から状況を把握し、必要であれば帯同を依頼していた。
- 開発事業形成と調整
- ・ IMT（社会経済開発部門）と JICA は一体不可分の関係にあった。
  - ・ IMT からは他の機関、世銀や UNDP にも打診するが、まずは JICA がカウンターパートであり、事業の実質的な担い手も JICA が多い。
  - ・ 事業形成に際しては、最初にフィリピン政府から日本政府へ要請がいく。それに基づき JICA が開発計画を策定する。JICA のカウンターパートは、フィリピン政府の OPAP（和平交渉担当官庁）。現地のカウンターパートはバンサモロ開発庁（BDA（Coordination Committee））である。
  - ・ BDA は MILF とフィリピン政府の合意で設置されている。BDA が JICA や世銀、UNDP から資金援助を受けて、開発事業が進められる形となる。

- ・ 草の根の無償で実施する案件は小規模で他機関とのトラブルはほぼ起きない。
- 要員の安全確保
  - ・ IMT の犠牲者はゼロである。活動中、身の危険を感じたこともない。双方が IMT を尊重するなど、ミンダナオのユニバーサル・ブランドになっている。
  - ・ 活動中は、拳銃を帯同した護衛を常につけている。MILF キャンプ内や実効支配地域では、MILF 側の人間がそれぞれ 1 名護衛につく。地域によっては両方を帯同した。そのため、IMT コンパウンド内には、フィリピン国軍と MILF が同居している。
- 日本人要員の IMT 参加
  - ・ 私は実質的に 3 つの肩書きで活動していた。IMT の社会経済開発部門長、在フィリピン日本大使館一等書記官、そして JICA 職員である。
  - ・ IMT 要員としては、特にアドバイザーを務めた。例えば、草の根無償資金協力（小規模（1,000 万円上限）の開発案件、大使館決済）で小学校建設事業等を実施した。
  - ・ MILF の意向として、イスラム系（マレーシア、ブルネイ、リビア）だけでなく、他の非イスラム諸国による支援、国際社会からの関与を求めている。まず日本、続いてノルウェー、EU である。
- 活動（の成功）に対する認識
  - ・ Peace keeping, building, making という三位一体で平和構築支援するという形は日本にとって初の試みであった。
  - ・ IMT、日本大使館、JICA の連携で事業を進めるプロセスにおいて、日本のプレゼンスが強化されていく。実際に、日の丸と J-BIRD のマークがついている施設は、部族抗争の際に焼き討ちにあわない（「日本を敵に回す」という抑止力が働く）。
  - ・ IMT の活動を通じて MILF に深く関与することで、彼らと太いパイプができ、MILF 支配地域で JICA のプロジェクトが可能となった。UNDP や世銀、フィリピン政府などからも、どうすればそこまでコアな所に入れるのかと問われる。これは 2006 年からの蓄積である。必要であれば一緒にやるように国際機関の要員を連れて行く。
  - ・ IMT でうまくやれている要因として、「条件に恵まれた」というよりは、「やってみたら、うまくできた」という理解が JICA 内では多い。但し、バングラデシュの事件以来、危機管理のハードルが上がっており、JICA としては積極的に派遣しようという雰囲気ではない。
- IMT 派遣における課題
  - ・ 「停戦合意」のみの紛争休止状態で、派遣される文民の安全確保が大きな課題である。IMT は停戦を監視するのみであり、保護は行わない。



- ・ 外務省、JICA にとっては要員の安全管理に関する点が難しい問題である。
- ・ 3つの業務を同時に行う派遣は初めてだったため、身分保障も問題になった。
- ・ 要員の生活面では、軍人との共同生活であり文化的相違から当初は大変だった。
- オールジャパンによる連携
  - ・ 大使館、JICA などの関係者が毎月マニラで「ミンダナオ・タスクフォース」を開催している。外務省の IMT、ICG（国際コンタクトグループ）担当公使なども参加しており、2006 年から継続して行われている。
  - ・ 外務省-JICA は仕事が定型化されており、平和構築に限らず、ルーティーンに基づいて粛々と進められる。IMT について予算は特別だが、ODA タスクフォースのミンダナオでのスペシャル・バージョンといった構図であり、JICA 内でもミンダナオが特殊事例という理解はない。

⑪中村 進氏（笹川平和財団特別研究員（元海将補）） （細部：『資料編』別添 2-8 参照、90 頁）

○ 軍事の運用に係る法制度

軍事の運用に係る法制度を英語ではオペレーショナル・ロー（operational law, オプロー）という。外国と異なり日本は国内法が複雑でオプローの専門家が育ちにくい。自衛官には遵法（コンプライアンス）が重視され、国内法で規定された任務が複雑多様化されてしまった結果、隊員が法的根拠を十分に理解することが極めて困難な状況にある。例えば、平和安全法制は一挙に 10 本の法律改正が行われた。これではなかなかそれについていけない。

○ 海の特異性

陸と海が一番の違いに、国際法でもいわれる「海の特異性」がある。陸の警察などは少なくとも完全な主権が及ぶなかで活動するので関係する法律は全て国内法のみが適用される。海の場合には領海を出ると国外なので、常に正面から国際法に向き合わなければならない。

○ 国際平和協力活動

法的には海上自衛隊も日本の国際平和協力本部の派遣対象とはなるが、実際には陸自部隊の輸送や拠点が決まるまでのシーベージングの様な形のものになる。

これまで、カンボジアと東ティモールの 2 件派遣経験がある。

○ 国際緊急援助活動

PKO と同じで輸送と捜索を行った。陸上では陸自が活動するので、海は輸送とシーベージングを提供した。バンダアチェの際には任務から帰投するへり搭載型の護衛艦を寄せた。陸自の活動するのは津波で何も無いところ、活動の拠点が無いところであったので、船の中で休息やシャワーなどリフレッシュする環境を提供した。

#### ○ 海賊対処行動

海上自衛隊は逮捕・捜査の司法警察権限がない。海賊を捕まえたとしても司法手続きができないので海上保安官が乗っている。自衛隊と違うのは、海上保安官は司法警察権を持っていることである。

対処法前の海上警備行動というのは、あくまで海上における日本人の人命財産のみの保護を対象としており、外国の船舶は保護の対象とはされず、国際的にはなり立たない。このため、2009年6月に新たな海賊対処法を成立させて、全ての国の船舶の保護ができる枠組みを創設した。

#### ○ 国際平和共同対処事態の原型

1996年の橋本・クリントン会談で冷戦期のガイドライン見直しの合意を受けて、1999（平成11）年に周辺事態法が整備された。冷戦時に押さえられていた半島や台湾など周辺の紛争事態が、日本も攻撃されたような状態になるということが懸念された。

日本は武力の行使に制限があるので、戦時行動をとるアメリカをどうサポートするかということが焦点となった。周辺事態法と船舶検査活動法は「ガイドライン関連法」とされ、あくまでも米軍との日米同盟を基軸としたものになる。

#### ○ 後方地域捜索救助活動・被災民救援活動

この活動は、戦闘によって水域に不時着したパイロットなどを救助するというものである。自衛隊には「災害派遣」という役割もあり同じように事故があった航空機の乗員を救出するというものであるが、これは災害あるいは事故を想定したものである。また、被災民救援活動では「後方地域」概念を外したことが一つのポイント。実際に要請はなかったが、パキスタンから要請があれば難民キャンプをつくって支援するという事も想定された。

それまで、活動に従事する日本の隊員や職員を守るということで武器の使用を認めていたが、実際に難民キャンプを設営した際には難民・被災民・外国要員がいるため、新しい言葉として「自己の管理下」に入った人を守れるというスキームを作った。

#### ○ 補給支援特措法以降

テロ特措法は2年の時限立法だったので2年毎に期間延長の手続きをしていたが、国会での延長措置がとられず、「補給支援特措法」を成立させた。この際に「捜索救助」「被災民救援活動」は実態として行われていなかったため、実態にあわせて「補給支援活動」のみに絞った。

この枠組みが恒久法として国際平和支援法（2015.9）となった。

#### ○ 船舶検査活動

国連憲章第7条の手続きが、平和に対する脅威等の認定（39条）から禁輸等の非軍事的措置の決定（41条）を経て、一気に軍事的措置の決定（42条）となっている。実際、禁輸が決定しても

密輸が可能であり、その間を繋ぐという意味で、第 7 章の下での行動としての禁輸実行措置執行が出てきた。但し戦時ではないので封鎖ではなく、集団的自衛権の行使でもない。強制型は「特定の状況に見合う措置をとること」を条件として武力行使が含意されている。湾岸戦争時との違いは、湾岸戦争の際には「必要なあらゆる措置」を取ることが認められているという点。2006 年には北朝鮮の核実験に対する 1718 決議ができて、強制的に船舶を停止させる権限を安保理が与えたが、合法的な武器の移転を強制的に侵害することができる国際合意は存在しなかったことと、中露の要請で北朝鮮の暴発を避けるために非強制型の決議にした。これは PSI 阻止原則であり多国間の非強制型の相互協力の枠組みとなる。

- 上記のほか、搜索救難活動の救助対応、隊員の地位、使われなかった周辺事態法、船舶検査活動の問題点、海自と海保の相違点、研究員等との質疑応答については資料編を参照。
- 提言に盛り込むべき事項（研究員）
  - ① 「海の特異性」を理解し、国際法・軍事法制に卓越したオペレーショナル・ローの専門家の育成の促進
  - ② 搜索救難活動時における我が国の法的地位の検討（中立）及び救助した将兵の処遇の検討
  - ③ 協力支援活動時における自衛隊員の法的地位の検討
  - ④ 船舶検査活動における実施区域、活動区域の概念の整理が必要

⑫吉田正紀氏（双日米国副社長（元海将））（細部：『資料編』別添 2－9 参照、104 頁）

- 前言  
陸海空の自衛隊創設から自衛隊は環境に順応しながら戦ってきた。このことを示すために渡部悦和元陸将、廣中雅之元空将と書き上げたのが、“The US-Japan Alliance and Roles of the Japan Self-Defense Forces, Past Present and Future”（SPF-USA）。アメリカでも自衛隊が何をやってきたかということについて理解されていない。
- 冷戦期の海上自衛隊  
冷戦期は米軍と一体であり、米ソ勢力が均衡化するなか米海軍の戦略に基づき、海上自衛隊は対潜・掃海能力を強化して補完するようにした。「あえていびつな海軍力」を目指したともいわれたこの時代、米の空母打撃力と日本の ASW が役割分担であり、国際協力というものはない。これは今も重要であり、海上自衛隊は国際平和協力のために出したことはない。日米同盟のためにか出してない。
- 冷戦後の海上自衛隊  
軍事力の役割が安定化に使われるなかではじめて輸送艦「おおすみ」を被災地支援に使った。ま

た、ロシア・韓国・中国との交流を開始し、北朝鮮不審船対応を行った。シーレーンに沿って海自の活動を展開したが、念頭にあるのは日米同盟が基本である。日本はイージス艦を含めハイエンドの装備を導入していたが、冷戦終了とともに「遊び場」が移ってしまった。湾岸戦争では法律がないためにアメリカについていけず「同盟漂流」といった議論もあった。海自の乗り越えなければならない 2 つの戦後として、海保との関係、商船関係者との関係がある。海賊対処ではこれらがだいぶ解消された。

○ 海上自衛隊の思い

海上自衛隊には、米海軍と共にという思いと、旧海軍に戻りたいという思い、この 2 つが常に交錯している。海上自衛隊は地域でグラデーションをつけていくというのが基本的な考え方である。米国に対しては、海上自衛隊はリンチピンまたは同盟のバックルという位置づけで自らの存在意義を示してきた。“international contribution “には大反対だったが、その中に国益があるときはそのように言って実利を確保してきた。海上自衛隊はやれるのであればやるけれども、国際協力は基本マインドにはないということを認識してもらいたい。

○ クレピネビッチの理論

クレピネビッチのユーラシア戦略が現在の（日本の）戦略の原型となっている。

3 つのエリアに分けており、①欧州に対するロシアの再興、②西太平洋での中国の台頭と北朝鮮脅威、③地域不安定化要素としてのイランの 3 形態である。

一番重要で脆弱なのが西太平洋で、リソースは全てここに注ぎ込めというもの。ひたひたつけてくる中国が危ない。「このエリアでは列島線防衛が重要。陸自は PKO を終了し、海自は海賊対処という任務を終了し、冷戦時代に回帰するべき」と本人は言っている。冷戦期に似ているので日本は経験値があり、日本の戦略的方向性とマッチしている。

○ 海上自衛隊の未来

国際平和協力は戦略的な整合性が必要である。PKO をやるのであれば戦略的な地域優先を考えて、キャパビリティなり共同訓練を通じたプレゼンスを確保する。国際平和協力という名のもとにプレゼンスを示していく。中国を刺激しないように、しかしながら兵力を動かす。積極的平和主義という戦略の下、海自はプレゼンスをやる船、国際貢献をやる船が必要。軽武装で長く走れる 30DD（平成 30 年度建造予定の新型多機能護衛艦）の導入は戦略に合致している。

○ 練度維持の効率性

2050 年の一番危ない時期に勝てるよう、日常戦場の演練が求められる。精強さを前提とすると訓練を通じた war-fighting の練度維持が最も重要となる。国際任務を通じての練度維持は効率が悪い。中国が覇権に向けた動きを醸し出すなか、日本は同盟の近代化と少子高齢化の 2 つの問題が

ある。海自は 2040 年に 3 万人で動かせるようにしようとしている。その中で PKO をどこまでやるか。本当に優先順位を付ければ、先ずは訓練である。

国際平和協力をするためにジブチにいたのであれば、米軍と共同訓練をして戦闘能力を伸ばすべきである。国際平和協力は部隊を出すというものよりも、キャパビルなど別のやり方がいい。安保法制で米艦防護も含めていろいろできるようになってきており、それをフルに利用する。国際平和協力を通じて練度を上げるのであれば、目的は何か。国家の必要としているものを付与するのが訓練であり、PKO でやる必要はない。今は法制ができたので PKO でどう付加価値を付けていくのかを堂々と議論すべきである。

○ 海賊対処行動と日米同盟

海賊対処行動のように環境の変化に伴い国益が変わってくるものもある。ジブチに関して今はプレゼンスの方が大きいかもしれず、海上自衛隊が米軍・フランスといることに意味があるようになってきた。CTF151 も一定の練度を確保できたため、隻数を減らして多国籍軍の指揮能力を高めるように考え方を変えた。但し、現場を抱えての考え方と政策判断は別ものである。専門の部隊をつくるという議論もあった。

いずれにしても練度維持、war-fighting-capability をいかに高いレベルで維持するかという問題となる。CTF151 に 1 隻残しているというということは中国の進出を踏まえて、今後のインド洋西南海域での活動の必要性も意識してのことかもしれない。

○ リソース配分

この人数だと、恐らくこれ以上隻数は増やせないくらい、リソースは厳しい。これからは、無人と AI を通じた省人化。南シナ海においてはどの国も情報優位がない。日本から情報収集するにしても運用や投資効率的に割があわないので、無人機のサーベイランスを使うことも一案である。例えば、マラッカの ReCAP のような地域の海洋状況把握のための国際機構を置いて ODA で施設をつくりキャパビルをする。飛行機の運用は米太平洋軍の Maritime Security Initiative と併せて情報をどんどん提供していく。原則としては中国にも、ということにする。そうすればリソースの問題が解決できる。これまでのしがらみにとらわれずに、自衛隊にしかできないことにリソースを集中していくべきである。

○ 安全保障と国土保全

こればかりは人がやらなくてはならない。人が入ってこない前提に基づいて、自衛隊でしかできないこと、つまり戦闘以外は全て民間に出していくことも考えるべき。2050 年までに精強性と人的リソースのバランス保つことができれば、そのモデルは外国に輸出できる。今度はそういったシステムを輸出する。

○ 国際平和協力における省人化

無人機のできることは無人機にやらせるべきであるが、国際平和協力は代替が難しい。地元の人と接していくという必要性があるというのであれば、民間なり他にも移せるという発想で、本当に自衛隊でなければならないかということは考える必要がある。どうやって今の環境に適応していくかは大事だ。サーベイランスなどは最近では衛星も使えていいものがある。判断をするのはノウハウが必要なので、そういう人を付けていく。自衛隊が認められている分野は民間や無人化・省人化もできるものが多い。

○ これからの自衛隊の活動

自衛隊が何をやるかは、ある程度やりながらあまり危険な場所には行かないでやっていく。陸海空のそれぞれの特性を活かしながらやっていく。

○ 提言に盛り込むべき事項（研究員）

- ① 対外的に自衛隊が果たしてきた役割を適時適切に発信すること。
- ② 国際平和協力の戦略の確立と各自衛隊の役割の明確化  
特に戦闘遂行能力の練度維持と国際任務を通じた練度維持
- ③ 「無人、省人、老人、婦人」の活用の検討、人材の育成

⑬ D・A・ラヒム氏（元マレーシア陸軍少将・元 IMT 司令官）

（細部：『資料編』別添 2-10 参照、118 頁）

マレーシアの国際平和活動への参加は ONUC が最初であった。ミンダナオ紛争に係る監視団（IMT）の特性は、イスラム諸国会議（OIC）の決議により授權されているが、マレーシアを始めとするミッション派遣国の裁量が大きい。IMT の組織は「安全保障、人権、社会経済開発、文民保護」の 4 つの部門から構成されている。日々の緊密な情報交換とコミュニケーションにより各部門間の相互連携が保たれており、これが何より必要だった。これら IMT4 部門の統合は、司令官のイニシアティブとリーダーシップが重要である。私が司令官当時の参加国は、マレーシア、ブルネイ、日本、ノルウェー、EU であった。

○ 課題

- ・ フィリピン政府、イスラム反政府勢力の両者からの信頼を獲得することである。信頼が無ければ任務を達成することは困難である。最も重要なのがこの信頼醸成にある。
- ・ 停戦監視については、「何ができ、何ができないのか」、見極めることが大事である。従って、全ての勢力（フィリピン政府、現地非政府組織等）と協議をすることが必要であった。これにより、もし何かが発生したとき、素早い対応が可能になる。

## ○ 活動

- ・ 状況を適時に、正確に掌握しておくことにより、次に何が起こりそうか把握することができる。手法は継続的で頻繁なパトロールである。警戒を維持することが重要なのだ。このために UNOCHA や Local NGO とも調整（交流）を行ってきた。
- ・ 安全確保については、IMT 軍事要員（40 名）が、軍（戦闘当事者）としてみられることを避ける必要があった。武器を携行することは禁止されていた。従って、軍事要員自身の安全は、フィリピン政府が保障するのが基本となっている（MILF 実効支配地域では MILF）。様々なチェックポイントがあるが、フィリピン軍、MILF 双方の要員を伴って活動した。
- ・ 現地に展開している様々なアクターと緊密な連絡関係を構築して情報交換を実施して活動してきた。また IMT はフィリピン政府と MILF 双方に報告書を提出する。
- ・ IMT 要員は、軍人、警察官及び文民であり、各国で訓練を受けて派遣される。派遣後の OJT でも任務達成のための知識や技術を身につけることができる。技術専門家の存在は、世界各地で行ってきた国連 PKO 等の他ミッションの経験を IMT の活動に反映することができ、課題解決に大いに役立った。

マレーシア要員としては、ムスリムであることが現地でもとても優位に働いた。

## ○ 今後の IMT の展望

- ・ 最終的な和平の実現に向けたロードマップとして 2012 年に締結されたバンサモロ和平枠組協定（Framework Agreement on the bangsamoro）がある。2013 年から始まり 2022 年に終了するスパンで描かれている。
- ・ 開発は、治安が安定して初めて活動を行うことができる。武装解除に向けた枠組みも、2014 年に締結されたバンサモロ包括和平合意でカバーされていると承知している。

## ○ 日本との関わり

- ・ ミンダナオで日本は尊敬をもってみられている。“well regarded”。もし自衛隊から要員派遣がされたら「日本」という文脈で同じ尊敬を得られる。しかし、現場のニーズとしては、むしろ「もっと開発支援を」というものではある。但し司令官の立場としては、自衛官が参加することは大いに歓迎したいことだ。

JICA・日本政府の代表である IMT 邦人要員（JICA）は、「開発」の象徴でもある。開発の象徴が IMT で活動する、その現地に与えるメッセージ性は IMT の担う治安維持にとっても非常に大きい。

## ○ 質疑応答

Q. 地元の人々とのコミュニケーション方法について教えて欲しい。

A. 元々各地域に張り付いて、現地の情報収集（個人の特定も）を行っているローカルモニタリングチーム（LMT）がある。彼らは現地に IMT の要員が来ることになっても、問題が起きないように調整する。LMT は、現地の住民とのコミュニケーションを担当し、彼らの報告はとても有意義だった。マレーシアはこの班を担当し、イスラム教や言語という点で現地人の信頼を獲得することができ、コミュニケーションもうまくいっていたと感じる。

Q. ローカルモニタリングチームの IMT の中での位置づけについて教えて欲しい。

A. 同チームは IMT にとって「眼となり耳となる」役割だった。彼らの存在が IMT を成功裏に運用する上で重要だった。同チームは現地住民、特に現地の指導者を知悉している。情勢把握も、これを基盤に行っている。

Q. ユニフォーム着用の是非について。迷彩服着用による危険性はないのか。

A. 確かにモニタリングチームにとって両方の側面がある。実際にフィールドにユニフォームを着用して大きな問題はなかった。もし問題があったとしても、IMT においては一つのチームを構成しており、お互いに問題行動や懸案がある場合はコミュニケーションによって指摘し合う関係性にあった。

Q. 日本のように非ムスリム国の参加にはどのような評価があるか。

A. 日本政府による支援事業や日本人要員（文民）の取組み姿勢等の面で、日本の文民の参加は、ミンダナオの現地住民からも非常に歓迎されている。IMT にとっても良いことだった。

Q. 日本の自衛隊参加についてはどのようにお考えか。

A. 日本はミンダナオに関心を持つべきだと思う。モニタリングの次は、reconstruction、DDR などの分野に需要がある。日本の自衛隊の参加は期待されている。

Q. なぜマレーシアはソマリアで要員の犠牲を出しながらも平和活動に参加し続けるのか。

A. 私の経験では、要員の派遣は最も visible な貢献だ。どんな貢献がなされているかということは、世界中のメディアで報道されている。それによってマレーシア軍が global community に貢献しているということをアピールできるのが第 1。また、マレーシアの安全のために IMT や PKO に参加している。PKO に参加することによって、マレーシアは多少なりとも安全になる



と解釈しているのが第 2 である。犠牲者については、たしかにソマリアでマレーシア兵が亡くなったが、米国も同様に亡くなった。マレーシア軍は、PKO で犠牲になった兵士も「戦死」として顕彰するし、政府もそのように説明を行っている。なお、IMT では犠牲は出ていない。

Q. 東南アジア地域での今後の IMT タイプのミッションの設置の可能性はあるか。

A. 私見では、ミャンマーでの監視ミッション（ロヒンギャ）の検討は意味があり得る。

○ 提言に盛り込むべき事項（研究員）

- ① マレーシアの国際平和活動に取り組む方針、狙い
- ② IMT の活動を通じて日本に期待されていることの調査、分析
- ③ 国際平和活動における文民の役割、活動範囲の検討

⑭中内政貴氏（大阪大学准教授）

（細部：『資料編』別添 2－1 1 参照、125 頁）

○ コソボミッションの概要

- ・ 欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE）によるコソボミッションは、1999 年 6 月にコソボ紛争終結後に派遣された。国際連合コソボ暫定行政ミッション（United Nations Interim Administration Mission in Kosovo: UNMIK）の一部を成している。コソボ内の 5 ヶ所に現地事務所を開設、2017 年現在で 117 人の国際スタッフと 387 人の地元スタッフによって構成されている。
- ・ コソボミッションの法的根拠 2 つ  
一つは、国連安保理決議 1244。S/1999/672 によって OSCE には、制度構築（institution-building）のなかの 5 つの分野（paragraph 5）の担当している。  
二つ目は、OSCE 常設理事会による 1999 年 7 月 1 日の決定 305（PC.DEC/305）である。UNMIK の枠組みの一部となり、コソボの制度構築、民主主義構築、人権分野において先導的役割を担う。
- ・ 本ミッションは、特に以下の 5 つの分野に取り組むことが決定された。
  1. 特に欧州審議会との協力によるコソボ警察学校の開設・運営、新たなコソボ警察サービスへの訓練の提供、法曹人材や様々なレベルの公務員の訓練
  2. 市民社会・非政府組織、政党、地元メディアの発展を含む、民主化とガバナンス
  3. 選挙の組織と監視
  4. 特に国連難民高等弁務官事務所との協力による、オンブズマン組織の設立を含む、人権状況の

監視、人権保護と促進

5. 国連事務総長もしくはその特別代表によって要請される任務のうち、国連安保理決議 1244 に合致し、OSCE 常設理事会において承認されるもの

- ・ 本ミッションの主たる成果は、現地の警察の養成のため 1999 年 9 月にコソボ警察サービス学校 (Kosovo Police Service School: KPSS) を立ち上げたことである。

○ コソボに展開しているほかの国際機関によるミッションとの関係

- ・ UNMIK の下でのコソボの暫定統治は、国連事務総長報告 (S/1999/672) によって、主要分野を 4 つに分け、それぞれの分野において専門性を持つ国際機構が中心を担う、いわゆる柱 (ピラー) 構造となっている。

(a) 国連による暫定的な文民統治、(b) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が中心となる人道分野、(c) OSCE が中心となる制度構築、(d) 欧州連合 (EU) が中心となる復興そのほか国際治安プレゼンス (international security presence) の派遣も授權されている。

- ・ 国際治安プレゼンスの任務は、(a) 新たな敵対行動の抑止、停戦の維持及び必要な場合の停戦の強制、ユーゴスラビア連邦共和国の軍隊・警察・非正規部隊の撤退の実現及びそのコソボへの再展開の防止、(b) コソボ解放軍 (KLA) 及びその他のコソボのアルバニア系武装組織の非軍事化、(h) 国際治安プレゼンス、国際文民プレゼンス、及び他の国際機関の防護と移動の自由の確保などである (paragraph 9)。上記の任務を果たすために「必要な全ての措置」を執ることが認められている。
- ・ NATO が指揮する KFOR (Kosovo Force) も重要な任務を有していた。しかし、KFOR が武装解除を強制できなかったことが国際統治の信用を損ない、コソボの軍事指導者に利権を固めて、社会秩序を彼らの利益に沿うように振り付けることを許してしまったとの批判がある。
- ・ また、軍事介入した NATO が指揮する KFOR は、一貫してアルバニア系住民からの高い信頼を得てきた一方で、逆にセルビア系住民からは信頼されていない傾向がある。
- ・ コソボにおける存在感を高めているのが EU である。EU は、2003 年からコソボを含む西バルカン地域の将来の EU 統合方針を掲げ、経済・内政・社会・治安・法などあらゆる面での関与を強めてきた。コソボに対しては、2008 年 12 月に、法の支配支援ミッションである EULEX の派遣を開始した (2008/124/CFSP)。
- ・ EULEX の任務は、監視と執行の 2 つの柱からなる。

監視は、大規模な事件や政治家が関係する汚職事件などに関してコソボ政府の司法部門の活動を監視し、技術的な支援を与えることが目的である。

○ コソボミッションの文民採用方針

- ・ 人員採用は公募によって行われる。但し応募資格は参加国かパートナー国の国籍保持者に限定される。
- ・ 採用方針によれば、募集と選抜は、性別・人種・肌の色・信条などによる差別がない開かれた競争に基づき、透明で中立的な過程で採用される。
- ・ また、募集は OSCE 参加国の地理的な代表原則に沿って行われ、あらゆるレベルでジェンダー間の平等原則に基づき、男性・女性間の比率の改善に継続的に取り組むこととなっている。
- ・ 募集・選抜プロセスは、通常、空きポストの公示から、通常 4～5 名の候補者に対する面接及び筆記テストの実施、職務に関して参照可能な人物からの聞き取りや、教育歴の確認、選抜の決定まで 2～3 週間以内に行われ、完了後に全ての応募者に結果が通知される。
- ・ コソボミッションには、これまでに合計 6 人の日本人スタッフが勤務している。うち 1 人は現役で勤務（2019 年 2 月のミッションのプレス担当へのメールによる聴取）している。

(2) 自衛隊部隊の訪問調査等

概要は以下の通りである。

① 多国間共同訓練「カーン・クエスト」の概要

- 陸上自衛隊が参加している多国間共同訓練「カーン・クエスト」の概要について、2017（平成 29）年 8 月 29 日、JFSS 会議室において陸上幕僚監部の担当者から説明を受けた。

共同訓練の目的：国連平和維持活動に係る各種能力の維持・向上を図るとともに、参加国との相互理解の促進及び信頼関係の強化を図る。

経緯：2003（平成 15）年に米国・モンゴルの二国間共同訓練として開始し、2006 年に規模を拡大して多国間訓練に移行した。自衛隊は、2009 年より正式参加し、今回で 8 回目の実動訓練（小隊規模部隊 3 回目）に参加している。

実施時期：7 月下旬～8 月上旬

場所：モンゴル国ファイブ・ヒルズ演習場

主催国：米太平洋陸軍及びモンゴル陸軍

参加国：2017 年度の参加国は 25 カ国、

日本のほか英、豪、伊、韓、加、独、印、中などが参加。

陸上自衛隊からの参加：教官、実施部隊（小隊規模）、研修者、合わせて約 40 名。

訓練内容：国連 PKO における基本的な活動内容を各訓練課目に分類し、実施部隊（一般に小隊規模）がローテーションして実施。

訓練課目：巡察、検問、車両縦隊行動、IED 対処、文民保護教育等。陸上自衛隊は、これらの課目の中から実施課目を選択し、その他の課目は研修している。

- 岩田元陸上幕僚長からも本訓練の目的、参加することの意義、重要性について説明を受けた。
- 所見
  - ・ 国連 PKO に部隊として派遣されていない現状を踏まえると、陸上自衛隊が、PKO の主要派遣国の各軍が一同に会して行っている訓練に参加している意義は大きい。特に部隊の練度の維持・普及、PKO の現場における対応要領の修得、各国軍隊の連携、相互の信頼性の向上に寄与できると認識した。
  - ・ 現在 1 個小隊（約 40 名）だけが参加しているということであったが、今後参加単位数を拡大することを（経費の関係もあると思うが）期待している。
  - ・ なお、現在 JFSS の研究員数名を、本訓練への研修参加の可能性について調整中である。研修許可が下りれば、多くの他国軍隊の国連 PKO への取り組み等について調査する予定である。

② 派遣海賊対処行動支援隊等 （細部：『資料編』別添 3-1、129 頁参照）

- ジブチ共和国に所在する派遣海賊対処行動支援隊等を、2017（平成 29）年 11 月 2～4 日まで研究員 2 名（佐藤<庫>、本多）が訪問し、同部隊の活動の概要の説明を受けるとともに、同隊司令、幕僚との意見交換及び警備部隊要員への聞き取り調査を行った。
- また、ジブチに所在する日本国大使館、米国大使館及び JICA 事務所を訪問し、国際平和協力に関する意見交換を行った。

○ 細部の調査実績

11 月 2 日：支援隊司令及び航空隊司令への表敬及び意見交換

米国大使館において Mr. Michael Walsh との意見交換

在ジブチ日本大使への表敬及び意見交換

11 月 3 日：支援隊・航空隊の活動の説明受け、意見交換

警備部隊要員への聞き取り調査

ジブチ軍に対する能力強化事業の説明受け、意見交換

11 月 4 日：在ジブチ JICA 所長への表敬及び意見交換

- 所見
  - ・ 派遣海賊対処行動航空隊は、約 1,000km の偵察警戒空・海域を、日夜たゆむことなく計画的に整齊と任務遂行に当たっている。海賊発生件数は減少しているものの、同隊は、各国軍隊による偵察回数 7～8 割を担当、第 151 連合任務部隊司令部からの信頼度も高いことを確認した。

- ・ 派遣海賊対処支援隊は、世界で最も気温が高いとされるジブチにおいて、酷暑をものともせず、24時間365日黙々とそれぞれの支援任務・役割を果たし、航空隊等の支援及びジブチ拠点の維持を図っていた。

さらに、歴代の司令以下が構築した関係機関との良好な関係を維持発展させていた。本当に頭の下がる思いで帰国した。

我が国の自衛隊による国際平和協力・貢献の高い評価というのは、我が国特有の制約の中にあっても、現地・現場にある隊員一人ひとりの創意工夫、及び汗と涙の結晶からなり立っていることを再認識した。

- ・ 拠点の警備は厳正に行われていた。警備態勢そのものは、対保全上、警衛所内部等の研修はできなかったが、入退出における点検において確認できた。
- ・ 警備小隊長、前任、班長に聞き取りを行った。実施部隊が中央即応連隊ということで、南スーダン、ハイチでの警備経験者も多く参加しており、自信をもって勤務に臨んでいることを確認した。

特に最先任上級曹長の警備のポイントは「何も起こらないこと」。この言葉は強く印象に残った。攻撃を受けない抑止力を高めることが必要である。

この状態を維持することは一朝一夕ではできない。平素から警備隊員の一人ひとりが射撃練度の維持向上を図るとともに、上番に際しては重装備を保持しながら隙のない警備態勢作りに日夜努力していることに感銘を受けた。

- ・ 現地の部隊、隊員が言えない警備上の課題がある。  
それは、警備を行う権限が「武器等防護のための武器使用」（自衛隊法第95条）だということである。これでは、自己の管理の下に入った人、例えば警衛所に所在する役務で勤務する現地雇用の人は防護できないのである。拠点に所在する航空機のみを守るだけなら、それも良いが、これは早急に改善しなければならない課題である。

この課題の根本的な解決には、自衛隊法第95条の3「自衛隊の施設の警護のための武器使用」の改正が必要である。同条の警護対象施設は「本邦内にある自衛隊の施設」が対象である。これを国外に所在する施設も対象とする必要がある。共同警備を行うに際しても、必要なことであり検討を促進すべきであると提言する。

- ・ 現地に所在する関係者（自衛隊員を除く）が異口同音に述べていたのが「ジブチ拠点」の意義である。彼らは、その必要性、重要性を肌で感じている。日本国内には分からない感触である。アフリカにおける中国進出に伴う脅威は、当地に所在する米、仏、伊を始め各国が感じていることである。

同拠点において在外邦人の輸送等の訓練も開始されたと説明を受けた。拠点の充実、拡充を一日も早く推進すべきである。

- ・ 本調査事業は外務省の補助金事業として行っている。支援隊の説明受け時、外務省からの現地調査の実績を確認したところ課長級以下とのことだった（なお、本訪問の後、佐藤正久外務副大臣がジブチ拠点を訪問（11月11日））。ジブチの拠点化、在外邦人輸送の本拠地、中国進出の状況確認等々、アフリカにおける活動の重要性が増す現状を踏まえ、外務省の高位高官を含め現地に出向き、現状を確認する頻度を高くすることを提言する。
- ・ ジブチ拠点の施設の維持補修については格段の配慮が必要である。塩害の強い地域であり、錆が目立った。また、エアコンなど空調機器の推進補給なども必要である。国家を代表して活動しているのであり、防衛省の経費だけではなく政府全体として対応して欲しいと感じた。

③ 陸上自衛隊国際活動教育隊 （細部：『資料編』別添3-2参照、135頁）

- 2018（平成30）年2月15日、陸上自衛隊駒門駐屯地に所在する国際活動教育隊を、研究員4名（佐藤（庫）、山本、西田、本多）が訪問した。

当初、国際活動教育隊長（前派遣海賊対処行動支援隊司令）からジブチ勤務における講話を受け、爾後、国際活動教育隊の概要について説明を受け、意見交換した。

○ 国際活動教育隊の概要

- ・ 国際活動教育隊は、陸上自衛隊で唯一、国際平和協力活動に係る基本教育及び練成訓練支援を任務としている。

編成は幹部30数名、陸曹40数名からなる。

- ・ 国際活動教育隊では、一般部隊には残らない教訓事項を収集して、派遣隊員に対する教育訓練を行っており、特技課程である「国際活動」を実施している。
- ・ また同時に、国際的な動向も見なければならぬ。派遣していない国際平和協力業務、軍事監視要員や歩兵任務などについても、ノウハウはもっておかなければならない。しかし、編成上、手が回らず、研究員が個別にやっている研究に頼っているのが現状である。

国際活動教育隊の活動内容は、基本教育、練成訓練支援、調査研究である。

基本教育である「国際活動」は、4週間の幹部特技課程（30～40名、入校者が減少傾向にあり、1年間で30数名）と3週間の上級陸曹特技課程（1年間に150名程度、約30数名×4回）で構成される。卒業者は、前者が累計730名、後者が累計1,400名ほど。約8割が自ら志望して入校している。練成訓練支援は各隊に出張して訓練支援を実施する。

- ・ 安保法制成立後は、これまでの教育メニューと新法制下でのギャップの埋め合わせを行ってい

る。また、新たに在外邦人保護（RJNO）の発生を想定した訓練も実施している。

- ・ 幹部特技課程は、国際活動一般（運用、業務、法規）と幕僚活動実習（計画作成、幕僚活動）を座学で行い、最終的に指揮所演習（CPX）を行っている。上級陸曹特技課程は、最終的には総合実習（部隊警備行動の実習）を行っている。
- ・ PKO 事務局の研修支援も行っている。個人派遣要員研修の 2 週間の内 3 日間を担当している。
- ・ 統合幕僚学校の国際平和協力センターとの相違は、同センターの対象が幹部に限定するとともに、他省庁や留学生も含めるのに対して、国際活動教育隊は陸上自衛官のみを対象としている。
- ・ 部外機関との協力連携も行っている。主なものは次の通り。

国際平和協力セミナー（IPCAS）における民軍連携、

HPC（広島平和構築人材育成センター）支援（自己防護、救急法、総合実習における教育支援）、及び高官対応（諸外国の PKO センター長との交流）

- ・ 国際活動教育隊からの派遣は、国外訓練・研修等への個人派遣を実施している。
- ・ 本年（2018 年）3 月の陸上総隊発足後も、国際活動教育隊の活動内容に変化はない。名称の変更もなく、活動は継続される。
- ・ 邦人保護の陸上輸送について、基本的な訓練は実施している。特に緊急時の在外邦人輸送については、陸・海・空の 3 自衛隊の調整が必要であり、迅速性と連携が求められる。法整備は完了したが、装備体系の整備は今後の課題と認識している。

#### ○ 所見

- ・ 国際活動教育隊は、隊長以下約 80 名と小規模な組織であるが、国際平和協力活動の尖兵としての役割を果たしている。

派遣に備えての教育訓練が主で、多くの指導隊員の方々が交代で部隊指導に当たっている状況を確認できた。今後は、編成人員の増加と研究部門の更なる充実に努められることを期待している。

#### ④ 陸上自衛隊第 9 師団司令部

- 2018（平成 30）年 3 月 8～9 日までの間、青森市に所在する陸上自衛隊第 9 師団司令部を、研究員 3 人（高井、佐藤（庫）、本多）が訪問した。

8 日は、南スーダン派遣施設隊の副隊長及び主要幕僚から派遣準備間の訓練の概要について説明を受け、その後意見交換した。

9 日は、派遣警備隊の小隊長以下 12 名の隊員に聞き取り調査を行うとともに、主要装備品の説明を受けた。

○ 第 11 次南スーダン派遣施設隊の概要

- ・ 派遣部隊の編成人員は約 350 名（女性隊員 10 数名を含む）であり、その中に日本隊が独自で編成する警備小隊がある。他国軍隊で、独自に警備部隊・隊員を出している国はないということであった。
- ・ 部隊の基幹部隊は、第 9 師団隷下の第 5 普通科連隊であり、一部、東北方面総監直轄部隊等が参加している。

○ 派遣準備訓練及び関連する訓練の概要

- ・ 2016（平成 28）年 8 月に UNMISS 第 11 次隊派遣発表、同月 24 日に防衛省から新法対応訓練（駆け付け警護）開始が公表され、部隊としては 8 月 25 日から派遣準備訓練（新法制対応訓練を含む）を開始した。

- ・ 派遣準備訓練は関連する訓練を含め 3 段階に区分して実施した。

第 1 期（平成 28 年 4 月～6 月）は、平素の訓練の枠組みの中で、基礎的な練度の向上を目的とした一般的な訓練を実施した。

第 2 期（同年 7～8 月、派遣・交代準備通達発出まで）は、中央即応連隊、国際活動教育隊の支援を受けて、一般的な国際平和協力活動等に資する基礎的訓練を実施した。

第 3 期（同年 8 月以降）は、新法対応訓練を含んで南スーダンへの派遣を想定した準備訓練を中央即応集団等関係部隊の支援を受けて実施した。

○ 警備小隊の聞き取り調査

- ・ 警備小隊長、警備班長、小銃手及び機関銃手の 12 名から聞き取り調査を実施した。
- ・ 駆け付け警護に伴う武器使用に関しては、その目的、要件などについて教官から丁寧な説明を受け、訓練を通じて対応要領を修得したとのことだった。

当初戸惑いはあったが、要請があり移動する行為が付加されることだけであり、また移動間の警備は通常のことなので難しくはなかった。

- ・ 射撃練度を維持することについて全隊員が派遣準備、派遣間を通じて努力していたことを確認した。
- ・ 大半の隊員が熱望して参加しており、家族の了解はスムーズに取れたとのことだった。
- ・ 20～30 代前半までの隊員に、再度国際平和協力活動への参加の打診があったら、参加するかと問うたところ、全員が参加するとの心強い回答を得た。

○ 所見

- ・ 第 9 師団長のご配慮により、予想した以上の第 11 次隊隊員の参加を得て貴重な研究資料を収集することができた。



また、同参加隊員以外にも、過去に国際貢献活動の経験がある部隊長と懇談の場を設けて頂くなど有意義な時間を持つことができた。心より感謝している。

- ・ 副隊長から副指揮官の心構えとして「隊長を孤独にさせない」ということを伺った。隊長の決断プロセスを把握し、幕僚や小隊長らにかみ砕いて伝達することに留意したとのことだった。それは日本隊の編成の特異さによるものである。即ち、1 佐を長に置くが、その直下に 1 尉のみならず 2 尉・3 尉クラスまでぶら下がっている編成であり、1 佐クラスの考えをそのまま飲み込める階級ではないため、通常より丁寧な隊長意図を浸透させる必要があった。特異でもなく、あらゆる組織でも起こり得ることであり、副指揮官のありようを示唆しており、感銘を受けた。
- ・ 警備小隊長から緊張感を維持することに尽力したと伺った。派遣期間中、発砲音の減少など、目に見えて危険が減っていく中、気の緩みのチェック、慣れとストレスによる悪影響を懸念した。撤収発表の際には、隊員の中に若干の動揺があったように感じたことあった。青森に全員無事に帰すとの指揮官の強い思いを痛感した。
- ・ 警備隊員全員、自らの射撃練度に対する評価と自信をもっており、また、武器使用の要件の細部についても理解していた。これでなければ、現状に即した判断、射撃の実施はできないと心強く思った。
- ・ 隊員の個人装備品を研修した。鉄帽、防弾チョッキ、防護マスク、銃剣、水筒、拳銃、小銃など、これだけの装備を付けて行動するには、装具と身体とが一体にならないと動けないと認識した。

政治家、防衛省を含む関係省庁の職員、マスコミ関係者、評論家の方々はこのような実態を承知しておく必要がある。机上で空身で武器を使用している訳ではない。

装備について言えば、指揮通信の面で個人用携帯無線機（骨伝導タイプの無線機等、ハンズフリーで使用できるもの）が全隊員に充足できればより効率的な任務遂行が可能であると聞いている。この点早期に配備できるよう期待している。

⑤ 「カーン・クエスト 2018」 研修 (細部：『資料編』別添 3－3 参照、137 頁)

- 2018（平成 30）年 6 月 15～18 日までの間、モンゴル国ファイブ・ヒルズ演習場で行われている PKO に関する多国間訓練「カーン・クエスト 2018」を、研究員等 5 人（佐藤（庫）、山本、佐藤（裕）、岩田（アドバイザー）、植村）が研修した。

16 日は、指揮所演習、実動訓練を研修するとともに、現地において指導中の陸上幕僚副長等と意見交換をした。

17日は、実動訓練を研修し、その後ウランバートル市内にある日本人慰霊碑を参拝した。

○ 「カーン・クエスト 2018」の概要

- ・ 同訓練は、2003年モンゴル陸軍と米陸軍との二国間共同訓練として開始され、2006年以降多国間訓練に移行している。2017年は25カ国が、今年には32カ国が参加しているPKOの派遣前訓練としては最大規模の演習である。
- ・ 訓練は、実動訓練（FTX）と指揮所訓練（CPX）に区分して行われている。FTXはPKOにおける基本的な活動内容について、CPXは国連PKOミッション司令部における指揮幕僚活動を演練するものである。
- ・ FTXの訓練課目は、巡察、群衆対処、検問、国連指定施設警備、交付所任務、車列警護、IED対処、救護、文民保護教育、包囲・搜索の10課目である。（包囲・搜索については陸上自衛隊の未実施課目で、オブザーバー参加している。）

各国軍隊は、上記課目の1課目を毎日交代（ローテーション方式）で実施している。

各国の参加人員の基準は、教官要員4名、訓練部隊1個小隊（約35名）及び指揮所訓練要員2～3名である。

○ 陸上自衛隊の部隊参加の意義

- ①国連PKO活動に必要な能力及び多国間の相互運用性の向上を図ること
- ②演習参加国間における信頼醸成の維持、向上を図ること

○ 訓練研修の概要

- ・ 指揮所訓練（16日10:15～11:00）

モンゴル軍統合訓練センター長（中佐）の案内で研修した。訓練の想定はソマリアにおける治安維持で、ソマリアを3地域に分割して警備を行うものであった。

- ・ 実動訓練（16日11:30～15:30）

実動訓練は、午前中に各課目のブリーフィング、講義、基本動作を実施し、午後の訓練のための命令下達までを行い、午後は訓練場に展開しての実動訓練が行われた。その後、AAR（研究会）が行われる。AARは、現地におけるAARと講義室に集まったの全体AARに区分して行われる。この要領は、各課目共通に行われる。研修した課目は次の9課目である（訓練の細部は資料を参照）。

救護訓練（米海兵隊）、IED対処（米陸軍）、車列警護（韓国軍）、交付所任務（バングラデシュ軍）、検問（カンボジア軍）、国連指定施設警護（中国軍）、群衆対処（陸上自衛隊）、車列警護（中国軍）、巡察（タジキスタン軍）

なお、研修間、モンゴル軍の将校（中尉・大尉）が同行し説明をしてくれた。

○ 所見

- ・ アドバイザーとして岩田元陸上幕僚長に参加して頂いた。岩田氏は 2015 年に陸上自衛隊が実動訓練に参加することを直接指導された陸上幕僚長であり、訓練に参加することの意義、今後の進むべき方向等について助言を頂いた。
- ・ 研修間モンゴル軍の若手将校 4 名が我々に同行し説明をしてくれた。4 人とも防衛大学校を卒業し、そのうちの 1 人は陸上自衛隊幹部学校の指揮幕僚課程の卒業生であった。また、別の 1 人は今年の秋からは南スーダンに派遣されることとなっており、KQ で自らの能力向上を図っているとのことであった。軍人らしい軍人の一人であった。全員親日家であった。
- ・ 陸上自衛隊の部隊は中央即応連隊の中隊から派遣されていた。中隊長の指揮統制のもとに、積極的かつ澆刺と行動していた。実動訓練の小隊は、よく統制のとれた規律厳正な部隊であった。同部隊は、海外派遣が命ぜられると最初に派遣される部隊であり、KQ に意欲的に取り組み、PKO における不測事態対処のノウハウを吸収しようとしていた。また、中隊は、帰国後、他の部隊に KQ の内容を普及する任務も与えられていた。
- ・ モンゴルは、ソ連崩壊後、国防予算が不足し、国防軍の規模を縮小せざるを得なかった。このため、同国は国連の集団安全保障を重視するようになった。そして、1998 年以降国連 PKO に積極的に参加し、国際的な地位の向上を目指すこととした。また、米国とは、2004 年 7 月 N. バガバンディ大統領が訪米して、当時のブッシュ大統領と会談し、将来に亘る国際的平和維持協力の合意を行った。2005 年 10 月にはラムズフェルド国防長官がモンゴルを訪問、同年 11 月 21 日にはブッシュ大統領が初めてモンゴルを訪問し、イラク派兵への謝意を表している。  
モンゴルのこのような PKO 参加や米国との軍事交流は、モンゴル軍の改革に影響を与えている。さらに、非同盟・中立の外交政策においても重要な支えになっている。

○ 最終報告に提言し得る事項

- ・ 国際平和の安全・安定化の向けた活動に積極的に参加し、寄与することは、自国の安全、国益に繋がるものであること。
- ・ モンゴル軍の編成規模は小さく、その部隊装備品はいまだに旧ソ連製が使われている。そのような態勢のもとでもモンゴル軍は、国連 PKO に積極的に参加し、国際的な信頼を勝ち得ていること。また、政府と軍との一体化が図られていること。
- ・ カーン・クエスト訓練は多くの国の軍隊を受け入れ多大の成果を上げていること。
- ・ 部隊派遣が途絶えている陸上自衛隊にとって貴重な訓練の場となっていること。

⑥ 在日米陸軍司令部法務部

(細部：別添3－4参照、150頁)

- 2018(平成30)年9月10日に在日米陸軍司令部法務部(座間市)を研究員4人(佐藤(庫)、井上、山本、里永)が訪問した。
- 目的は、米軍のROEの考え方、作成手順について学ぶことであり、法務部の作戦法担当法務官・弁護士(陸軍大尉)から説明を受けるとともに意見交換した。
- 説明項目は、ROEの基本概念とROEである。
- 基本概念においては、ROEと国際法及び米国内法との関係について説明を受けた。
  - ・ 国際法との関係では、国連憲章を批准しており、憲章上の武力行使の一般的禁止が法制上の要件である。その例外としての自衛権には必要性・均衡性の要件や、個別的・集団的な自衛権があるが、いずれも最終手段として行使されるものである。
  - ・ また、慣習国際法を含めた武力紛争法上の基本原則を遵守すること。
    - ①軍事上の必要性(国際法の下で軍事的手段をとることの必要性)
    - ②不必要な苦痛を与えないこと。(人道的保護の必要性)
    - ③目標の区別原則(戦場における戦闘員と文民の識別)
    - ④均衡性(付随的損害の分析・評価、損害の予測を実施)
  - ・ 米国内法との関係では、米軍の活動には米国内法上の指示が必要であること、憲法上、戦争権限は行政府(大統領)と立法府(議会)で区別されていること、さらに、行政府や立法府により武力行使の決定がなされたら、武力紛争法や標準交戦規定(Standing Rules of Engagement、SROE)に沿ったDoD policyが求められることである。
- ROEについては、標準交戦規定、ROE策定にあたり考察すべき範囲、SROEでできること、自衛権の種類、自衛の原則、敵性・敵対行為、武力の段階的拡大、平和維持活動におけるROEなどについて説明を受けた。

以下、要点のみ記述することとし、細部は資料編を確認していただきたい。
- 米陸軍におけるROEとは、権限を有する軍当局あるいは軍指揮官によって発出されるOrderであり、いかなる状況で兵士が武力行使を行うことができるか、ある状況下で兵士がどの程度の武力を行使できるかを説明したものである。
- あらゆる状況におけるROEの基本文書として「標準交戦規定(Standing Rules of Engagement; SROE)」がある。

SROEは滅多に変更されるものではなく、国防長官により承認され、統合参謀本部議長によって公布される。
- ROEは、①政治的側面、②軍事的側面、③法的側面を満た(した)すものとして策定される。

- **SROE** ができることは次の 4 点である。
  - ①武力行使に関する指揮官の基準線を規定すること。
  - ②兵士に対し、何に、いつ、どこで、どのように防衛のための武力行使ができるかを示すこと。
  - ③**SROE** は柔軟性があり、補足的な措置や特別指示書 (**Special Instructions; SPINS**) を通じて任務達成を確保するためのもの。
  - ④自衛 (正当防衛) のためのルールを設定すること。

自衛の種類は、国家 (**National**)、集団的 (**Collective**)、部隊 (**Unit**)、個別的 (**Individual**) 自衛の 4 種類がある。
- 兵士は指揮官の指示に従い、個別的自衛権を行使することができる。部隊指揮官は、常に部隊自衛権 (**Unit self-defense**) を行使する固有の権利と義務を有している。

なお、部隊指揮官は、戦略的・戦術的理由から兵士の個別的自衛権を制限することもある。
- 集団的自衛権は、予め定められた米軍以外の軍隊、外国人、外国の国有財産の防衛を対象としている。
- 敵対的行為は、米軍関係者や特定の人物・財産に対する攻撃または武力行使である。

敵対行為は、当該脅威を抑止、無効化または破壊するために、自衛の範囲で均衡した武力を行使する権利を発動させる。
- 平和維持における **ROE** は、自衛の場合や他者の防衛に対して、致命的な武力の行使は通常は制限されている。
- 国連平和維持活動の **ROE**
  - ・ 国連ミッションにとって、軍事部門の武力行使は平和維持活動のマנדートに依存する。
  - ・ 参加国の軍隊は、同時に自国の **ROE** にも拘束される。
- 国際平和協力に向けた教訓事項 (報告書に盛り込み得る教訓事項)
  - ①標準部隊行動基準の策定
  - ②自衛権の概念の再整理
  - ③国際平和協力活動における武力の行使の概念の見直し

### (3) 海外機関の訪問

#### ①国際連合本部（米国／ニューヨーク）

（細部：『資料編』別添4-1参照、158頁）

##### ○ 現地調査の概要

2017（平成29）年10月9～13日までの間、研究員2名（高井、佐藤（裕））は、国連PKO局（DPKO）、フィールド支援局（DFS）、政治局（DPA）、国連事務局及び日本政府国連常駐代表部を訪問し、聞き取り調査・資料収集を行った。

本訪問は、平和安全法制に基づく日本の今後の活動の在り方を検討するため、各国・各組織の活動の実態調査を行うことを目的とし、国連PKO担当部局から日本への期待と今後の課題についての意見を聴取した。特に、現在国連で実施されているPKOをめぐる最新の動向を把握し、今後の政策提言に反映させるための情報を収集することができた。

##### ○ 調査の概要

国連PKOに対する貢献をめぐる、特に平和安全法制という性格から自衛隊の役割を主軸としながら、軍事と非軍事的な活動とのつながり、文民の役割も含めて総合的に実態を捉えることを試みた。

特に、HIPPO(High-level Independent Panel on Peace Operations)文書、PKOサミットを始め従来から検討されてきている訓練と能力構築支援、早期警戒と早期展開等の 이슈について、日本が協力している分野を中心に現状と実態を把握するとともに、国連が日本に期待する分野についての意見交換を行った。

##### ○ 調査の方法及び質問事項

調査の方法は、国連職員及び関係専門家に対し直接面会して実情を聴取するとともに、意見交換を行った。面会に当たっては、各対象者へ本事業の概要を英文でまとめたものと質問を事前に電子メールで送付した。

各有識者に対する質問及び意見交換は多岐に亘ったが、次の3点については必ず質問した。

- ・ 国際社会が日本に期待することは何か。
- ・ 特に、2015年にHIPPO文書が承認されて以降、日本の貢献（例えば、部隊派遣国に対する能力構築支援）はどのように評価されているのか。
- ・ 文民保護活動にとって障壁となり得るものは何か。

（なお、個別質問に関しては『資料編』（別添4-1参照、158頁）

##### ○ 成果の概要

今回の調査では、国連総会開催中の多忙な時期にもかかわらず合計11名の実務家・専門家へのインタビュー調査を行うことができた。さらに、事前に予定していなかった3名の実務家・専門

家と意見交換の機会を得た。

その概要は以下の通り。

(ア) 国連 PKO 局

- ・ 日本に対しては要員派遣を継続して欲しいという期待がある。  
(所見) 一方で国連 PKO に対する先進国型の協力に高い評価と期待があることを感じた。
- ・ 具体的には、従来からケニアで行っている工兵部隊への重機操縦能力構築支援の継続や拡大、他分野での三角協力プログラム（アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト、ARDEC）の開設などである。日本の医療支援要員を小規模ユニットとして派遣することを進言する調査対象者もいた。

(イ) DFS

- ・ Integrated Training Service 課長の Pedersen 氏よりドイツと DPKO 間のやりとりを記録した文書の提供があった。
- ・ その文書は、ドイツが二国間の能力構築支援に高い関心を示し、マリ軍を対象にマリ国内で能力構築支援を実施する準備段階であることを裏付けるものであった。
- ・ 以上のことから、日本の能力構築支援（三角協力）への高い評価と期待、二国間支援などより柔軟なスキームでの協力を期待していることがわかった。

(ウ) 国連事務局

- ・ 日本の国連分担金は昨年まで世界第 3 位であったが、本年になってドイツに抜かれ 4 位となった。PKO 分担金についても中国が昨年 2 位になった。これまで日本は資金を出すポリシーがわからないとの評価があり、資金の面でも地位を下げている。
- ・ 日本が国連を通じて何を実現させようとしているのかということに対して加盟国が関心を持たなくなっている。韓国などポリシー面で存在感を示す国がある。分担金を下げるのであれば、日本の方針を明らかにすべきである。
- ・ 日本の PKO 参加について。現在 TCC（部隊派遣国）はほとんどが途上国である中で、南スーダンやハイチへの展開は先進国の要員派遣復帰を象徴する出来事だった。特に日本の施設部隊の活躍は評価が高い。装備や機材、技術によってギャップを埋めることが期待されている。
- ・ 多くの加盟国にとって日本は大国。難民を受け入れないのであれば、自分の国以外の国の安全に対する責任はお金以上のものが求められる。
- ・ 高位ポストの日本人職員の少なさ。特に女性候補者の少なさが目立つ。現事務総長は多様性のある国連を目指している。
- ・ 中国の存在感について。一昨年頃から PKO 予算において G77 とは異なる先進国の立場を取って

きた。中国は予算の増額を背景にポストに疑問を投げるが、国連本部の PKO 関連ポジションについてはそれほど存在感を増しているようには思われない。

(エ) 国連日本政府代表部

- ・ 日本に期待されていることは、装備（機材）の提供。
- ・ 各国は派遣キャビアート（条件）をなるべく付けないことは当然視しており（その意味では今回の安保法制はこのキャビアートを「通常並」にしただけ）、日本の自衛隊が ROE や展開地域に制限があることを承知している。
- ・ 今後の日本の PKO への関わりについて。現在注力しているのは三角協力などの先進国型の PKO に対する関与である。
- ・ 日本の PKO 参加は成熟過程にあり、TCC（部隊派遣国）に対する教育（訓練）が一つの形としてある。
- ・ 日本の PKO 参加は「量よりも質」であり、今後は質の面でさらに貢献する機会が増えていく。

○ 今後の調査研究への課題

今回の調査の過程で複数のヒアリング対象者より、国連 PKO 局 Strategic Force Generations Cell の課長である Adam Smith 氏との面談を薦められ、電子メールでアポイントを取ろうと努力したが、Smith 氏からの回答を得ることはできなかった。

また、前出の Integrated Training Service 課長の Pedersen 氏より提供のあった資料（*UN Facsimile from Federal Republic Germany to All Permanent Missions of TCC/PCCs contributing troops and police to MINUSMA, “Note Verbale from the Federal Republic of Germany offering to on Countering Improvised Explosive Devices,” 10 April 2017.*）

より、ドイツが二国間の能力構築支援に高い関心を示していたことがわかった。日本が能力構築支援（三角協力）拡大を考慮する場合に備え、今後ドイツ等の先進国がどのような形で能力構築支援に携わるのか、把握する必要があるだろう。

②オランダ外務省・国防省、NATO 本部等

- 2018（平成 30）年 3 月 18～23 日までの間、オランダ（ハーグ）及びベルギー（ブリュッセル）を研究員 2 名（西田、田中（坂部））が訪問した。19 日及び 20 日はハーグ、21 日はブリュッセルにおいて次の機関等を訪問し、聞き取り調査及び意見交換を実施した。
- 訪問先
  - ・ 政府機関：オランダ外務省、国防省、オランダ国防大学
  - ・ 多国間機関：NATO CIMIC COE、NATO 事務総長官房次長



- ・ シンクタンク：ECDPM、Hague Centre for Strategic Studies

- ・ 研究者：ライデン大学、ユトレヒト大学

○ 主要調査事項

- ・ オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態

- ・ NATO の安全保障戦略、民軍協力関係（CIMIC）の調査・訓練

- ・ EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

○ 成果の概要

(ア) オランダの平和活動政策、実施体制と活動実態

- ・ オランダは、国連平和維持活動のほか、NATO 主体の多国籍軍、EU 主体の CSDP（Common Security and Defense Policy）ミッション、欧州安全保障機構（OSCE）によるミッションを派遣する国のひとつである。

- ・ 90 年代のスレブニツァ、2000 年代のアフガニスタンでの犠牲者が発生した経験を踏まえ、軍事ミッション派遣時には議会に対して政府による通告義務を課した憲法 100 条の制定や、防衛費の削減といった制約条件が課されてきたものの、多くのミッションに要員を派遣している。

- ・ 軍事ミッション・文民ミッションの派遣の推進が可能となった背景には、外交・安全保障（防衛）分野を網羅した戦略を採用し、関連省庁が連携する体制（いわゆる防衛・外交・開発の 3D 省庁の水平的連携）の整備（例：Stability Fund の設立）が挙げられる。

- ・ NATO の多国籍軍下でのミッション経験を積んできた中、2014 年の国連マリ多面的統合安定化ミッション（United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali：MINUSMA）への軍事ミッション参加は、国連平和維持活動への派遣としては、2000～2001 年の国連エチオピア・エリトリア・ミッション（UN Mission in Ethiopia and Eritrea：UNMEE）以来であった。

- ・ この派遣の中で、All Sources Information Fusion Unit（AFISU）の設立にノルウェー、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、スウェーデンと共に取り組んだ。

この設立は、HIPPO（High-level Independent Panel on Peace Operations）文書にも指摘されており、インテリジェンス強化に合致するものと思われる。

(イ) NATO の平和活動と日本

- ・ 北大西洋条約機構（NATO）では、この数年、テロや難民など中東アフリカ方面からの非伝統的脅威への対応に苦慮してきたが、ウクライナ危機とクリミアのロシア編入を契機として東部方面への備えを強化してきている。

- ・ 政策面においても、2016 年 7 月のワルシャワ首脳会合において伝統的な集団安全保障任務に回帰

し、サイバーやインテリジェンスを含む防衛体制の整備とともに、EU との本格的な連携を通じて欧州の抑止・防衛体制の強化を図ろうとしている。

このコンテキストにおいて、日本とのパートナーシップ協力も次のステップに入ろうとしている。昨年 10 月のストルテンベルグ事務総長の来日においては、海洋安全保障協力の一環として英国に所在する NATO 海上司令部 (MARCOM) への連絡調整要員の派遣が新たに合意された。

- ・ 今後は 2014 年の「日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP)」の改定に向けて検討が行われることが見込まれる。
- ・ CIMIC-COE は、NATO の持つ 24 の中核的研究拠点のひとつであり、紛争などの作戦現場における民軍連携についての概念形成、教育訓練、教訓抽出等を行う機関である。
- ・ NATO 加盟 7 ヶ国からの財政支援を得て、比較的独立的な活動を展開している。最近では NATO だけでなく EU に対する民軍連携のシンクタンク機能も併せ持つようになってきている。

民軍連携の概念については、NATO だけでなく国連や EU、また米軍などが併存しており、COE においては可能な限り概念・ドクトリンの共有を図り、現場に過度な負担や混乱を生じさせないように心掛けていることが確認された。

- ・ 日本との関係においては、イラク以降の日本の国際平和協力や平和構築の経験に対する強い関心を有しているが、現時点においては防衛省・自衛隊との接点はない。

日本が希望すれば“contributing partner”として自衛官や文民要員の定期的な派遣も対応が可能とのことであった（情報へのアクセス権などは整理が必要との見方がある）。

#### (ウ) EU の平和活動政策、実施体制と活動実態

- ・ 2016 年の EU グローバル戦略は、ヨーロッパ域内外の危機に対し、EU 各組織と加盟国が統合アプローチを採用すること、危機管理の中でも、危機が拡大する以前の危機予防、安定化に注力することを要求している。
- ・ 特に EU 加盟国における移民問題が安全保障に大きな影響を及ぼしており、EU が危機管理の対象とする地域は、地中海、中東、北アフリカ、サブ・サハラ・アフリカに及ぶ。特にアフリカへの関与は、CSDP ミッション（軍事・文民ミッション）の派遣、人道・復興・開発支援とともに、EU とアフリカ連合 (African Union:AU) のパートナーシップ強化を重視している。
- ・ パートナーシップ強化とは、アフリカ連合がもつ APSA (Africa Peace and Security Architecture)、AGA (Africa Governance Architecture) に含まれる紛争予防、安定化、平和構築のための諸活動を支えることである。
- ・ その実施方策として、ドイツの二国間援助機関 (GIZ) などは、EU 加盟国ほか非加盟国も財政貢献が可能な EU Trust Fund の管理機関として機能している。

- ・ GIZ は、アディスアベバ大学の研究所 IPSS (Institute for Peace and Security Studies) や EU 政策を専門とするシンクタンク ECDPM と連携して AU の APSA における能力強化に対する技術支援を行っている。

### ③エチオピア・ウガンダ

(細部：『資料編』別添4-2参照、199頁)

- 2018 (平成 30) 年 5 月 13~19 日までの間、エチオピア (アディスアベバ)、ウガンダ (カンパラ) に研究員 2 名 (井上、川口) が出張した。

目的は、下記機関を訪問し、アフリカにおける平和・安全保障の現状と日本の国際平和協力 (安保法制) の関連性を把握することにある。

- 訪問先機関は下記の通り。

在エチオピア日本大使館、アフリカ連合 (AU) 日本政府代表部、在 AU 国連事務所 (UN Office to the African Union : UNOAU)、アフリカ連合 (AU)、政府間開発機構 (IGAD)、アディスアベバ大学平和・安全保障研究所 (IPSS)、安全保障研究所 (Institute for Security Studies: ISS) アディスアベバ支部、在ウガンダ日本大使館、国連通信学校/国連地域サービスセンター (UN Regional Service Centre Entebbe: RSCE)、War Child Canada、Refugee Law Project

- 調査の概要

[国連 PKO 型：安保理授權がある国連ミッションと AU の統合アプローチ]

- ・ UN-AU Joint Partnership Framework が重要である。戦略、政策、オペレーショナルレベルで共同する Joint Task Force があり、紛争の根本原因に関する情報分析・共有を重視して活動を行っている。
- ・ 国連は、個々のオペレーションの実動をアフリカ自身に委ねながらも、活動の質については国連基準の確保を追求している。提供する活動資金の効果的かつ効率的な運用も志向している。これらのための枠組みが国連と AU の統合アプローチである。
- ・ 欧米先進諸国、中国・トルコなど新興国は、多国間もしくは二国間の協力枠組みを通じて、アフリカの平和と安全に寄与している。資金及び機材提供だけでなく、能力構築支援を行っているのも特徴の一つである。

[非国連続括型：安保理授權がある地域機構ミッションを国連や他の地域機構がバックアップする事例 (AU ソマリアミッション : AMISOM)]

- ・ アルシャバーブは、当初イスラムを謳っていたが、現在では上層部など一部のみが支持、活動している。クラン (士族) に基盤を置いており、国際的なネットワークというよりも“home grown

movement”である。

- ・ 活動目的は権力、ソマリアのリーダーシップを獲得することにある。主な活動領域は地方・周縁部である。政治、干ばつ被災者支援、正義の達成（justice）などを行っている。ソマリアの政府機能が低い証拠でもある。
- ・ 近年、アルシャバーブはかつての人気を得ていない。対エチオピア抵抗運動がもはや説得力を持たなくなってきたからである。
- ・ 2020年にAMISOMがソマリアから撤退する方針になっている。
- ・ アルシャバーブからテロ攻撃を受けたケニア、ジブチ、ウガンダ、エチオピアはAMISOMに要員を提供している。アルシャバーブAMISOMの撤退を望んでいる。
- ・ 国連はAMISOMに授権を行った安保理決議の時点では、将来的には国連PKOの展開を想定していた。
- ・ ソマリアの安定追及においてクランのinclusivenessは不可欠である。
- ・ ソマリア政府によるガバナンス、開発、雇用、人権、正義などへの対処が不可欠である。

〔国連の承認を受けた、PKOと併存する多国籍軍：G5サヘル〕

- ・ G5サヘル（ブルキナファソ、マリ、モーリタニア、ニジェール、チャド）は、多国籍のJoint Forceをもっている。UN安保理は2017年6月に決議で承認を与えたものの、現時点で兵站や資金面での支援はない。
  - ・ 攻撃的活動、対テロ活動であるため、UNPKOの既存のマンデートには即していない面もある。活動に対してUNによるアセスメントもないため、その実態についての正統性が国連基準とは異なる。
  - ・ G5創設まで、軍事的活動はPKO以外なかったが、各国の情報機関、軍事部門などがジブチで会議を行った（ジブチプロセス）。その結果として有志連合によるジョイントミッションであるG5サヘルの派遣に繋がった。
- 報告書の提言事項に盛り込み得る事項等
- ①国連PKOとAUに関する日本の支援の可能性
  - ②IGADに対する支援
  - ③AMISOMに求められている支援
  - ④G5サヘルに対する支援
  - ⑤アフリカの平和と安全に対する知的貢献の重要性

④国際連合本部（米国／ニューヨーク）

（細部：『資料編』別添4－3参照、202頁）

2018（平成30）年11月14～18日までの間、国際連合本部（ニューヨーク）を佐藤（裕）研究員が訪問した。

目的は、昨年度に引き続き国連平和維持局等を訪問し、同局等の組織改編の状況を把握するとともに、日本の国連平和維持活動参加にあたって期待されている役割の調査及び平和安全法制成立後の日本の国際平和協力に関する認識・知識の共有を行うことにある。

○ 国連 PKO 局部隊形成課

- ・ 部隊形成課（DPKO/OMA/OASG/FGS）の構造と役割

部隊形成課（FGS）は、国連平和維持活動における軍事部局（OMA）を構成する3課2班の内  
の1つである。

FGS は、部隊形成班、部隊派遣登録制度班、軍事要員班の3班で構成されている。なお、  
OMA には他に「軍事計画課（MPS）」「軍事行動課（CMOS）」、「評価班（Assessment  
Team）」、「政策・教義班（Policy and Doctrine Team）」がある。

- ・ FGS の主要な役割

平和維持活動に部隊や要員を派遣する加盟国と調整をしながら、全ての部隊形成とローテーショ  
ン運用について、計画・立案・決定する部署である。また、派遣部隊の装備について助言するだ  
けでなく、派遣部隊・要員の評価・記録も行っている。

- ・ PKO をめぐる現状認識（部隊形成の視点から）

A4Pに見られるように、昨今の国連 PKO は要員の安全確保が急務になっている。

- ・ これからの PKO と日本への期待すること

- ①「スマート・プレッジ」の活用
- ②共同部隊（joint unit）の提案
- ③物理的貢献の薦め
- ④自衛隊による三角協力に関する助言

○ 国連政治局

- ・ 2017～2018 年の国連機構改革は、「持続的平和（Sustaining Peace：SP）」の概念を導入したこ  
とである。
- ・ SP は、平和構築（peacebuilding）を「紛争終了後（ポスト・コンフリクト）の段階で行う活  
動」という概念を捨て、「平和と安全」、「開発」、「人権」という3つの要素を包括し、シームレス  
（継ぎ目のない）で分野横断的な意識を持って紛争支援を実現しようという狙いがある。
- ・ 大きな改革としては、国連政治局と国連 PKO 局の再編、統合が挙げられる。

国連平和維持活動を所轄する国連 PKO 局 (DPKO) は、「国連平和活動局 (DPO)」となる。

一方、国連政治ミッションなどを所轄する国連政治局 (DPA) は、「国連政治・平和構築局 (DPPA)」となる。

・ 機構改革に残された課題

機関の重複 (duplication) がある。例えばジェンダーなどのサポート機能を担当する部署は統廃合されずに残ったまま (政治的な要員がある) である。

○ 提言に盛り込むべき事項 (研究員)

①国連の PKO に関する組織面、政策面の改革の周知徹底

②改革の方向性の分析、検討の速やかな実施

③日本に期待されている役割の分析、検討の速やかな実施

特に、部隊派遣登録制度への登録の検討

③ 統合部隊としての PKO 部隊派遣の検討

⑤大韓民国

(細部：『資料編』別添 4 - 4 参照、213 頁)

○ 2019 (平成 31) 年 1 月 6~9 日までの間、韓国ソウル市を高井研究員が訪問し、韓国における PKO 政策等の有識者への聞き取り調査を行った。

○ 国連 PKO 待機制度への登録と国連 PKO 参加法に基づく待機制度

・ 韓国は、1991 年 9 月、国連へ加盟した際、国連事務総長から国連 PKO 待機制度 (UNSSA) への登録の打診を受け、国防部内で海外派兵の検討を行った。

・ 検討した結果、国連の活動に協力することは、次の理由により待機制度に登録した。

①国連加盟国としての義務であり当然の権利であること

②朝鮮半島有事の際に国連加盟国に韓国を支援してもらう必要があること

③韓国の国際的地位を向上させること

④国連 PKO 受入国との友好協力関係を増進させること

・ 1995 年 3 月に国連 PKO 登録制度に登録した部隊の規模は次の通り

歩兵 1 個大隊 (約 540 名)、建設工兵 1 個中隊 (130 名)、医療支援団 (80 名) 軍監視要員 (36 名)

・ その後、憲法第 60 条 2 項に基づく与党提出の「派遣同意案」が国会の同意を得た。

・ この派遣同意案に基づき韓国は、国連 PKO 及び多国籍軍 (後に非国連 PKO と呼称) に軍事要員を派遣してきた。

・ しかし、このような派遣は、法治主義や法治行政の観点から不適切であるとの問題が指摘され、

国連の平和活動への貢献についての法的根拠を検討する立法作業が開始された。

- ・ その結果、韓国国会は、2009年12月、国連PKO参加法を立法した。
- ・ 国連PKO参加法は、国連PKOへの派遣規模を1,000名以下とし、短期間で派遣を可能にするために待機部隊の設置を規定している。待機部隊も、命令により1ヵ月以内に現地へ派遣される。

○ 国連PKOへの派遣実績

- ・ 国連PKO参加法を策定するまでの派遣実績

- ① 1993年7月 ソマリア (UNOSOM II) へ建設工兵大隊 (252名) を派遣道路や灌漑水路の工事や農地造成に加えて、学校を運営し英語とソマリア語の教育を独自に実施
- ② 1994年9月 西サハラ(MINURSO)へ医療支援隊 (20名) を派遣司令部内のプレハブ病院で国連PKO要員に対する診察と救急教育を行うほか、司令部に対する防疫・食品及び水質検査などの衛生支援を実施

その他アンゴラ、東ティモール、レバノンの活動の概要、及び2018年9月現在の活動実績は、『資料編』別添4-4を参照、213頁

○ 非国連PKO (多国籍軍) への貢献実績

- ・ 韓国は、国連へ加盟する前から、非国連PKOに貢献してきた。1990年8月に米国から湾岸多国籍軍への貢献の正当性を確保した。

国会の審議では、①派遣要員の安全性、②戦闘部隊派遣への発展などの懸念問題があったものの、①国連の平和努力への貢献、②国際社会からの協力要請、③米韓関係への配慮の観点から、韓国軍人の派遣を決定したのであった。

韓国は、1991年1月に湾岸多国籍軍へ医療支援団 (154名) を派遣するとともに、2月に入り空軍輸送団 (C130を5機160名) を派遣し、多国籍軍要員の輸送に従事した。

- ・ このほかに、国連PKO参加法が策定されるまでに、2002年2月にアフガニスタンへ医療支援団 (100名) を派遣し、翌年2月に建設工兵支援団 (150名) を追加派遣した。

その他の派遣実績は、『資料編』別添4-4を参照、213頁

⑥ガーナ

(細部：『資料編』別添4-5参照、219頁)

- 2019 (平成31) 年1月30～2月1日までの間、ガーナ (アクラ) を2人の研究員 (田中 (坂部)、井上) が訪問した。

訪問の目的は、西アフリカの平和維持に関する訓練の現状と、日本による関与の可能性を把握することにある。

主要訪問機関は、在ガーナ日本大使館、コフィ・アナン国際PKO訓練センター (KAIPTC)、

JICA ガーナ事務所である。

○ 在ガーナ日本大使館

- ・ 大使館にとって KAIPTC は、西アフリカの安全保障や国際平和活動に関する重要な情報源である。
- ・ 日本からは UNDP を通じた財政支援を実施している。KAIPTC からの要請に基づき支援内容が決定されている。
- ・ 日本からの KAIPTC への講師派遣の可能性については、KAIPTC における訓練参加者がかなり専門性、経験値の高いことが多く、質疑応答も具体的で白熱するので相応の能力を有する講師が必要である。

○ KAIPTC

- ・ センターは 1998 年設立された。西アフリカの PKO・平和活動に関し訓練・教育・調査研究を実施している。修士・博士課程も設置されている。

訓練等の参加主体としては軍、警察、文民のいずれも対象である。45%が警察官、36%が文民。そして 86%が西アフリカ出身者である。

US Military Academy とは講師の相互派遣が行われている。

- ・ 西アフリカには 3つの PKO センターがある。

KAIPTC、ナイジェリアの MLAILPKC、マリの平和維持学校 (MPABB) があり、共同の合意文書 (joint MOU) を 4~5 年ごとに締結している。

KAIPTC がオペレーショナルレベル、MLAILPKO が戦略レベル、EMPABB が戦術レベルの訓練を実施している。

- ・ KAIPTC では、2010 年に立ち上がった WPSI (Women, Peace and Security Institute) が教育訓練、研究におけるジェンダー主流化を担っている。

参加者への奨学金・参加費を支援しており、女性参加者の増加につながっている。

訓練する教育者・講師の女性の積極的な登用も行われている。

- ・ KAIPTC には研究部門 (FAAR) があり、人的ネットワーク構築が重要な資源となっている。スタッフは閣僚・政治家へインプットし、各国の政策動向を訓練、調査研究に反映している。

KAIPTC の修士・博士課程を終えた同窓生ネットワークが現場の知見や他の関係者と繋がるための資産となっている。

今後の課題は、地雷除去や通信といった民間セクターとの関係強化、学生への奨学金支援の安定的・継続的实施である (以前オランダによる学生支援は 1 年ほどで切れてしまった)。

- ・ Policy Dialogue はセンターの調査・研究の柱の一つである。



アフリカ諸国から政策担当者が集まる場に出席し知識の提供や議論への参加、提言を行っている。アウトプットとしては国際組織のコミュニケ発出や決議採択である。

他には、メディアへのコメントなどがある。各国の議会に対する提言や議員の意識構築支援なども行っている。

- ・ **KAIPTC** から見た西アフリカにおける平和活動の新たな課題は対テロである。

**KAIPTC** としては **PKO** 要員のテロ関連犠牲者をいかに少なくするかという点に焦点を当てている。

その背景に、そもそも西アフリカ諸国の要員派遣前訓練において対テロの要素が十分に盛り込まれていないことにある。

**KAIPTC** としては、各国の要員派遣前訓練の担当者を訓練（**Training for Trainers**）している。

- ・ 過激派組織要員のコミュニティへの（再）統合及び人権侵害への対処については、従来の **DDR**（**Conventional DDR**）とは違う側面があることに留意する必要がある。

**ECOWAS** は“**ECOWAS Counter Terrorism Framework**”を有するが、（再）統合の側面が欠けている。過激派組織への対処において、文民を含めて人権侵害への対処も今後鍵となる分野である。

#### ○ **JICA** ガーナ事務所

- ・ ガーナほかりベリア、シエラレオネを管轄し、保健、教育分野の地方政府の行政能力構築が主たる支援内容である。経済成長の土台としての人づくりに力を注いでいる。
- ・ 地域における治安上の不安は直接的に **JICA** プロジェクトに影響を与えてはいない。

#### ○ 事業報告書に盛り込み得る教訓事項等

##### ▽ 支援、協力、連携等の可能性

- ・ **KAIPTC**：プログラムへの参加促進や、草の根レベルの専門家（特に女性）への奨学金提供が挙げられる。

防衛研究所、防衛大学校、各研究所、大学などの専門家、法律家、人道支援組織の専門家、ジェンダー分野の専門家などを派遣することが考えられる。

持続的かつ安定的な相互利益がある人的交流として、研究所や教育機関との提携も **KAIPTC** は歓迎しており検討の余地がある。

- ・ ガバナンス、法の支配分野では **JICA** が協力する余地がある。

西アフリカにおける最重要課題の一つが、小型武器の管理と国境管理である。日本のスキームでできる支援としても実現可能性が高い。

- ・ KAIPTC からのニーズベースで UNDP 経由の財政支援は先方からは高評価であった。  
 今後は、KAIPTC の内部から訓練・教育・調査研究のコンテンツに関与する人材と、評価・コメントを行うコンサルタント的な人材が必要である。

#### ▽ 日本の体制

- ・ 現場と繋がる知見・人的ネットワークの蓄積が最新のニーズに沿った訓練を提供できることに鑑みれば、軍事、警察、文民が一同に会する常設の組織あるいは人的体制は必要である。

#### ⑦オーストラリア（キャンベラ）

（細部：『資料編』別添4－6参照、226頁）

- 2019（平成31）年2月2～6日までの間、キャンベラのオーストラリア国防省国際政策課、陸軍司令部、統合作戦コマンド司令部、豪軍平和活動訓練センター及びオーストラリア民軍センターを、研究員2人（佐藤（庫）、本多）が訪問した。

訪問の目的は、PKO 先進国であるオーストラリア（以下「豪」という。）の PKO 等の政策、具体的な実施施策、PKO 等派遣実績、教訓、反映事項について調査を行うことである。

#### ○ 国防省国際政策課

- ・ 豪国の国際平和活動は全般に規模の小さい貢献となっている。資金面、人員派遣面とも大きくはない。この中で、いかにして国益を最大にするかという観点で全政府アプローチに基づく具体的な関与を考えている。
- ・ 重点にしていることは、司令部要員派遣と国際平和活動における特にロジスティクス計画策定への関与である。また、国連 PKO 局・国連代表部に要員を派遣し、ミッション形成や国連の平和活動全体にかかわる部門への貢献を行っている。
- ・ 国際平和活動における豪軍の強み（特に医療、施設分野）を発揮させることに留意している。豪軍の派遣に際しては、政治レベルの決定が必要となる。実際の派遣に際しては、その時々の内閣が軍に指示をして進めることになる。
- ・ MFO（シナイ半島）にミッション・コマンダーとして豪陸軍少将が派遣されている。高位ポストで派遣されている軍人は、様々な国際活動の経験が必要である。
- ・ 国連の平和活動で高位ポストを獲得するためには、第1に、規模は小さくとも国連平和維持活動への貢献と人材育成を継続して行うこと、第2に、タイミングを逃さず派遣できるように取り組むことである。
- ・ 豪国にとって国際平和活動の将来は、危険で複雑で、大きな貢献が難しいものになると判断している。
- ・ 一方国連は、常に何か良い方策がないか、模索している。そうした情報について DPO を通じて

入手し、検討していくことは重要と認識している。それに基づき国際平和活動を通じてどのようにして豪国の国益を獲得するかを主眼に、最もよい方法を模索している。そうした豪国の国際平和政策の基本方針は、いうなれば「Smart Pledge」である。特に二国間関係強化を模索している日本との協力（共同での派遣や能力構築支援、物資類の共同保管などに言及）は魅力的であり模索を続けている。

○ 豪陸軍司令部

- ・ 豪陸軍にとって国際平和活動への参加は、「国際関与 (International Engagement)」の一環である。豪陸軍にとって国際関与を行うことの意義は、地域の理解促進、カウンターパートについての知悉、地域パートナーの能力向上などに加えて、豪陸軍の近代化—非常事態発生時の迅速な行動を可能とし、カウンターパートとなる諸外国陸軍と共同での効果的活動を可能とする—の目標を支えることにある。
- ・ 国際平和活動分野でも二国間の関係強化が重要である。
- ・ 豪軍は、国際関与について PKO、平和活動から各国との関係強化などまで幅広くとらえている。国際関与はリーダーレベルの関与、活動レベルの関与、教育と要員訓練の 3 分類に区分して行われている。
- ・ 豪軍、特に陸軍は、各国軍との防衛交流の強化などを進めている。
- ・ 豪軍は、豪国の国際平和政策について与野党政権交代を経ても大きな変更はないと認識している。
- ・ 国際平和活動への派遣について国内にコンセンサスがある背景には、常に政府が派遣に当たってのリスクを国内に説明していると認識している。
- ・ 他方で、豪軍の派遣規模は限定的であり、豪国には国際平和活動のリソースが多くあるわけではない。従って、他国との協力が重要と認識している。その観点からも二国間協力の強化が望ましい。

○ 豪軍平和活動訓練センター

- ・ POTC の目標は、国際平和活動における豪軍にとってのより良いモデル、効果の大きいモデルの構築にある。すなわち政策レベルの関心事（各国との二国間連携の強化、周辺地域（大洋州～東南アジア）の安定化）の実現に資する貢献モデルの確立にある。
- ・ POTC の任務は、派遣要員に対する支援と、豪軍の国際関与（政策）の支援である。また派遣等ミッションごとに必要な人員を充当する体制をとっている。POTC の組織の規模は小さい。しかし、「小さくとも特別な能力 (small but special capacity)」が基本である。
- ・ POTC は各国 PKO センターへの派遣なども担当している。ニュージーランド、カナダ、ドイ

ツ、マレーシア、ベトナム、中国、フィジーなどと人材交流を進めて国際平和活動の専門家育成に取り組んでいる。

- ・ POTC において、特に力を入れているのはジェンダー分野である。ジェンダー・アドバイザー養成のためのコースを 2 回/年開催している。ジェンダー領域に焦点を当てるのは、それがあらゆるミッションで必要とされるからである。ジェンダーに力を入れることは汎用性が高く、豪軍が国際任務で果たし得る貢献として大きいことが背景にある。
- ・ 他国に対する教育訓練について、MTT はパッケージ化しており、1 週間、3 週間それぞれのコース・プログラムが確立されている。
- ・ 訓練プログラム開発にも力を入れており、e-learning コースも設置している。

#### ○ 豪民軍センター

- ・ Aus-CMC は、25 名のスタッフ（出向者含む）で活動している。スタッフは、軍、警察、文民（行政官、開発機関、NGO 等）等の多種多様な経験を有している。
- ・ 冷戦終結後、20 年ほど前までは豪国内に国際平和活動への参加については厳しい世論があった。また、文民が国際平和活動で役割を果たすことについての認識もほとんどなかった。転機となったのが東ティモールでの活動（1999 年）である。軍のみでは安定化が困難なことが理解され、民軍共同で進めるセンターの設立に繋がった。当初は、War college に文民が参加して一緒に活動する形でスタートしている。
- ・ ブーゲンビル、ソロモン、イラク、アフガニスタンなどのミッションを通じて全政府での取り組みを進化させる過程で、軍主体の国際平和活動から警察が中核を担うミッションの形態が増加してきている。いわゆる軍による国際平和活動は、どちらかというとも HA/DR に移行してきており、特にこの 10 年はその傾向が顕著になっている。それでも安定化の実現には、軍による平和活動が中核をなすと認識している。
- ・ 現状では、豪国の国際平和活動として多国籍軍等への積極参加を志向する状況にはない。現在は、HA/DR を除き、非軍事の枠組みで動く傾向が政府には強い。
- ・ Aus-CMC の任務は、専門的アドバイスを提供することと、軍・警察・教育機関・民間・NGO 等に対する教育訓練を実施することの二つが柱となっている。いずれにも現場のシナリオ・ベースで行うため、組織ごとというよりも基本的には組織横断で、Whole of Government で実施する。
- ・ 軍と警察の軋轢について、豪国では軍と警察の間では、活動の基本原則が似ており、共にうまくやる文化がそもそも存在している。また、役割分担も明確であり、基本的には軋轢は存在しないと認識している。但し、現場レベルでの齟齬が生じることはあり、それは共同で行動することで

乗り越えている。またセンター内の軍・警察双方からの派遣要員間にも問題はない。

- ・ 国際平和活動における治安分野について、軍にとって苦手なものの一つがコミュニティ・ポリシング（Community Policing）である。連邦警察はこの分野の専門性を持ち、かつ教育施設・プログラムも整備している。基本的に安定化におけるこれらの取り組みは、警察の役割であり、継続的な安定化のための関与について警察の保有する能力を軍は必要としている。

○ 豪軍統合司令部（JOC）

- ・ JOC の特徴は、軍の組織でありながら国際平和活動については、AusAID、外務省、警察、NGO など他の組織からの派遣要員がプランニングの際に加わることにある。特に外交官の参加によって、政治的狙いを明確化し、具体的に必要な作戦計画に落とし込んでいくプロセスを経ている。これによって豪国の全政府アプローチの中に、軍の国際活動を組み込んでいくことになる。また、実施段階においても、他機関との連携協力が必要となってくる。
- ・ これらの全政府の取り組みには、各部署や組織の調整担当者相互による緊密な連携が鍵となる。豪軍自体は、JOC とは別に国防省に置かれた MSC（Military Strategic Commitment）が、他の機関の活動に対して、軍の視点からの助言を行う調整機能を担っている。MSC と JOC は同一の指揮命令系統上にはない。
- ・ 国際平和活動については、ICRC、MSF の設置する訓練コースでの研修なども受け、状況に応じた支援ができるように軍側が民間の知見を知る機会も設けている。
- ・ また、英連邦諸国の 5powers（英、NZ、シンガポール、マレーシア、豪）とは特別な協力関係を結んでおり、日常的に高レベルの情報を共有して作戦を検討している。これが可能になっている最大の要因は、情報アクセスの要件など、基準が共有されており、信頼関係上の問題が生じない点が大きいのである。

○ 最終報告に提言し得る事項

- ・ 豪国の PKO 等の派遣規模は小規模であるが、最大限の効果を得るための施策を検討し実行していること
- ・ 施策として重視されていることは、司令部要員の派遣、ロジスティック（兵站）部門へ関与すること、豪軍の強みを発揮すること、高位ポストの獲得、国連 PKO 局等との密接な連携、情報収集努力を継続すること
- ・ 国際貢献を行うことの国益・メリットを意識して行動計画を策定、実行すること
- ・ 豪陸軍の国際平和活動に関する明確な目標、方針が明示されていること
- ・ 豪軍の編成、装備、能力を踏まえ他国軍隊との協力を重視して活動すること
- ・ 与野党の政権交代があっても国際平和政策に変更がないこと

- ・ PKO 等派遣に関してリスクを含めた徹底的な議論を行い、国民に説明し、国民的コンセンサスを  
得ていること
- ・ 平和活動訓練センターの充実した訓練、教訓業務の実施。「小さくとも特別な能力」をもった組織  
を目指し、実践されていること
- ・ ジェンダーを重視し、教育訓練の二本柱の一つとして位置付けていること
- ・ 他国 PKO センターとの連携、外国軍・軍人の受け入れ体制が充実していること
- ・ 民軍センターを設置し、豪国の国際平和政策を側面から適切に支援している。同センターは小規  
模ではあるが、各部門の専門家で構成されていること
- ・ 統合軍司令部において外務省、警察、NGO 等を交えて派遣計画を策定していること
- ・ 戦争・PKO 犠牲者に対する全国民の慰霊、敬意の念が強く確立していること
- ・ 国家の重大施策の決定に際しては、常に戦争犠牲者等の存在を忘れることなく対応すること

#### (4) 公開の主催／共催シンポジウム及びセミナー

青山学院国際研究センターと日本戦略研究フォーラムの共催でセミナー

(細部：『資料編』別添5参照、238頁)

- 2018 (平成 30) 年 11 月 27 日 15 : 15～17 : 45、青山学院大学において青山学院国際研究センタ  
ーと日本戦略研究フォーラムの共催でセミナーを開催した。
- セミナーのテーマは「アフリカに国際平和活動部隊を派遣することとは～MINUSMA におけるオ  
ランダの経験を通じて～」である。
- セミナーの招聘者は次の通り  
海外招聘者：Dr. Niels van Willigen, Institute of Political Science, Leiden University, The  
Netherlands.  
国内招聘者：小林正英准教授 (尚美学園大学)  
石塚勝美教授 (共栄大学国際経営学部)  
コメンテーター：山下 光 (防衛研究所政治・法制研究室長)  
ケース・ルールズ (在京オランダ王国大使館首席公使)  
井上実佳 (東洋学園大学准教授)
- 目的
  - ①オランダが多種多様な国際平和活動に参加をした上で、MINUSMA の派遣を通じて同国が何を意  
識してきたかについて海外招聘者からの報告受け。
  - ②オランダと日本との派遣を取り巻く環境・制度上の比較、オランダがもつ教訓、地域機関への支

援など、オランダの経験を踏まえて日本の今後の国際平和協力活動への貢献を検討するために有用な資を得ること。

○ セミナーの概要

▽ ファン・ウィリゲン准教授の報告

- ・ NATO 主導の国際安定支援部隊（ISAF）への部隊派遣に主に貢献してきたなか、なぜオランダ政府は MINUSMA への派遣を決定したかについて説明した。

決定に至った理由は次の 3 点である。

- ① 欧州を取り巻く “ring of instability” に代表される安全保障上の課題である。
- ② 国連安全保障理事会における非常任理事国の議席獲得に向けたキャンペーンの一環。オランダ政府は、PKO 改革を重要な課題として位置付け、MINUSMA での経験から PKO 改革への提言を生み出した。2018 年 9 月国連総会において承認された A4P（Action for Peacekeeping）イニシアティブの形成を促進すること。
- ③ 国内政治の事情。長年連立政権を組んでおり、政権内の政治が派遣決定や継続を決定づけている。民主社会主義政党（PvdA）が保守リベラルである VVD との連立政権の際に、開発政策や海外派遣などを推進する前者が後者を説得し MINUSMA 派遣を推した。

但し、オペレーションとしての MINUSMA の効果に疑問をもつ声も少なくなかった。オランダ会計検査院（court of audit）は、部隊が十分な装備、訓練を受けておらず、装備の維持もままならない状態であると公表。結果、オランダ政府はアフガニスタンへの要員増強の一方、MINUSMA への部隊派遣の延長をしないことを決定。

- ・ いかに治安維持を担うかの課題と派遣部隊がもつ装備・能力の制約という 2 つの要素は、今後の UNPKO へのオランダの貢献を左右するものとなるだろう。

▽ 小林准教授の報告

- ・ 「アラブの春」以後リビアは秩序崩壊状態であった。重火器の流出などによって、サヘル地域、マリが不安定化。マリに最初に展開したのは、2013 年 1 月 11 日フランスによる対テロ作戦であり現在まで継続している。
- ・ 2013 年 1 月西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）主導の African-led International Support Mission to Mali（AFISMA）と EU の（注：マリ軍に対する）訓練ミッション EUTM Mali が展開。AFISMA は 2013 年 7 月から MINUSMA に切り替えられて現在まで継続。
- ・ 翌 2014 年 4 月からは EU による能力構築ミッション EUCAP Sahel Mali（注：国内治安を支援する文民ミッション）が展開。EUTM と EUCAP はともに現在継続中。

- ・ 錯綜するマリ国際関与を、TPO を軸とした整理で理解。時間 (T : Time) 軸として、緊急対応が必要な場合には国家単独の関与が選択される可能性が高い。仏軍サーヴァル作戦とバルハン作戦がこれに当たる。2012 年国連安保理決議 2085 号により、ECOWAS 主導の国際関与が承認され準備中、事態の急速な悪化により緊急の仏軍介入が、マリ現地政府の要請によって正統性を確保しつつ実施されたのち、同年 7 月に国連 PKO の MINUSMA への切り替えが行われた。
- ・ 地理 (P : Place) 軸として、アフリカは NATO よりも EU が選好される蓋然性が高い。欧州諸国は地理的接近性とそれに伴う難民問題などの具体的問題などの関連性、あるいは歴史的経緯から欧州諸国の関心が比較的高いため。特にフランスは、アフリカの旧植民地諸国との間に「フランサフリック」とも呼ばれる密接な関係性を有す。
- ・ 任務内容 (O : Occasion) 軸であるが、国家破綻対応などが含まれる場合、EU が選好される蓋然性が高い。NATO はあくまでも軍事同盟で、アフガニスタンの経験があるとはいえ、包括的アプローチが要求される場面に必ずしも強みはない。EU は 1999 年文民的危機管理メカニズム設立を決定して以降、NATO とも差別化し得る新たな安全保障主体として強みを持つようとする。国際関与の TPO に照らして、迅速な単独関与、中間的な地域機関関与 (特にそのなかでの EU 選好)、持続的な国連関与という変遷をたどった。
- ・ MINUSMA に特異な点は、国連 PKO と同時並行的に、仏軍の対テロ作戦が継続中。国連 PKO は、他の国際機関と協働する (あるいは外注する) 第四世代とも呼ばれるあり方に変貌を遂げた。危険なミッションを他機関に依存することによって国連 PKO が展開でき得る。MINUSMA は、包括的な国際関与の見取り図の中で捉える必要がある。

#### ▽ 石塚教授の報告

- ・ ヨーロッパ諸国は、主な国連 PKO (UNEFI, ONUC, UNYOM, NFIYP, UNIPOM, UNEFIL, UNDOF, UNIFIL) に派遣、派遣国全体の 41% を占めた。  
ミドルパワーとして、適切な設備、技術、訓練、そして士気を持ち合わせていたことが理由。しかしポスト冷戦期、NATO 主導のミッション (旧ユーゴスラビアの IFOR, SFOR, KFOR, アフガニスタンの ISAF 等) に対して要員派遣。
- ・ MINUSMA への派遣理由  
マリでは反人道的な残虐行為に対応する人道的な見地から派遣を決定  
1. アフリカでのテロの拡大が欧州諸国へ影響する懸念。  
2. マリからの移民、密入国、薬物などの欧州流入への未然の防止対策。  
3. ISAF の任務が完了し、ISAF で培った技術やノウハウを維持させるため PKO 部隊への派遣願



望。

4.自国の国連安全保障理事会の非常任理事国入りのためのキャンペーン活動等自国の国益を考慮。

- ・ MINUSMA は、対テロ対策をマンデートに明記した最初の国連 PKO。欧州諸国には、このような国連が新たに導入した新しいタイプの PKO には積極的に関与する歴史がある。アフリカ大陸もそれを積極的に受け入れ、国連もアフリカで新しい PKO を試してみるという意図がある。「対テロマンデートを伴った新しいタイプの国連 PKO」である MINUSMA に対して欧州諸国は前向きに取り組む。
- ・ 2018 年 9 月現在欧州諸国全体で MINUSMA に合計 1,322 名の要員を派遣。全体の 10%にも満たないものの、UNIFIL に次ぐ派遣数を誇る。  
2016 年 6 月よりベルギー、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデンの 5 カ国が、MINUSMA の航空及び輸送部門において 6 ヶ月のローテーションで業務を提供している。
- ・ MINUSMA における彼らの専門性の高い部隊が成功することにより、他国（とりわけ先進国）に対して国連 PKO への参加の正当性を与えることになる。

#### ▽ コメンテーター

- ・ 山下氏

オランダの PKO 貢献国としてユニーク性。スレブレニツアを経験し、かつ EU、NATO のメンバーであることは、国連 PKO への信頼を弱める、あるいは活動枠組みとしての優先順位を下げる諸要素であるものの MINUSMA に新規に派遣し、外交的にも事務総長の A4P アジェンダに積極的な貢献。

第 2 は、ファン・ウィリゲン氏が *International Peacekeeping* に発表した論文で強調されていた要素は国益と国内政治。そのフォローとして、現在の PKO 政策において誰が議論をリードしているか？また、民族主義的なポピュリズムの台頭で自由党 (PVV) の躍進は、PKO の議論にどのようなインパクトがあるか。

第 3 は、オランダと日本と比較すると類似性がある。①活動枠組み（日本は平和安保法制では国連以外の枠組みへの参加の可能性も開かれた）、②連立政権（日本の方が連立政治の歴史は短いですが、PKO 参加のあり方に影響を与えている側面あり）、③安全保障・脅威認識（欧州は非伝統的脅威、アジアは伝統的脅威が支配的だったものの、欧州においても伝統的脅威認識への回帰がみられつつある）。

- ・ ルールス公使

冷戦終焉期における国連 PKO への「派遣疲れ」により、欧州派遣国にとって NATO 主導の多国籍軍派遣は魅力的であった。但し NATO 主導の多国籍軍には（各国間が共有する）共通のマンデートは存在せず、参加国間での認識の差が生じる制約もある。

日本に伝えたいオランダの経験による教訓は、「国民にアイデアを売る“selling the idea to the domestic population”」ことの重要性。オランダも、アフガニスタンへの部隊派遣においては、民主主義の向上と新しい国の構築であることを強調し、そのために必要な措置として、軍事、開発、外交の 3 面の統合アプローチ（the integrated approach）を形成。NATO 主導の多国籍軍は軍事面からのアプローチで、国連 PKO はより文民面を強調したアプローチ。NATO は伝統的な国家間戦争ではなく、（主権国家武装勢力やテロリストと対峙し合う）非対称的な、あるいはハイブリッドな戦争に対応していると認識の上、新しい安全保障政策を形成。オランダは両方での経験を経て、外交面での関与ののちには不断なく能力構築に傾注する必要性を学んだ。

派遣国政府はミッション派遣の（成功例だけでなく）リスクを国民に説明する必要がある。現地状況をミッションやミッション派遣国が管理することはできない点を認識し、派遣を継続させるための準備（注：情報交換のための関係者間ネットワークの構築、派遣要員の訓練や、省庁横断的な関係者間の訓練、装備の検討）などを派遣国は平時より行うべき。

また、派遣開始・継続の検討に当たって必要なのは「その派遣先の国がどのように機能しているのか」の基礎的な分析や紛争分析である。

国連 PKO は、ミッション間でノウハウや技術を相互運用することには不得手で、米国の財政的支援や支持が少なく、中国、ロシア、フランスなどの存在感が増す。

この事態が、現在国連 PKO の現場において派遣国・部隊間のコンセンサスを得られにくい要因であると憂慮。パネリストたちには今後 PKO 派遣に参加する国に対して、どの教訓が重要と思うかを問いたい。

- ・ 井上氏

アフリカ連合（AU）など地域機関は、国連 PKO では部隊・要員派遣などで重要な役割を担う。

自国の軍事的装備や能力で制約をもつ場合効果的に役割を果たすためには、どのような措置、支援が必要だろうか。

- ・ 質疑応答

Q. (ファン・ウィリゲン准教授)

現在のオランダ国内では、PvdA が政権内に不在で、国連 PKO への積極的な参加を促す要因が欠如。ロシアの国連 PKO への関心が高まり国連 PKO への参加を促進すべき、軍への過剰な負担は避けるべきとの意見がある。多国間主義の衰退や NATO 加盟国の財政負担の増加も国連 PKO に消極的である要因。

A. (発表者)

①日本ができるニッチな分野から取り組む、②今後派遣されるミッションには、実質反乱勢力やテロリズムに対処するマンデートが取り込まれていることに留意すべき。③日本国内で、PKO 派遣に対するコンセンサスを取り付けるためには国民に対して、PKO 派遣の実態をよく知らせることが課題。④(実態に沿った) PKO 派遣に必要な装備を確保すべく法的枠組みを検討する必要。

Q. (聴衆)

マリではどのように多数のミッション派遣、周辺国、そのほか支援と関わりながら継続できるか。また、クルズレポートにあるように、国連 PKO 改革では何が可能となるのか、オランダはどのような取り組みをしているのか。

A. (ファン・ウィリゲン准教授)

マリの国連 PKO ハイブリッド、包括的なミッションであることが特徴。クルズレポートは現場がより治安が不安定になっている現状をあらわにしたが、国連の官僚主義的なシステムは改革が遅々として進まない要因。現実的には可能なところから進めて、国連加盟国が改革を後押ししなければならない。

A. (主席公使)

マリにおける JICA のコメ収穫プロジェクトは高く評価。日本とオランダは開発面では協力関係を各地で構築しており、政治的な安定へ貢献している。一方で警察官への訓練や司法分野など治安部門での貢献も可能だろう。

Q. (聴衆)

国民に対しアイデアを拡散させることは、オランダ軍にとっても重要だったのか。

A. (ファン・ウィリゲン准教授より)

装備が不足していても、マンデートが付与されたら実行しなければならないのが軍の性質である。理想だけで軍を派遣しても実効性が伴わなければならない。国連改革でオランダが一定の役割を担えたのは、NATO 主導の多国籍軍での経験をもとに加盟国間での信頼 (political

capital) を得ることができたからである。

○ 事業報告書に盛り込み得る教訓事項等

<オペレーション>

- ・ 日本なら可能なニッチな分野に関与する（例：オランダの場合はインテリジェンス、航空・輸送部門）。
- ・ 派遣先の国・地域の実態の把握
- ・ 国連 PKO 以外のミッション派遣の把握。各ミッションの特性（実効性・迅速性と正統性・公平性など何が重視されるのか）を把握し、その上での日本の関わりを決定する（注：日本は EU との戦略的パートナーシップを 2018 年に結んでいる。EU ミッションへの派遣は検討可能な範疇に入っていることも留意）。
- ・ 第 4 世代の国連 PKO の実態を把握（危険である業務を他の国際機関と協働する（あるいは外注する）、その上で日本はどの分野に関与できるのか、そしてその関与のために平時から検討を行う必要がある）。

<平時・中期的検討>

- ・ 平時からの必要装備、体制の検討と実施（例：情報交換のための関係者間ネットワークの構築、派遣要員の訓練）
- ・ 平時からの軍と他分野間の連携の検討（例：省庁横断的な関係者間のネットワーク、体制構築、訓練、必要装備の検討）

<政策面>

- ・ 制度上、国民にアイデアを売ることが必要（①国民に成功例だけでなく、リスクを把握した上で判断してもらう。②オランダは国民を説得するため、軍派遣だけでなく、人道支援や復興開発支援も必要な点を **Comprehensive Approach** を導入することで示そうとした、③マリ派遣ではオランダ・欧州の安全保障上の課題を訴えた。）
- ・ 海外部隊派遣は何のためなのか、国益と国際社会のなかでの貢献のバランスに配慮。
- ・ 外交政策決定に軍が実行可能であるかのフィージビリティを必ず含めること（**Frame of Reference**）。派遣のリスク査定を行い、成功例だけでなくリスクも国民に明示することにより、政治的アカウンタビリティの確保
- ・ 現場の経験なしには、戦術、オペレーション、戦略レベルどの場においても実質的な貢献はできない（例：オランダの場合は、スレブレニツァでの教訓→憲法 100 条の制定／アフガニスタンにおける多国籍軍での経験→MINUSMA（インテリジェンス、航空・輸送部門を担当→A4P での貢

献))

(5) 本事業を通して達成された研究基盤・体制の強化

【調査研究実施上の工夫等】

① PKO 関連の現地及び機関等におけるヒアリング

「平和安全法制」は極めて難解であると同時に現場感覚が求められる。現場における外国軍隊の存在と行動を熟知しなければ、調査研究は砂上の楼閣となる。従って、このような愚を回避するために、また困難なヒアリングを実施するために、通常では訪問できない PKO 関連の現地及び機関を訪問した。これにより、従来の机上研究にはない具体的な問題点が抽出できるよう検討した。

初年度は、先ず国外における意見交換先として、国連本部事務局の国際平和協力活動担当者、及びジブチ、ケニア、オランダ、ドイツにおける PKO 及び平和協力活動に関連する施設で国連 PKO の実態及び日本の平和協力活動に対する期待と要望等について有識者との議論や意見交換を行うとともに、我が国における平和協力活動の背景及び法制度について説明した。

国内における意見交換及び自衛隊員に対するアンケートについては、南スーダン派遣部隊の「日報」事件が本研究スタート以降に発生したため、自衛隊員に対する直接のアンケート調査は実施できなかった。しかしながら 2 月に、陸上自衛隊駒門駐屯地にある国際活動協力隊において、派遣前に実施する訓練等の説明を受けるとともに、国際平和協力活動に従事した経験がある自衛隊員と意見交換を行うことができた。

また 3 月には、南スーダンへ隊員を派遣した陸上自衛隊第 9 師団司令部を訪問し、派遣隊員と現地における実情並びに貴重な経験及び武器使用の際の判断等についても意見交換することができた。

次年度は、初年度に訪問できなかった国連 PKO 関連の現地及び機関を訪問した。国連本部については初年度に訪問したが、先方との調整が間に合わなかった各セクションを訪問し、新たに意見交換を行った。また、ともすれば情報が偏りがちになるアフリカ諸国を訪問し、アフリカに展開する国連 PKO の実情、在り方、問題点等について意見交換を行うことができた。具体的な訪問先は、エチオピアとウガンダを訪問した際には、アフリカ連合 (AU)、政府間開発機構 (IGAD)、アディスアベバ大学平和・安全保障研究所 (IPSS) 等を訪問した。ガーナを訪問した際には、在ガーナ日本大使館、コフィ・アナン国際 PKO 訓練センター (KA IPTC)、JICA ガーナ事務所と意見交換を行うとともに、関連資料を収集した。

また、国連 PKO が展開する現場に最も近い状況を設定し国際共同訓練を行っている現場として、

モンゴルと米国が主催したカーン・クエストの訓練場を訪問し、各国から派遣された訓練要員と意見交換ができたのは特筆される。加えて、武器使用に係る ROE について、在日米陸軍キャンプ座間で現役の米軍人法務官にブリーフィングを受けるとともに、意見交換の場を得たことは、国連 PKO や国連平和活動に関連する指揮統制問題を考える上でまたとない機会となった。

さらに、日本の周辺国として、韓国及びオーストラリアを訪問し、意見交換を行った。韓国の世宗研究所や韓国大学校を訪問し、韓国が考える国連 PKO 等の活動等について意見交換し、国連の平和活動で独立を達成した韓国は、国連加盟国として国連の平和協力活動に貢献することを重要政策としていることが確認できた。また、オーストラリアでは、国防省、陸軍本部、オーストラリア平和活動訓練センター等を訪問し、オーストラリアが考える国連 PKO や平和協力活動の在り方について意見交換を行うことができた。

## ② 若手研究者の調査研究能力の育成

調査研究に当たっては、情報の洪水に溺れその時の雰囲気流されることなく、問題や課題を適切に理解、解釈し、的確な情報を収集し、分析、記述する能力を身に付けることが重要である。そのため、若手研究員には、調査研究の過程を通じて、外国における研究者との意見交換及び研究資料の収集の機会を多く与えることで、関連する多くの資料の読み込み及び多くのデータを収集することの重要性を教育できた。

先ず、国際平和協力活動に関わる有識者を招聘して行った研究会においては、講師に対する質疑応答時間を設けて、若手研究者がこれまで行った研究に基づいた質問及び確認事項等について優先的に質問できるよう配慮した。さらに、各有識者が行った講演内容を手短かにまとめるよう指示し、これをシニアの研究者が添削した。

次に、海外調査研究における意見交換に先立って、シニアの研究者が若手研究者達に対して日本語と英語によるクエスチョネアを作成するよう指示し、若手研究者は、これに応じて素晴らしいクエスチョネアを作成した。その後、シニアの研究者との調整を経て、最終的なクエスチョネアとした。また若手研究者は、海外における意見交換に先立って、訪問先との間で細やかな面会時間の調整を行うとともに、訪問先の有識者の略歴や論文等の情報を整理した。

海外調査研究の訪問先においては、まずシニアの研究者が若手研究者に対しインタビューの手本を示し、次いで、若手研究者にクエスチョネアに基づいて質問する機会を優先的に付与した。このような方法を採用することにより、若手研究者は、著名な相手にも臆することなく、意見交換を行うことができた。

本年度においては、若手研究者が昨年度の調査研究の経験に基づいて、本調査研究の目的のため

に自らヒアリング調査先として相応しい海外における現場や機関を選定し、ヒアリング対象や機関との調整を行うことにより、一層効果的な調査研究を継続することが可能となった。

しかしながら、モンゴルで行われたカーン・クエスト 2018 及び在日座間米陸軍キャンプにおける現職の軍人たちに対するヒアリング調査については、若手研究者にはアレンジが困難であったため、シニアの研究者が前もって調整し、若手研究者を引率して実施した。かかる手法による若手研究者の育成は、現職の外国軍人と直接意見交換ができたという、書物等の文献では決して得ることができない貴重な経験となり、研究成果に反映されることになろう。

### ③ 過去の調査研究成果の発展的活用

本事業の調査担当者が、従来各自で行なった研究を、若手研究者育成の手法により、総合的に活用することができた。すなわち、従来、本事業に関連する研究は、多くの場合公刊資料に基づく机上の研究であるが、このような研究方法とは異なり、現場で活動に従事する軍人や国際機関等の要員と意見交換することにより、本事業に関連する各研究担当者が行なう研究が総合的な調査研究へと飛躍的に発展拡充させることができた。

昨年度に実施した研究会では、民間の研究者との交流が薄い自衛官や自衛官 OB を有識者として招聘し、忌憚のない意見を拝聴する機会を得た。これまで国際平和活動の現場で指揮を執った自衛官 OB や、国際平和協力隊員の派遣に携わった自衛官 OB による経験談及びそれに続く質疑応答は、若手研究者にとって新鮮な体験であった。また、これまで文献資料に基づいて行ってきた各自の研究成果に基づいて行った意見交換は、高レベルであると同時に、今後の研究活動に資する絶好の機会となった。

とりわけ若手研究者は、国際 PKO の現場で指揮を執った指揮官について、文献資料では決して知り得なかった当時の胸中や苦悩にも思いを致すことができ、今後の研究に与える実際的な好影響として計り知れないものがあつた。また、普段は立ち入ることができない自衛隊駐屯地や師団司令部において、国連 PKO の現場に派遣された同世代の自衛官との意見交換は貴重な経験となり、これまでの研究に加えて今後の研究に大いに反映されると思われる。

本年度においても引き続き、国連の平和協力活動に経験豊富な自衛官 OB、及びこれまで自衛官が派遣されてこなかった国連平和活動に従事した実務家や研究者との意見交換の場を確保することができた。

また、後述するように、昨年度から調整を開始していたオランダ人研究者を招聘し、オランダ大使男の協力のもとに、2 日間に亘ってワークショップと公開セミナーを実施できたことは、若手研究者の著しい成長を物語るものであつた。

#### ④ 諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携体制の確立

JFSS では、諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携が行われてきたが、その多くは日米関係、安全保障問題、中国関係の問題に偏重してきた。しかし、本事業を行なうことにより、我が国の法制度、国際的な平和活動、外交・安全保障問題などについて、現地（国外）ヒアリング調査等で多くのシンクタンク・有識者等と交流し、意見交換する貴重な機会を得ることになる。本事業を行なうことにより、JFSS の調査研究の活動範囲の拡大と質の向上を図るために、諸外国のシンクタンク・有識者等との協力連携体制を維持拡大し、研究所としての更なる活動の確立に最大限活用するものとする。

本事業の 2 年間の調査研究期間のうち、昨年度はこれまで行った各自の研究成果をさらに充実させることを重点的課題とし、現場経験者に対する意見交換のための研究会に焦点を当てて調査研究を行ったため、諸外国のシンクタンクとの間における協力連携体制の構築は本年度に集中して行うことにした。しかしながら、昨年度の国外における調査研究において、有識者や現場実務家との意見交換の場では、国際平和活動に対する我が国の立場や考え方を発信することができた。

これら有識者との間での今後の研究における協力連携体制は確保されたと理解している。

本年度は、昨年度訪問して意見交換したオランダ国防大学、ユトレヒト大学、ライデン大学の研究者の一人であるニールス・ファン・ヴィリンゲン教授を招聘し、青山学院大学と共催でオランダの憲法規定と国連平和協力活動との関係についてセミナーを開催したことは、諸外国及び国内のシンクタンクとの協力連携体制を具体的に確立するものであった。とりわけ、在日オランダ大使館の全面的な協力により、館員も参加して 2 日間に亘って集中的に行われたセミナーは、これまで他では見られない成果を挙げることができた。

さらに、自衛隊が派遣されなかった平和協力活動である「ミンダナオ国際監視団（IMT）の元団長を招聘し、IMT の実情、多国籍の平和ミッションに派遣する上での課題や意義等について意見交換を行い、軍人の視点からの 国際平和ミッションの在り方に関する多くの情報を得ることができた。

#### 【事業実施効果】

##### ① 国際平和活動の現場における情報収集

本事業を実施する上で必要な国際平和活動の現場等における情報収集・分析を行なうことにより、JFSS の成果の発信・政策提言のレベルの向上が期待できた。また、補助金の交付により慢性的に不足がちな調査研究費の確保が容易となり、研究分野の広がりや研究内容の充実を図ることができたため、当研究所全体としての能力向上が期待できた。



また、毎年モンゴルで行われる国連 PKO の実践訓練であるカーン・クエスト 2018 に参加していた各国軍人と行った意見交換及び情報収集は、現場の感覚に即した貴重なものであった。加えて在日米陸軍キャンプ座間で米軍の現役法務官から武器の使用等に関して直接ブリーフィングを受けたことは、若手研究者にとって新鮮なことであり、研究範囲の拡充のみならず、研究レベルと洞察を向上させるものであったと言えよう。

さらに、ミンダナオ国際監視団の元団長の軍人を招聘して行った意見交換は、国連 PKO と異なった国際平和協力活動における軍人の視点と国際平和ミッションの在り方を知る上で貴重な経験であった。

## ② 諸外国のシンクタンク・有識者等との相互理解と連携関係の促進及び研究所の組織力の向上

本事業の推進に当たっては、調査研究対象国等の現地におけるヒアリング調査等が不可欠である。このため、調査研究の過程で、調査研究対象国の在日大使館、在関係国の日本大使館、国際平和活動の現場、外国軍関係機関などを訪問するとともに、外交・安全保障戦略に影響力のあるシンクタンク・有識者等に対してヒアリング調査を行い、そのことを通じて、諸外国のシンクタンク・有識者、軍関係者等との相互理解と連携関係が促進され、爾後、引き続き関係を維持・発展させる絶好の機会を得る予定であった。

昨年度は、ジブチ等における国際平和協力活動の現場及び国連本部事務局の DPKO、DFS 担当者等、並びに、オランダ外務省、オランダ国防省、NATO、ECDPM、Hague Centre for Strategic 等との間で相互理解や今後の連携協力関係を構築できた。

本年度は、アフリカ連合 (AU)、エチオピア政府開発機構 (IGAD)、アディスアベバ大学平和・安全保障研究所、エチオピア安全保障研究所 (ISS)、ウガンダ国連通信学校/国連地域サービスセンター (UN Regional Service Centre: RSCE)、コフィ・アナン国連 PKO センター、韓国の世宗研究所や韓国大学校、オーストラリア平和活動訓練センター、オーストラリア民軍センター等との間で相互理解や今後の連携協力関係を構築できた。

## ③ 若手研究者の育成及び外交・安全保障に関する知見の拡大・強化

本事業の実施に当たっては、これまで本調査研究と類似する研究に従事した経験を持つ若手研究者を多く登用することとした。それによって、本事業に参加した若手研究者は、事業実施の期間に獲得した具体的かつ現実的な外交・安全保障に関する知見を活用して、研究論文や学術会議における研究発表の形で研究業績を公表することができた。とりわけ、国際平和協力活動の現場で活動した有識者との意見交換は、若手研究者の論文に新鮮な影響を与えることができた。

特に、若手研究者が中心となって実施した海外におけるヒアリング調査は、若手研究者の研究意欲を強く刺激し、これが深みのある研究成果へと結実させた。

#### ④ 若手研究者による研究成果の発信

本事業の研究に刺激を受けた若手研究者は、外交・安全保障に関する知識の吸収と研究成果の発表に意欲的となり、諸外国の研究者では当たり前の実際的な研究に従事することによって、国際的に活躍することができるようになった。加えて法制度の実施可能性という極めて困難な調査研究に従事した若手研究者を組織の一員とすることにより、当研究所の研究活動の対象範囲及び政策提言の拡大と深化をもたらすことになった。

本年度は、昨年度から温めてきた研究成果の発信として、当研究所と青山学院大学との共催でワークショップと公開セミナーを実施した。若手研究者が企画した同ワークショップと同セミナーは、国内外の登壇者との調整、セミナー開催場所の決定、オランダ大使館への協力要請等を自ら率先して行った。在日オランダ大使館の支援協力の下で、青山学院大学で実施されたセミナーを公開することにより、本事業の一端を広く発信することができた。

また、報告書に見られるように、本調査研究実施期間中にもかかわらず、若手研究者が多くの研究成果を発信したことは、本調査研究が若手研究者の研究意欲を刺激した結果であると言っても過言ではない。

#### ⑤ 若手研究者の育成

本事業の成果としては、調査研究のほかに、調査研究の実施期間中を通して、経験の浅い若手研究者がヒアリングのために現地を訪問できること、及びシニアの研究者と意見交換できることである。若手研究者が、学術研究者が陥りがちな抽象的検討にとどまらず、本事業の具体的な研究に従事することは、多くの外交・安全保障の問題を実際的に理解するための極めて有益な場を提供することになる。また、我が国における外交・安全保障政策に関わる議論は、ともすれば観念論に終始しがちであるが、若い研究者に対するこのような場の提供は、外交・安全保障に関わる研究者や実務者の育成に大いに寄与するものであった。本年度における調査研究の評判を聞いた若手研究者から調査研究者の一員になりたい旨の希望があったように、本調査研究の斯界における評価が高まっていたことが窺い知れる。

(6) 提言

調査研究活動を通じて得られた教訓等を踏まえて、次の通り提言する。提言は、当面処置すべき事項と中長期で検討すべき事項に区分し、さらに、それぞれ法律上、政策上、運用上に区分して述べることとする。

①当面処置すべき事項

	提 言 事 項
法律上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自衛隊の海外の施設警護のための武器使用権限を国内の施設と同様に付与する法改正を行うこと（自衛隊法 95 条の 3 関連）</li><li>○ 国際平和協力の継続的な見直しを行うこと。特に、PKO5 原則及び国連の PKO 施策の改革に伴う見直しを検討すること</li></ul>
政策上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国家戦略の中で国際平和協力の位置付けを明確化し、地域別の戦略を策定すること</li><li>○ 国家戦略に基づく国際平和協力の大綱、実施計画を作成すること</li><li>○ 国連 PKO 局の改編等に伴う対応方針、施策を確立すること</li><li>○ 広報戦略を策定し、組織的に広報活動を行うこと。我が国の国際貢献活動の実態を自衛隊の活動のみならず個人対応も含めて積極的に発信すること</li><li>○ 国際貢献活動における武力の行使の意義について説明責任を果たすこと 憲法第 9 条が否定する海外における武力の行使には当たらないことを説明すること</li><li>○ 自衛権の種類、特に部隊防護権について検討すること</li></ul>
運用上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自衛隊の今後の方向性の検討を行うこと 先進国型 PKO：司令部幕僚、司令官ポスト 技術貢献型 PKO：施設、医療、航空、通信、UAV の運用等 能力構築支援：施設、医療、輸送調整等</li><li>○ 国際法・軍事法制に精通したオペレーショナル・ローの専門家を育成すること</li><li>○ ジェンダーの専門家の育成、活用に努めること</li><li>○ 現在の国際平和協力活動地域の情報収集態勢を確立すること</li><li>○ 現在の活動中の分野で貢献できる業務がないか再検討を行うこと</li></ul>

②中長期的に検討すべき事項

	提 言 事 項
法律上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際平和協力に関する一般法（恒久法）の制定を検討すること</li> <li>○ 武器使用規定の一元化を図ること</li> <li>○ 選挙監視要員等の文民を保護する法的枠組みを整備すること</li> </ul>
政策上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際平和協力の地域別の戦略を策定（対アフリカ、対アジア・太平洋（対インド・太平洋））し、実行すること</li> <li>○ 省力化を見据えて量的貢献から質的貢献への発想の変換を進めること</li> <li>○ 統合の国際平和協力訓練センターを設立し、諸外国との関係機関との連携協力を図ること</li> <li>○ オールジャパン（自衛隊、PKO 隊員、NGO、個人）で実施できる活動形態を検討すること</li> <li>○ 派遣隊員の法的地位の整備を行うとともに、殉職者・遺族への公的支援態勢を整備すること</li> </ul>
運用上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊派遣機会の減少に対応するため、多国間共同訓練、諸外国の PKO 訓練センターの訓練等に参加し練度の維持、教訓の収集を図ること</li> <li>○ 統合の国際平和協力訓練センターにおける教育訓練の充実を図ること</li> <li>○ 標準部隊行動基準を策定し、武器使用の認識を共有すること</li> <li>○ 女性の活動分野（医療、心理、ジェンダー等）の拡大について検討すること</li> <li>○ 高位ポスト獲得のため複数参加経験者等の人材育成を図ること</li> </ul>

## ③提言に盛り込むべき事項

	提 言 事 項
法律上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武器使用の抑制的な規定の見直しを行うこと 国連の課題である要員の安全確保についてさらに検討すること</li> <li>○ 選挙監視員等の文民を保護する法的枠組みを整備すること</li> <li>○ 国際平和協力法の実施計画の内容を見直すこと</li> <li>○ PKO5 原則の見直しを行うこと</li> <li>○ 国際平和協力に関する一般法（恒久法）の制定を検討すること</li> <li>○ 任務（所掌事務）、権限の拡大と法的基盤の距離を詰めること</li> <li>○ 海外における自衛隊の基地を警備する際の武器使用権限を明確にすること 現状は武器等防護の権限であり、自衛隊法 95 条の 3 の国内の自衛隊施設の警備規定を海外の施設にも適用すること</li> </ul>
政策上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際平和協力に関する戦略を確立すること 豪、韓、マレーシア、モンゴル等を参考とすること</li> <li>○ 国際平和協力を行う意義を国益の一つとして捉えること 豪国の少ない規模で大きな貢献を示す努力を学ぶこと</li> <li>○ 国際平和協力法の実施計画の記述要領を見直すこと ポジティブリストからネガティブリスト方式で記述すること</li> <li>○ 積極的平和主義の枠組みにおいては平和執行型の PKO 派遣には対応できないこと 行動権限の最大化を検討すること</li> <li>○ 国際貢献は自衛隊だけの役割ではなく、オールジャパンでの対応を検討すること</li> <li>○ 自衛隊の今後の方向性として、先進国型 PKO の推進、技術貢献型 PKO、教育型 PKO、能力構築支援を検討すること</li> <li>○ PKO 部隊の高位ポスト取得を目指すこと</li> <li>○ 武器使用規定は改正されたが、完全な武器使用までにはなっていない 武力行使との一体化、海外での武力行使の禁止の制約を排除すること</li> <li>○ 日本が貢献する地域、区域（太平洋・アジア中心）を検討すること</li> <li>○ 活動に伴う報道機関との協定を締結すること</li> <li>○ 自衛隊の活動等について外国に積極的に発信すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際貢献、集団安全保障における武器の使用は、憲法が禁じる武力の行使ではないこと</li> <li>○ 能力構築支援は評価されている。一方、他国はどうみるか、教えるだけではなく自ら行うことの重要性の両面から検討すること</li> <li>○ AMM などアジア地域の活動に日本が関与しないことに懸念があること</li> <li>○ 非武装の文民ミッションへの自衛隊員の参加を検討すること</li> <li>○ 国際平和協力の現場における情報収集体制の構築すること</li> <li>○ 経済社会開発へのより一層の貢献を検討すること</li> <li>○ 選挙監視員等の派遣に関する構想、方針、要員募集、身分等を検討すること 同業務に関する主管官庁、担当部署等を特定すること</li> <li>○ 自衛権の種類の見直しを行うこと。特に部隊防護権を検討すること</li> <li>○ 国連 PKO 局のニーズとして先進国型 PKO、装備の提供があること</li> <li>○ 国連 PKO 局の改革の方向性の分析、対応措置の検討の推進を図ること</li> <li>○ 部隊派遣登録制度への登録の検討を行うこと</li> <li>○ 二国間共同の能力構築支援の実施について検討すること</li> <li>○ アフリカにおける活動に関心を持つこと。PKO と AU に関する支援の可能性について検討すること</li> <li>○ IGAD、AMISON、G5 サヘルへの支援について検討すること</li> </ul>	
運用上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オールジャパンの取組みは現地では手を取り合っている。現地邦人の保護に関しては、現地で組織化すること 外務省が主管となること</li> <li>○ 国際平和協力活動の現場の情報収集努力を強化すること</li> <li>○ 非国連型統括型平和活動に伴う要員の身分の検討すること</li> <li>○ 紛争当事者、反政府勢力との交渉要領を検討すること</li> <li>○ オプローの専門家の育成を図ること</li> <li>○ 活動時における国際法・慣習法の適用について研究すること</li> <li>○ 無人、省人、老人、婦人の活用について検討すること</li> <li>○ 活動に際しては正確な情報の把握が必要、情報収集体制を確立すること</li> <li>○ 安保理決議及び地域的機関の決議・同意など法的根拠を複数有する活動の場合の行動方針、要領の検討</li> </ul>	

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政府、自衛隊の統合国際平和協力訓練センターの設置を検討すること</li><li>○ 警備部隊の対処訓練、対処行動の実態を理解すること</li><li>○ 自衛隊は多国間共同訓練に参加し、練度の維持を図ること</li><li>○ 標準部隊行動基準の作成、公表を図り、理解を求めること</li><li>○ ジェンダー専門家の育成を図り、国際機関、現場への派遣を検討すること</li><li>○ 部隊派遣登録制度の登録への対応について検討すること</li><li>○ 現地と繋がる知見・人的ネットワークの構築に努めること</li></ul> |
|---|

## 提 言 事 項

## ①聞き取り対象者

対 象 者	提 言 事 項
石下義夫 (UNTAC 第二次施設 大隊長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣部隊は寄せ集め部隊、1月の準備期間、現地業務の訓練主体</li> <li>・ 安全確保訓練未実施、現地で急遽応急準備訓練を実施（施設含む）</li> <li>・ 派遣前に現地情勢、PKOの特異性等の説明なし。現地で確認した。</li> <li>・ 選挙監視要員の派遣の情報提供なし。突然、安全確保の指示あり</li> <li>・ 医療緊急チームを編成待機、いわゆる駆け付け警護の先駆けチームの編成</li> <li>・ ターゲットになりやすい日本の体質を改善すること 日本・日本人を攻撃することは、敵にとって宣伝効果が高い。</li> <li>・ 他国 PKO 部隊との連携は慎重に、綿密な調整が必要。参加姿勢が違う。</li> <li>・ 二重指揮について説明し、関係部隊等の理解を得ること。武器使用同じ。</li> <li>・ PKO を継続することは有意義。但し、参加形態を要検討</li> <li>・ PKO25年の歩みを検証すること</li> <li>・ 武器使用のハードルが高い。見直し検討すること</li> </ul>
西元徹也 (元陸上幕 僚長・統 合幕僚会 議議長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PKO 派遣のための膨大な準備と教訓を検証すること</li> <li>・ 文民保護（選挙監視員等）のための法的枠組みを整備すること</li> <li>・ 実施計画の硬直性を見直すこと。現時点も変更なし ポジティブリストからネガティブリストへの変換</li> <li>・ 国家安全保障戦略では積極かつ多層的に推進すると定めた。今後自衛隊の態様 についてより深く検討する必要あり このため自衛隊の蓄積した経験と施設分野の高度な能力を活用すること</li> <li>・ 今後司令部の高位ポスト、さらには司令官ポストの取得</li> <li>・ PKO5 原則は変更されたが、1～4 原則は全く変わっていないどころかさらに厳 格になっている。見直しが必要である。</li> <li>・ 「現に戦闘が行われている現場」以外での後方支援は可となった。 「武力行使との一体化を前提としていることには懸念あり。</li> <li>・ 駆け付け警護、任務遂行のための武器使用は安保法制懇との乖離あり。</li> <li>・ PKF 参加凍結は解除されたが、依然国連編制表の歩兵大隊との差あり。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の成果は、安全な地域での活動、現地住民の受け入れ、現地司令部の信用に基づき達成されたもの。このままで果たして良いものか懸念</li> <li>隊員の武器使用によるリスク軽減のため、万が一やむを得ないときに武器を使用した場合における覚悟を持つこと</li> <li>国際平和協力に関する一般法（恒久法）の制定が必要</li> </ul>
<p>番匠幸一郎 (元イラク 人道復興 支援群初 代群長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際任務を行う場合の判断基準：法律、国益、歴史 法治国家の軍隊として法を逸脱しないこと。国益に合致していること 100年後の歴史の評価に耐えられるか。</li> <li>平和安全法制は充実してきた。現場で悩むことがかなり軽減した。</li> <li>今後の活動は「和風」でいくべき。 ①先進国部隊としての能力の発揮、②能力構築支援の促進、③自衛隊の派遣体制の強化、④任務権限の拡大と法的基盤の距離を詰めること、⑤PKO等とODAの連携、軍官民の協力を図ること、⑥国際平和協力に関する戦略を構築すること</li> </ul>
<p>岩田清文 (元陸上 幕僚長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的平和主義を更に推進しようとするれば限界がある。ブラヒミ・レポートの強制的なPKO派遣には対応できない。</li> <li>国際貢献は自衛隊だけの役割ではない。南スーダンではオールジャパンでスタートしたが、限界が生じた。</li> <li>非英語圏からの高位ポスト等の獲得には一定の制約がある。</li> <li>更なる積極的貢献のための法令の改正、特に5原則の見直し。</li> <li>今後の方向性 ①先進国型PKOの推進：司令部幕僚の派遣、例：豪軍ジュバ28名 ②技術貢献型：ヘリ、施設、情報・通信、衛生、UAV ③教育型PKO：早期展開支援、能力構築支援</li> <li>政府は長期ビジョンを具体的に示すべき。一案はPKO大綱の策定。</li> <li>PKO大綱の内容：①目的、自衛隊による質的貢献の拡充、③オールジャパンとしての取り組みの拡充、④継続検討事項：PKO5原則等</li> </ul>
<p>林田和彦 (国連モザ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同警備に課題があった。装備は小銃5丁（中隊本部）と拳銃のみ 当時は指揮官（上官）命令の規定なし。</li> </ul>

<p>ンビーク 活動第三 次輸送調整 中隊長)</p>	<p>日本隊区域は自ら警備、全体の警備責任はポルトガル軍、ポ軍は日本を防護するが、日本はポ軍を守らない歪な関係であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総選挙当時、情勢は緊迫、現地邦人のキャンプ収容を依頼された。根拠はないが、現地大使館員、邦人は自衛隊が守るとの認識。</li> <li>・ 司令部に自衛官を入れる効果は大。業務改善等能力は高い。</li> <li>・ 単調な警備部隊に自衛隊は就くべきではない。施設・輸送調整への貢献間違っていない。無理して歩兵大隊をとる必要はない。</li> <li>・ 総選挙後、警備態勢の見直しに伴い日本隊にも地域割当てがなされたが日本隊はできない旨を説明。参加部隊からの理解は得られなかった。 キャパビルは学校教育に係わることも一案。欧州諸国は重視して実施中</li> <li>・ 自衛隊のキャンプ内に設けることも可能ではないか。</li> <li>・ PKO を国益としてどのように捉えるのか今後の課題である。</li> <li>・ オールジャパンの取り組みは思想は異なっているが、現地では手を取り合っている。情報共有と緊急事態への対応計画は今後の検討課題。 現地邦人の保護に関しては、現地で組織化すべき。外務省主幹で行うべき。</li> </ul>
<p>田村重信 (元自民党 政務調査 会審議役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湾岸戦争後、国際平和活動に協力しなくてはならない、多額の金額を拠出したが評価されない。この苦い経験で PKO 法ができた。</li> <li>・ 海外での国際貢献・人的貢献は基本的には軍人が行うこと。そのあたりの事情が日本人には全く理解されていない。</li> <li>・ PKO 法は改正され、任務遂行の武器使用を可能とした。ただ完全な武器使用までは可能となっていない。現憲法上では「武力行使との一体化」「海外での武力行使」はできない。</li> <li>・ 日本の国際平和協力は他国と比べると限界がある。できるだけ喜ばれるところとしてのエリアは、インド洋から太平洋及びアジア中心が良い。</li> <li>・ 中身も PKO だけではなく、訓練の支援、キャパビルなどが良い。</li> </ul>
<p>ジャーナリ スト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道協定は必要である。</li> <li>・ 国家に秘密会がないのは問題である。</li> <li>・ 広報戦略を確立すること。自衛隊は広報が上手とはいえない。</li> <li>・ 日本だけの価値観で広報するのではなく、国際的な潮流を踏まえた情報提供が必要である。</li> </ul>

<p>石破 茂 (元防衛大臣)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イラクでは自衛官が与えられた装備と権限で精一杯やった。これから先は本当にこれに留まってよいのか、そのことを考えなければいけない。</li> <li>例：「非戦闘地域」の場合、同地域であるから捕虜になることはできない。</li> <li>・ 「国家として何をなすべきか」日本としてできることは何なのか。</li> <li>・ 自衛隊の派遣は恒久法であるべき、新法はかなり抑制的。</li> <li>・ 安保法制懇の答申に全面的に賛成、総理は現実的判断をした。</li> <li>・ 憲法 9 条は侵略としての武力行使を禁止、集団安全保障、PKO は憲法上は問題ない。</li> <li>・ 安全保障論議は法的だけではなく、現実的な日本の在り方を考えること。</li> <li>・ 能力構築支援は良いものだが、他国はどうみるか、教えるだけではなく自ら行うことの大切さの 2 点からみるべき。</li> </ul>
<p>堀場明子 中山万帆 (笹川平和財団)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アチェに関する日本の初期の対策は復興支援の無償援助のみ。人的関わりは少なかった。</li> <li>・ AMM 派遣後の日本の支援について検討もされず、監視団への資金支援、人的参加は見送られた。</li> <li>・ EU 関係者は日本が関与しないことに一応の驚きを示す。</li> <li>・ 社会統合への財政支援の実施。</li> </ul> <p>▽ 研究員所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非武装の文民ミッションへの自衛隊員派遣の検討。</li> <li>・ 国際平和協力に関する調査の方向性の検討。</li> </ul>
<p>落合直之 (IMT 要員・JICA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3つの肩書で活動：IMT 社会経済開発部門長、大使館員、JICA 職員</li> <li>・ 三位一体型の活動は日本にとって初めての試み、日本のプレゼンスが強化。</li> <li>・ 課題：① 文民の安全確保、身分保障、軍隊等との協同生活 ② オールジャパンによる連携、情報共有</li> </ul> <p>▽ 研究員所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非国連続括型平和活動派遣に伴う要員の身分の検討。</li> <li>・ 紛争当事者の位置づけ、反政府勢力との交渉要領の検討。</li> <li>・ 開発を通じた平和協力の検討。</li> </ul>
<p>中村 進 (笹川平和財団)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「海の特異性」を理解し、国際法・軍事法制に精通したオペレーショナル・ローの専門家の育成の促進</li> </ul>

<p>財団（元海将補）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海賊対処行動は当初日本単独で行っていた。その後 CTF151 という多国籍軍の中に入り、司令官職も輩出した。</li> <li>・ 各種活動時における課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>①武器使用基準：警察比例、正当防衛要件</li> <li>②難船者の取り扱い（引き渡し）に関する法制の整備</li> <li>③隊員の地位：ジュネーブ条約捕虜規定の適用の可否</li> <li>④船舶検査活動：経済制裁と禁輸措置との関係</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">自衛隊の活動は PSI/非強制型の先取りの活動</p>
<p>吉田正紀 （双日米国副社長（元海将））</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸海空 3 自衛隊の将官 OB 3 人が米国で出版した。米国でも自衛隊が何をやってきたかについて理解されていない。</li> <li>・ 冷戦後の海自：輸送艦の被災地派遣、北朝鮮不審船対応、中ロ韓との交流開始、しかし念頭にあるのは日米同盟が基本</li> <li>・ 未来の海自：国際平和協力は戦略的な整合性が必要、地域優先、キャパビリティ、共同訓練の実施→積極的平和主義を具現する方策を検討（プレゼンス、国際貢献を行う船）</li> <li>・ 2050 年の危機対処：訓練を通じた練度維持が重要、国際任務を通じた練度維持は効率的ではない。</li> <li>・ 「無人、省人、老人、婦人」の活用の検討、人材の育成</li> </ul>
<p>D・A・ラヒム （元マレーシア陸軍少将 ・元 IMT 司令官）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IMT の活動は派遣国の裁量が大きい。</li> <li>・ 4 部門で構成、相互連携しながら活動を実施</li> <li>・ 問題認識： <ul style="list-style-type: none"> <li>①信頼の獲得（フィリピン政府とミンダナオ勢力の両方の信頼）</li> <li>②停戦監視「何ができ、何ができないか」見極めること。全勢力との協議</li> </ul> </li> <li>・ 活動上のポイント <ul style="list-style-type: none"> <li>①正確な状況の把握、次に起きる事態への対応準備</li> <li>②安全確保：IMT 要員が軍関係者とみられないことが重要、武器の携行禁止</li> </ul> <p style="text-align: center;">現地における様々な活動機関との緊密な連絡関係の構築</p> <p style="text-align: center;">派遣前の訓練、派遣後の OJT で対処能力を維持</p> <p style="text-align: center;">ムスリムであることは、現地で優位に働く</p> </li> <li>・ 日本に期待すること</li> </ul>

	<p>①ミンダナオでは日本は尊敬を受けている。もし自衛隊が派遣された場合も日本という文脈で同じ尊敬を得られると認識</p> <p>②現場のニーズはもっと「開発支援」ということ</p> <p>③JICA は開発の象徴になっている。開発の象徴が IMT で活動している。</p> <p>現地におけるメッセージ性は IMT の治安維持にとっても大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシアがソマリアで犠牲を出しながら平和活動に参加し続けるのは、国際社会の安定に貢献していることを発信できること。また、PKO に参加することがマレーシアの安全に繋がっている。</li> </ul> <p>PKO の犠牲者は「戦死」として扱う。IMT では犠牲者は出ていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後東南アジア地域での IMT タイプの活動としては、ミャンマーでの監視ミッション（ロヒンギャ）が考えられる。</li> </ul>
<p>中内政貴 (大阪大学 准教授)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コソボミッションの法的根拠：安保理決議と OSCE 常設理事会の決定</li> <li>各部門における他の専門的国際機関との関係</li> <li>NATO が指揮する KFOR との関係</li> <li>コソボミッションの文民採用方針</li> </ul> <p>▽ 研究員所見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2つの法的根拠に基づく活動の特殊性の理解</li> <li>選挙監視員派遣に係る構想、方針、要員募集の検討</li> <li>選挙監視員要員に係る主管官庁、担当部署の特定</li> </ul>

(敬称略)

②自衛隊部隊等の訪問調査

部 隊 等	提 言 事 項
<p>派遣対処 行動支援隊 (ジブチ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係部外機関との良好な関係を維持発展させること。</li> <li>警備部隊は経験豊富な中央即応連隊であり、南スーダン、ハイチなどの経験者も多く配置→経験者と新人の比率要検討</li> <li>警備上の課題</li> </ul> <p>警備は自衛隊法 95 条の武器等防護の権限で実施中</p> <p>自衛隊法 95 条の 3「自衛隊の施設の警護のための武器使用」の適用なし→本規定は我が国に所在する施設のみに適用、改正を要検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジブチ拠点の意義を見直すこと。</li> </ul>

<p>陸上自衛隊 国際活動 教育隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸自単独で設置、国際平和協力活動の基本教育、練成訓練の支援を担当</li> <li>・ 統幕学校には国際平和協力センターを設置、陸自との連携はない。 センターの教育対象：幹部、他省庁・留学生、陸自：陸上自衛官</li> <li>・ 海外機関との連携：国際平和交流セミナー（IPACA）の民軍連携、広島平和構築人材育成センター（HPC）支援、諸外国 PKO センターとの交流。</li> <li>・ 統合の国際平和協力教育訓練センターの設立の検討。</li> </ul>
<p>陸上自衛隊 第9師団 司令部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南スーダン派遣施設隊経験者からの意見聴取</li> <li>・ 編成上、警備部隊は日本独自に編成し派遣、他国軍隊は配備なし</li> <li>・ 駆け付け警護任務を初めて付与された部隊である。当初隊員は戸惑いはあったが規定の趣旨を理解し、自信もって対応した→自らの射撃練度に対する評価、武器使用要件の理解</li> <li>・ 政治家・マスコミ等は警備部隊の装備、訓練の様相を認識することが肝要。</li> </ul>
<p>カーン・ クエスト 2018 (モンゴル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モンゴル軍と米陸軍が主催する多国間共同訓練（32 カ国参加）であり、主として PKO 派遣前訓練を実施</li> <li>・ 各国参加部隊の規模は小隊クラス、PKO の現場で発生する事案対処の訓練課目をローテーションで実施、訓練練度の斉一化を図っている。</li> <li>・ 同訓練は多くの国の軍隊を受け入れ多大な成果を上げている。</li> <li>・ 部隊派遣が途絶えている陸自としては貴重な訓練の場になっている。</li> <li>・ 国際の平和と安全に向けた活動に参加し、寄与することは、自国の安全、国益に繋がるとの認識で各国軍が参加していること</li> <li>・ 編成規模小で、旧装備のモンゴル軍ではあるが、国連 PKO に積極的に参加し、国際的な信頼を得ている。</li> </ul>
<p>在日米陸軍 司令部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準部隊行動基準の策定し、公表すること</li> <li>・ 自衛権の概念の再整理、特に部隊防護権の検討</li> <li>・ 国際平和協力活動にいける武力行使の概念の見直し</li> </ul>

③海外機関の訪問

機 関 等	提 言 事 項
国連本部 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本に対しては要員派遣の継続を期待、量から質へ</li> <li>・ 先進国型 PKO に高い期待と評価、特にケニアの能力構築支援、ARDEC の開設、医療支援要員の派遣</li> <li>・ 日本への期待の高いものとして装備（機材）の提供</li> <li>・ 二国間共同の能力構築支援の検討</li> <li>・ 国連分担金の拠出額の再検討</li> <li>・ 日本のポリシーを目に見える形にすること</li> <li>・ 国連事務局における日本人勤務者の増員を検討、特に女性は少ない。</li> </ul>
オランダ外務省・国防省、NATO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オランダは国連 PKO に派遣するほか、NATO、EU、OSCE のミッションにも積極的に参加</li> <li>・ オランダは軍事ミッションに派遣するに際しての憲法の制定、軍事費の削減のなか上記派遣を実施</li> <li>・ オランダは外交・安全保障政策を策定、関係省庁の連携体制の確立</li> <li>・ NATO の「日・NATO 国別パートナー協力計画（IPCP）」の改定</li> <li>・ 日本のイラク以降の国際平和協力、平和構築支援に関心度高い。</li> </ul>
エチオピア ウガンダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連 PKO と AU に関する日本の支援の可能性の検討</li> <li>・ IGAD に対する積極的な支援の実施</li> <li>・ AMISOM に求められている支援内容の検討</li> <li>・ G5 サヘルに対する支援の検討</li> <li>・ アフリカの平和と安定に対する知的貢献についての検討</li> </ul>
国連本部 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連の PKO に関する組織面、政策面の改革の周知徹底</li> <li>・ 改革の方向性の分析、検討の速やかな実施</li> <li>・ 日本に期待されている役割の分析、検討の速やかな実施</li> <li>・ 部隊派遣登録制度の登録の検討</li> <li>・ 統合部隊としての PKO 部隊の派遣の検討</li> </ul>
大韓民国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連待機制度の確立、1 月以内の派遣可能体制の保持</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連 PKO 派遣法の制定</li> <li>・ 国連型及び非国連型（多国籍軍）の両方に派遣、実績積み上げ中</li> <li>・ 派遣目的の確立：朝鮮有事への対応も考慮</li> <li>・ 医療支援隊の派遣、学校教育：受け入れ国の住民への直接アピール。</li> </ul>
ガーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KAIPTC との密接な連携、協力（情報収集を含む）</li> <li>同センターのプログラムへの参加、奨学金（特に女性）の提供</li> <li>ジェンダー分野の専門家の派遣、日本国内の研究所・教育機関との連携</li> <li>同センターへの人材派遣</li> <li>・ JICA の活動支援：小型武器管理、国境管理</li> <li>・ 現場と繋がる知見・人的ネットワークの構築</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪の派遣規模は小さいが、最大限の効果を得るための施策の策定・実施</li> <li>・ 施策重点事項：司令部要員の派遣、特にロジステック部門、高位ポストの獲得、国連 PKO 局等との連携、継続的な情報収集</li> <li>・ 国際協力の国益・メリットを意識して行動計画を策定、実施</li> <li>・ 与野党の政権が交代しても施策に変更がないこと</li> <li>・ PKO 派遣に伴うリスクについて徹底的に議論し、国民に周知徹底</li> <li>・ PKO センターにおける教育訓練等：「小さくとも特別な能力」の発揮</li> <li>・ 教育訓練の重視事項：ジェンダー</li> <li>・ 民軍センターを設置、国際平和施策を側面から適切に支援</li> <li>・ 統合軍司令部における外務省、警察、NGO 等を招致しての派遣計画の作成</li> <li>・ 戦争犠牲者、PKO 殉職者に対する国民の慰霊、敬意の念の確立</li> <li>・ 国家重要瀬策決定にあたり、常に戦争犠牲者等の存在を忘れることなく対応処置を行っていること</li> </ul>

④セミナー

セミナー	提 言 事 項
青山学院大学国際研究センターとの協賛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーション関連</li> </ul> <p>日本で可能なニッチな分野に関与すること。派遣先の国・地域の実態の把握、国連 PKO 以外のミッションの把握、第 4 世代の PKO の実態の把握、平時からの軍と他分野間の連携の検討</p>



・政策関連

国民にアイデアを提供すること。海外部隊派遣の目的の明確化  
外交政策決定に際して軍の実行の可能性の検証、リスク評価の確行、  
国民に対しリスクの説明等

## 5. 事業成果の公表

※今年度実施した事業の一環として行った対外発信(執筆論文/コラム/記事)の内容(案件毎に、以下の項目について要記載)。

### (1) JFSS における対外発信

○研究プロジェクト実施報告 ○執筆者：佐藤（庫）、高井、その他研究者	
○概 要： 毎回の研究会及び海外/国内調査活動の概要について掲載した。	
○発信手段： 【記事】JFSS の Web サイト：調査研究ページ	配布/発信先： <a href="http://www.jfss.gr.jp/home/index/article/id/507">http://www.jfss.gr.jp/home/index/article/id/507</a>
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	

○研究プロジェクト概要の紹介 ○執筆者：佐藤（庫）、高井	
○概 要： JFSS による研究プロジェクト内容の紹介	
○発信手段： 【記事】『日本戦略研究フォーラム季報』（第 74 号、2017 年 10 月）	配布/発信先： 政・官・財・学界のオピニオンリーダー等約 3,000 部
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	

○「国際平和協力活動」聞き取り調査の内容 ○執筆者：佐藤（庫）、その他研究者	
○概 要： 当事業におけるヒアリング調査の内容	
○発信手段： 【調査内容】『JFSS レポート』（2018 年 3 月号、vol. 60）	配布/発信先： JFSS 会員・関係団体等向け約 350 部
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応は不明	
○その他特記事項：4 月・5 月号にも掲載予定	

○研究プロジェクト概要の紹介 ○報告者：高井	
○概 要： JFSS 第 38 回定例シンポジウムにて報告	
○発信手段： 於：ホテルグランドヒル市ヶ谷 (2018年4月19日)	配布／発信先： 政・官・財・学界の約 300 名の JFSS 会員及び関係者に対して
○海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	
○研究プロジェクト概要の紹介 ○執筆者：高井	
○概 要： 外務省補助金事業報告	
○発信手段： 【記事】『日本戦略研究フォーラム季報』 (第 77 号、2018 年 7 月 1 日 夏号)	配布／発信先： 政・官・財・学界のオピニオンリーダー等、約 3,000 部
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	
○研究プロジェクト概要の紹介 ○報告者：佐藤(庫)	
○概 要： JFSS 第 39 回定例シンポジウムにて報告	
○発信手段： 於：ホテルグランドヒル市ヶ谷 (2018年10月17日)	配布／発信先： 政・官・財・学界の約 300 名の JFSS 会員及び関係者に対して
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	

○研究プロジェクト概要の紹介 ○執筆者：佐藤（庫）	
○概 要：平成 30 年外務省補助金事業報告	
○発信手段： 【記事】『日本戦略研究フォーラム季報』 (第 79 号、2019 年 1 月 1 日 新年号)	配布／発信先： 政・官・財・学界のオピニオンリーダー等、約 3,000 部
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	
(2) 各研究者による対外発信	
○テーマ：「国際平和活動の潮流と日本の国際平和協力法制—平和安全法制の整備に至る議論を踏まえて—」 ○執筆者：山本慎一	
○概 要：国際平和活動についての国際的な潮流を概観し、平和安全法制の整備に至る議論を整理した上で、日本の国際平和協力法制について分析・評価を行った。	
○発信手段、配布／発信先： 【論文】防衛法学会『防衛法研究』第 41 号、2017 年 9 月、 21-44 頁	配布／発信先：600 部程度 学会員、防衛省（学校、司令部、 研究機関等）、大学等
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項なし	
○テーマ：「治安部門改革におけるハイブリッドな平和への課題—「ローカル」と外部アクターの役割—」 ○執筆者：田中（坂部）有佳子	
○概 要：昨今平和構築の議論でいわれる、ローカルと外部アクターである国際社会との活動が接合して生まれる「ハイブリッドな平和」について概説し、日本が関与したアフガニスタンにおける DDR と、東ティモールのコミュニティ警察の形成を事例に、変遷する外部アクターの役割を分析した。	
○発信手段： 【論文】防衛法学会『防衛法研究』第 41 号、2017 年 9 月、	配布／発信先：600 部程度 学会員、防衛省（学校、司令部、

61-77 頁。	研究機関等)、大学等
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「国際平和協力活動の振り返りと展望」 ○執筆者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：四半世紀に及ぶ日本の国際平和協力の実績を概観し、平和安全法制を「国際平和協力」の通史的意義から検討した上で、国際平和協力政策の現在と今後について分析・評価を行った。</p>	
<p>○発信手段： 【学会報告】「国際平和協力の変容と展望」日本防衛学会平成 29 年度秋季研究大会、神奈川、2017 年 11 月 25 日</p>	<p>配布/発信先： 学会員参加者、防衛省（学校、司令部、研究機関等）</p>
<p>【学会報告】「国際平和協力とエンジニアリング・ピース：制服を着た技術者のつくる PKO 活動」日本防衛施設学会年次フォーラム 2018、東京、2018 年 2 月 7 日</p>	<p>学会員参加者、防衛省（学校、司令部、研究機関等）</p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者/他シンクタンク/メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ： アフリカにおける平和・安全保障の現状と日本の国際平和協力の展望</p> <p>○報告者：井上実佳、川口智恵</p>	
<p>○概要：2018 年 5 月 13~19 日にアディスアベバ、カンパラで実施した現地調査結果をもとに、日本の国際平和協力の方向性について発表した。日本の政策として、様々なアクター間の連携を深めつつ、①国連平和維持活動、②JICA 等を通じた開発援助、③アフリカ地域機構、研究機関への知的貢献などを通してアフリカの平和の定着に關与する必要性を指摘した。</p>	
<p>○発信手段： 【研究報告】アフリカにおける平和・安全保障の現状と日本の国際平和協力の展望</p>	<p>配布/発信先：平和協力研究会 (日時：2018 年 7 月 6 日) (会場：法政大学)</p>

<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「カンボジア：『統合化』に向けた前哨戦」、「東ティモール：『統合化』への適応と『積極化』への課題」 ○執筆者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：カンボジア、東ティモールでの国際平和協力活動について、平和安全法制で解決・積み残された課題を踏まえつつその課題が認識される過程を整理、解説した。</p>	
<p>○発信手段： 【共著】上杉勇司、藤重博美編『国際平和協力入門－国際社会への貢献と日本の課題』（ミネルヴァ書房、2018年4月）</p>	<p>配布／発信先： 市販、日本国内の関係機関・研究者</p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「岐路に立つ日本の国際平和協力活動」 ○報告者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：平和安全法制の意義と、それを踏まえた活動展開について、2019年後半の国際情勢を踏まえて論じた。</p>	
<p>○発信手段： 【報告】国際安全保障学会 2018年度年次大会（青山学院大学、2018年12月1日）</p>	<p>配布／発信先： 国際安全保障学会会員</p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「南スーダン部隊撤収1年から考える日本の国連PKO参加」 ○執筆者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：UNMISS部隊撤収から1年の部隊派遣ゼロの状況を踏まえて、今後の国際平和協力への視点として、準備しておくことを論じた。</p>	

<p>○発信手段： 【コラム】 CIGS コラム (2018.04.03)</p>	<p>配布／発信先： オンライン <a href="https://www.canon-igs.org/column/security/20180403_4905.html">https://www.canon-igs.org/column/security/20180403_4905.html</a></p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「日報公開をイラク派遣検証の奇貨とせよ」 ○執筆者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：話題となっている日報問題を、イラク派遣検証に用いることで、トラブルを活かすことについて論じた。</p>	
<p>○発信手段： 【コラム】 CIGS コラム (2018.04.26)</p>	<p>配布／発信先： オンライン <a href="https://www.canon-igs.org/column/security/20180426_4999.html">https://www.canon-igs.org/column/security/20180426_4999.html</a></p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「MFO 司令部要員派遣を機に考える日本の国際平和協力」 ○執筆者：本多倫彬</p>	
<p>○概要：シナイ半島への司令美容院派遣をどう考えるべきか、停戦の監視のもつ意味を改めて論じた。</p>	
<p>○発信手段： 【コラム】 CIGS コラム (2019.02.19)</p>	<p>配布／発信先： オンライン <a href="https://www.canon-igs.org/column/security/20190219_5589.html">https://www.canon-igs.org/column/security/20190219_5589.html</a></p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	

○テーマ：「国際平和協力を賢く活かす：豪州の取り組みを参考に」 ○執筆者：本多倫彬	
○概要：豪州出張を踏まえ、豪州の活動の参考となる事項につき、整理して日本の国際平和協力を考える論点を提示した。	
○発信手段： 【コラム】 CIGS コラム (2019.03.04)	配布／発信先： オンライン <a href="https://www.canon-igs.org/column/security/20190304_5626.html">https://www.canon-igs.org/column/security/20190304_5626.html</a>
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明	
○その他特記事項 豪州でのヒアリング先全部へ英訳したページを連絡、配布した。	
○テーマ：国連信託統治制度の運用と越境的自決勢力	
○報告者：佐藤裕視	
○概要：西アフリカによる統一プロセスへの越境的自決勢力（エスニシティ）の関与と、国連総会第4委員会及び国連信託統治理事会との相互作用について研究報告を行った。	
○発信手段： 【研究報告】 アフリカにおける越境的自決勢力の逆説－ 1950s トーゴ統一運動に関する現代的考察	配布／発信先： 新学術領域研究「グローバル関係学」第2回若手研究者報告会 (日時：2018年12月8・9日) (会場：京都大学稲盛財団記念館)
○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応	
下記のウェブサイトにて研究報告会の概要と成果が確認できる。	
・研究報告会概要 <a href="http://www.shd.chiba-u.jp/glblcrss/activities/activities20181113.html">http://www.shd.chiba-u.jp/glblcrss/activities/activities20181113.html</a>	
・報告会成果 <a href="http://www.shd.chiba-u.jp/glblcrss/activities/activities20190213.html">http://www.shd.chiba-u.jp/glblcrss/activities/activities20190213.html</a> - article	
○その他特記事項 本研究報告にかかる資料収集を2017～2018年10月の米国訪問時に関係者ヒアリングとは別に	



行った。研究報告にかかる旅費は、文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究（研究領域提案型）「グローバル関係学」（平成28～32年度）より支給された。

○テーマ：“Unresolved and Unexplored Questions of Dispatching the Japan Self Defense Forces”

○執筆者：中村長史

○概要：国際平和活動についての国際的な潮流を概観し、日本の平和安全法制へと至る議論を整理した上で、未だ解決していない論点と検討が十分ではない論点を指摘した。

○発信手段：

【論文】 Misako Kaji ed. *A Profile of Japan's International Cooperation*, School of International and Public Policy of Hitotsubashi University, 2019年3月

配布／発信先：

JICA Development Studies Program を開講する日本国内の大学院

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項なし

○テーマ：「平和維持・平和構築をめぐる論争の構図」 ○執筆者：中村長史

○概要：「日本は紛争地の平和維持や平和構築のために、自衛隊を積極的に海外に派遣すべきか」という論点について、派遣積極派の論拠と派遣消極派の論拠を整理し、解説した。

○発信手段：

【共著】佐藤史郎，川名晋史，上野友也，齊藤孝祐編『日本外交の論点』（法律文化社、2018年4月）116－125頁。

配布／発信先：

市販

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項なし

○テーマ：「未完の九条＝憲章構想—集団安全保障をめぐる2つのトラウマを超えて—」

○執筆者：中村長史

○概要：集団安全保障への日本の参加/協力に関して、冷戦期から現在に至るまでの日本国内に

<p>おける議論を整理し、未だ解決していない論点と検討が十分ではない論点を指摘した。</p>	
<p>○発信手段： 【共著】川名晋史、佐藤史郎編『安全保障の位相角』（法律文化社、2018年12月）58－76頁。</p>	<p>配布／発信先： 市販</p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「自衛隊海外派遣論議が深まらないわけ」 ○執筆者：中村長史</p>	
<p>○概要：自衛隊の海外派遣について、派遣積極派の論拠と派遣消極派の論拠を一般の読者向けに解説した上で、さらに議論を深めることの必要性を指摘した。</p>	
<p>○発信手段： 【コラム】『SYNODOS: Academic Journalism』2018年12月10日。</p>	<p>配布／発信先： オンライン <a href="https://synodos.jp/politics/22249">https://synodos.jp/politics/22249</a></p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p> <p>○その他特記事項なし</p>	
<p>○テーマ：「自衛隊の『日報問題』とシビリアン・コントロール」</p> <p>○執筆者：西田一平太</p>	
<p>○概要：2016年7月に発生したジュバ騒乱の際における国連南スーダンPKOに派遣されていた日本隊の日報の扱いについて、その経緯や情報管理体制・意思決定プロセスなどを概観し、「シビリアン・コントロールの機能不能」ではないことを指摘した。</p>	
<p>○発信手段： 【ウェブ】安全保障・外交政策研究会 カレント・トピックス記事（2019年5月） <a href="http://ssdpaki.la.coocan.jp/topics/10.html">http://ssdpaki.la.coocan.jp/topics/10.html</a></p>	<p>配布／発信先： 同研究会ウェブページにて開示。 同研究会メールマガジン登録者に発信。</p>
<p>○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明</p>	

○その他特記事項なし

○テーマ：「インド太平洋戦略における『ベンガル湾』地域協力の重要性」

○執筆者：西田一平太

○概要：2017年12月に公表された米国の国家安全保障戦略にて「インド太平洋」概念が正式に記載されたことを機に、その準地域であり今後の安全保障協力の焦点となることが想定される「ベンガル湾」地域に着目し、その重要性について解説した。

○発信手段：

【ウェブ】国際情報ネットワーク分析/IINA（2018年1月）  
<https://www.spf.org/iina/articles/diplomacy-bengal-economy.html>

配布／発信先：

同ウェブページにて開示。同ウェブページを運営する笹川平和財団のメールマガジン登録者に発信。

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項なし

○テーマ：「日本の対ASEAN防衛外交：ビエンチャン・ビジョンとは何か？」

○執筆者：西田一平太

○概要：2016年11月に稲田防衛大臣（当時）が発表した「ビエンチャン・ビジョン～日ASEAN防衛協カイニシアティブ」につき、その背景を解説し実施内容を論評した上で、国連を通じた支援も含め同ビジョンに基づく安全保障協力の拡充の必要性を主張した。

○発信手段：

【ウェブ】国際情報ネットワーク分析/IINA（2018年8月）  
<https://www.spf.org/iina/articles/nishida-asean-economy.html>

配布／発信先：

同ウェブページにて開示。同ウェブページを運営する笹川平和財団のメールマガジン登録者に発信。

○国内・海外メディアでの掲載状況、他論文への引用状況、国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応は不明

○その他特記事項なし

## 6. 事業総括者による評価

### (1) 全般

平成 29 年 4 月外務省の外交・安全保障調査研究事業費補助金事業の指定決定を受け、約 2 年間調査研究活動を行ってきた。

事業計画書で予定した計画を概ね実施できたと評価している。また、補助金経費も予算の範囲内で適正に執行できたと評価している。

調査研究の概要は、研究会 15 回、聞き取り調査 11 回、自衛隊の部隊等の訪問調査 5 回、海外の機関等への訪問調査 6 回及びセミナーの開催（共催）1 回であった。

それぞれの調査研究の成果は、本編第 4 項の事業の成果及び資料編に整理している。本編第 4 項は要点のみ記述し、資料編は調査内容の全文を掲載している。

平成 29 年度は主として国際連合平和維持活動に係る調査研究を、平成 30 年度は主として国際連携平和安全活動、国際平和共同対処事態における協力支援活動に係る調査研究を行ってきた。

これらの調査研究を通じて得られた教訓事項を提言として本編第 4 項第 5 号に記載している。

提言は、当面及び中長期的に検討が求められる事項の 2 区分となっている。さらに、当面、及び中長期とも法律上、政策上、運用上の 3 区分で検討して欲しい事項をまとめている。

今後の改善施策の資となれば幸甚である。

### (2) 調査の成果

#### ① 聞き取り調査

聞き取り対象者は、本研究の対象となる活動の焦点に立って対処されてきた人々であり、先ずは人選が適切であったと評価している。

同対象者の主要発言として注目されたのは、平和安全法制を一步前進したものと評価されていたこと、自衛隊が行動するに際しては未だ任務権限上不備があること、文民の活用を図ること、国際平和協力の現場に立つこと及び同地域の状況・情報収集を継続的に行うことの重要性であった。

そのために、我が国の国際平和協力の大綱・方針を早期に定めること、自衛隊のみならずオールジャパンの取り組みについて検討すること、自衛隊は先進国型 PKO 等の能力を発揮すること、能力構築支援を推進すること、長期的には「安全保障法的基盤の再構築に関する懇談会報告書」

（平成 25 年 5 月）の具現化を目指すことなどの必要性が提示された。各人の発表内容は、いずれも示唆に富むものであり、最終報告書の提言事項に盛り込むべき多くの教訓を得た。

## ② 自衛隊の部隊等の訪問

自衛隊の部隊及び訓練現場を 4 回訪問した。受入れ準備、現地における説明等誠実に対応して頂いた。一方で保全意識の高さ、強さには驚くばかりであった。必要最小限のことのみ伝えるよう指導、指示されているのがよく認識できた。

今後期待したいことは（部隊、隊員ではない。）、列国の軍人のように「私的意見ではあるが」と前置きして意見を述べることを容認する国家になるようにしなければならない。そうしないと、現場の正確な状況が把握できず、実態に即した法制改正、運用の改善にも繋がらないであろう。

さらには、今後は、政治家、マスコミ等の軍事アレルギーを払拭する施策も講じる必要がある。

30 年度はモンゴルで行われている多国間訓練「カーン・クエスト 2018」の研修を行った。32 カ国の軍隊・軍人が PKO に派遣される前の訓練を共同で行っていた。陸上自衛隊も参加していたが、日本からの PKO への部隊派遣が途絶えている中、貴重な機会であり、各国軍隊との協調、相互連携のためにも重要であると認識した。

また、在日米陸軍司令部法務部を訪問し、米軍の ROE の説明を受けた。自衛権のうち我が国にはない「部隊防護権」の説明は参考になった。今後検討すべきものと認識した。

## ③ 国際機関等の訪問

国際機関等の訪問調査は、多大の成果を得ることができた。この訪問を機会として今後の各機関との交流のパイプを構築できた。

訪問先は、国際連合本部 2 回、オランダ外務省・国防省、NATO 等 1 回、アフリカ諸国 2 回、韓国 1 回、オーストラリア 1 回であった。

国連 PKO 局においては、主として PKO 局の組織改編の状況、PKO の今後の在り方・方向性、及び日本に期待することを聴取できた。

オランダ、NATO、EU においては、関係各機関の国際平和活動の現状、課題及び今後の取り組み並びに日本への期待を聴取することができた。また、我が国の国際連携平和安全活動、国際平和共同対処事態の検討に資するものが多く得られた。

アフリカにおいては、エチオピア、ウガンダ、ガーナにおける国際平和活動の実態を把握するとともに、コフィ・アナン国際 PKO 訓練センター（KAIPTC）等の訓練研究機関等との交流が図れた。

韓国においては、韓国の PKO 政策、国連待機制度への対応等について韓国の研究者との意見交換を行った。

オーストラリアにおいては、同国国防省、陸軍司令部、豪軍平和活動訓練センター、民軍センタ

一を訪問し、豪の PKO 政策等の概要を把握し、今後の我が国の国際平和協力の方向性の資を得ることができた。

#### ④ セミナー

青山学院大学国際研究センターとの共催セミナーを計画実施した。若手研究員が推進したセミナーであり、成功裏に終わった。

テーマは「アフリカに国際平和活動部隊を派遣することとは～MINUSMA におけるオランダの経験を通じて～」であった。

オランダと日本との派遣を取り巻く環境・制度上の比較、オランダがもつ教訓、地域機関への支援などが討議され、今後の我が国の施策検討に有用なセミナーであった。

#### (3) 若手研究者の育成

若手研究者は、年間を通じて積極的かつ真摯に調査研究に取り組んだと評価している。

聞き取り調査及び各機関訪問に際しての質問事項の準備、ヒアリング内容の記録・整理、評価・分析等子細に行った。特に海外の国際機関等への出張は、若手研究者を主体として派遣し、諸外国の研究者との対応能力が（語学能力も含めて）向上したと認識している。

若手研究者にはこの 2 年間に培ってきた機関との連携、人脈を活かし、研究活動の深化に努めて欲しいと願っている。

#### (4) 最後に

今年度で調査研究事業は終わるが、今回のテーマは継続して研究し、必要の都度意見提出を行い、一歩でも改善是正が行われるように寄与することが必要である。各研究員ともその意思は同じだと認識している。

最後に、このような研究の機会を頂いた外務省総合外交政策局の関係各位に感謝の意を表したい。